



Business Report 2020



信頼の世界品質、チャブ保険。

トップクラスの損害保険会社として、世界を牽引するチャブ・グループ。

54 の国と地域にわたるさまざまな人々を強く、そしてきめ細やかな絆で結びつけています。
私たちが考える「世界品質」とは、決して押しつけのグローバルスタンダードではありません。
世界をリードするに十分な企業スケールを背景にその国の文化、歴史、地理的な特性などを
深く理解し寄り添う、それこそが堅固で柔軟な私たちの「世界品質」です。

この考え方は、ここ日本においても貫かれています。1920 年（大正 9 年）横浜から歩み始め、
この国に寄り添いながら 100 年という長い年月の中で醸成されたかけがえのないチカラ・・・。

その一つひとつが私たちの信じる品質を形づくり、「世界品質」を築き上げています。

私たちは 1 世紀にわたり日本に寄り添っている、「信頼の世界品質、チャブ保険。」です。



おかげさまでチャブ保険は、
日本で 100 周年。

Contents

ごあいさつ Message from the CEO	2
Our Mission 私たちチャブ・グループがめざすミッションについて	4
経営について	7
会社概要	8
Chubb 損害保険株式会社 概要	8
代表的な経営指標	18
チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要	22
チャブ・グループ & チャブ保険の主な沿革	23
トピックス	24
会社の運営	26
内部統制の基本方針	26
コーポレート・ガバナンスの体制	28
コンプライアンス(法令等遵守) 態勢	29
環境問題への取り組み	30
第三分野保険の責任準備金の確認	31
リスク管理	32
社外・社内の監査態勢	37
勧誘方針	37
個人情報保護	38
反社会的勢力に対する基本方針	42
利益相反管理方針	42
お客様本位の業務運営に関する方針	43
お客様の声	44
ディスクロージャー(情報開示)の態勢	48
商品・サービスについて	49
保険のしくみ	50
商品ラインナップ	54
お客様サービス〈個人向けサービス〉	56
お客様サービス〈企業向けサービス〉	57
損害サービス	58
業績データ	59
事業の概況	60
経理の状況	70
企業集団等の状況	86
店舗所在地一覧	96

ディスクロージャー誌「Business Report 2020」は、当社の経営方針、事業の概況、財務状況等、事業活動についてより詳しく、わかりやすく説明するためのものです。当社を理解していただくうえでお役に立てば幸いです。

※本誌は、「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。

※本誌に掲載のデータや各種情報は、原則2020年3月31日を作成基準日としています。



ブラッド・ベネット

Chubb損害保険株式会社

代表取締役社長 兼 CEO

チャブ・ファー・イースト リージョナル・プレジデント

チャブ・リミテッド シニア・バイス・プレジデント

ごあいさつ Message from the CEO

日本での100年を礎に、次の100年を見据え邁進してまいります。

はじめに「令和2年7月豪雨」により被害を受けられた皆様、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様およびご家族の皆様、また感染の拡大により困難な状況に置かれている皆様に心からお見舞い申し上げます。

チャブ保険は、日本での創業開始から2020年で100周年を迎えました。当社は1920年に横浜から歩みをはじめ、最初に販売した商品は海上保険でした。当社は現在、北海道から沖縄まで全国にオフィスを構え、これまで多くのお客様に保険サービスを提供してまいりました。この100年の間に世界は変わり、時代とともに変化するお客様のニーズに合わせて当社も変化してきました。しかし、変わらないものもあります。それは、日本のお客様に世界でトップクラスの商品やサービスを提供するという当社の強い信念です。この信念こそが、当社が市場で成長しお客様に提供するサービス向上の原動力となっています。当社は、今回のような未曾有の災害時においても、お客様が一番当社を必要としている時にこそお客様に寄り添ってまいりたいと考えています。

2019年度チャブ保険は、前年比およそ8%増の記録的な成長を遂げ、4年連続で業界他社を上回る増収率を記録することができました。また、ほぼすべてのビジネスラインおよび販売チャンネルにおいて非常に堅調な結果となりました。特に火災保険、新種保険、ファイナンシャルライン、旅行保険では大幅に増収し、すべて2桁の成長となりました。当社はこうした結果を基盤にデジタル面での能力向上、商品開発および事業のさらなる拡大に向け将来への投資を積極的に行いたいと考えています。

一方チャブ・グループに目を向けると世界的に見ても一株当たり利益、一株当たり純資産、一株当たり有形固定資産の成長などにおいて好調な業績を挙げています。正味収入保険料は5.7%増の400億USD超、純資産は12.4%増となりました。チャブ・グループは、上場している損害保険会社で時価総額において引き続き世界最大級の損害保険会社となりました。

当社は、過去100年間にわたり日本市場の一員として活動できたことを非常に光栄に思います。先人たちが私たちのために道を切り拓き、遺産を築き上げてくれました。これらを礎として、次の100年を見据え邁進してまいります。受け継いだ遺産を大切にその一員であることを誇れるよう全力で取り組むとともに、この組織を次の世代へと誇りをもって受け継いでいけるよう日々精進してまいります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



Our Mission

私たちチャブ・グループがめざすミッションについて

2016年の経営統合に基づき始動したチャブ・グループ。

その日本法人として生まれ変わったチャブ保険には、

世界を舞台に54の国と地域でビジネスを展開する仲間たちとの間に遵守すべき使命 Our Mission が定められています。

これはチャブ・グループ全員が達成すべき命題であり、

私たちの思考および行動における最も根幹をなす言わば企業哲学に通じるものです。

私たちはこの Our Mission を真摯に受け止め、

その達成に向け日々誠実に向き合っています。



今を守り、より良い未来を築く

チャブ・グループの中核に据えられた基本的な考え方には、コーポレートシチズンシップがあります。すなわち保険という職人技※をいかに行使し、お客様にサービスを提供するためにどのように協力するか、互いの接し方、そしてコミュニティと地球にとってより良い世界をつくるためにどう働くか・・・ということの中心には、良き企業市民としての精神が不可欠です。シチズンシップとはつまり、責任です。チャブ・グループは、その責任を「今を守り、より

良い未来を築く」というコアバリューとミッションを反映する形で実行します。

チャブ・グループは、リスクに対する安心を提供し、人々や企業の成長および繁栄を手助けすることでその使命を達成します。すなわちエクセレンス、誠実、インクルージョン、機会を大切に、それらに報いる文化を維持することにより、また地球を守るために取り組み、恵まれない人々やコミュニティが生産的で健康的な生活を

手に入れ維持できるよう支援すること、そして法の支配を促進することにより初めて使命を果たすことができます。

18世紀フィラデルフィアのルーツから、責任ある市民であるというコミットメントとともにダイナミックで先を見据えたグローバル企業になるべく成長してきました。チャブ・グループは時間、資金面においての貢献を含む幅広い活動を通じて、こうしたコミットメントを果たすべく行動しています。

※

Craftsmanship

社員に求められるクラフトマンシップ(職人技)

保険は、ある意味緻密な技術に裏づけられたクラフトマンシップ(職人技)をもって成立するビジネスと言えます。私たちチャブグループは、このクラフトマンシップを社員に求める4つの理想として常に標榜し、かつ仕事に臨むうえで求め続ける課題と捉えています。

自らに厳格な
技術的向上を
求める

ローカルの
“ならでは”を
徹底的に学ぶ

Craftsmanship
職人技

絶え間ない改善
により組織の
成長を促す

“CAN DO”の
姿勢で未来の
扉を開く

慈善活動

チャブ・グループは、恵まれない人々やコミュニティが私たちの事業を営む地域において生産的かつ健康的な生活を手に入れ、維持することを支援する責任があると認識しています。慈善事業は、主にチャブ慈善財団(Chubb Charitable Foundation)およびチャブ法治基金(Chubb Rule of Law Fund)を通じて資金を供給しています。

チャブ慈善財団は実行可能な問題に取り組み、貧困の緩和、リスクのある人々の健康改善、良質な教育を受ける機会の提供および環境の保護に貢献しています。過去10年間に、1億ドル以上を同財団に寄付してきました。

同財団の活動の例としては、長年にわたり難民の定住と生産的な生活の確立を支援する取り組みをはじめ、国際レスキュー

委員会(International Rescue Committee)を支援してきました。同財団は、中国とベトナムでの学校建設、メキシコとコロンビアでのマイクロファイナンス(貧困層向け小規模金融サービス)プロジェクトへの資金提供、米国そして全世界においてTeach for AmericaおよびTeach for Allプログラムの主要パートナーとしての役割を果たしてきました。

環境

チャブ・グループは、気候変動の現実と人間の活動が地球におよぼす大きな影響を認識しています。私たちの環境に関する取り組みには、環境フットプリント(人間が環境に与える負荷)を削減し、慈善活動を通じてコミュニティの回復力を強化し、気候変動の影響から生物多様性を保護するための取り組みを行いたいという強い願いが反映されています。

チャブ慈善財団および当社の従業員は、The Nature Conservancy(自然保護)やThe Conservation Fund(保全基金)など、環境にまつわる様々な慈善活動や、世界中の地域コミュニティでのボランティア活動を支援しています。チャブ慈善財団の助成金は不安定な土地や生息地の保全、グリーンビジネスを営む起業家への資金提供、米国および世界中の健康的かつ

持続可能な環境を促進する教育プログラムの支援に役立っています。

チャブ・グループは、2019年に石炭関連の引受および投資に関する新しい方針を採用し、2016年を基準値として科学的根拠に基づいた新しい温室効果ガス(GHG)排出削減目標を設定しました。2019年末までには、GHGの絶対排出量を20%削減するという最初の目標を達成しました。これらの目標は不動産ポートフォリオの最適化、エネルギー効率プロジェクトおよび再生可能電力の購入を組み合わせることによって達成されています。また2019年、国際NGOのCDPによる気候変動プログラムランキングでBのスコアを獲得しました。

Diversity and Inclusion

ダイバーシティとインクルージョン

(一人ひとり異なる個性や生き方を受け入れ、それらを活かす寛容さ)

チャブ・グループは、多様で包括的な実力主義を育む場である組織内において機会を確保する責任があると認識しています。社員全員が向上し前進する機会を提供することなくして、私たちの成功はあり得ません。またリーダーには信条や人生のバックボーンに関係なく、多様な才能の組み合わせを醸成することへの責任を持たせています。なおこの分野における広範な取り組みには、メンターシップ、アフィニティグループ、ダイバーシティ意識トレーニング、管理職育成プログラムおよび採用と昇進における多様な人材確保の義務化が含まれています。

また取り組みの例には、当社のビジネスラウンドテーブルアンドリージョナルインクルージョンカウンシルズ (Business Roundtables and Regional Inclusion Councils) が含まれます。これはビジネス

全体にわたるダイナミックなネットワーキングを促進し、多くの従業員を建設的な対話に参加させるものです。その他の取り組みには、若手女性社員の専門能力の継続的な開発をサポートするプログラムであるチャブ・スタート (Chubb Start) および女性幹部社員、男性社員、インクルージョンの第一人者らがそれぞれの背景、経験、苦勞して手に入れた知識を共有するためのグローバルおよび各地域のシリーズである講義チャブ・シグネチャーズ (Chubb Signatures) があります。

チャブ法治基金

チャブ・グループは、企業市民として法による支配が市場を適切に機能させ、個人の自由を保護するために不可欠であるとして受け入れており、自由主義的な世界秩序の基礎・基盤として認識しています。独自の企業イニシアチブであるチャブ法治基金を通じて、法による秩序の維持と発展を促進する世界中のプロジェクトを支援しています。

当基金は2008年に設立されて以来、世界各国で司法アクセスの改善、裁判所の強化、汚職との戦い、そしてお客様、従業員、仲間である市民の皆様が繁栄できる安全かつ自由な状況の創出に焦点をあてた55のプロジェクトを支援してきました。

チャブ法治基金は、チャブ慈善財団と15のチャブのパートナー法律事務所からの寄付による資金提供を受けています。2019年

には、10の新しいプロジェクトに資金が提供されました。その中にはグアテマラの司法の独立を強化するための取り組み、米国で仮釈放のない終身刑に直面している未成年への訴訟サポート、ベトナムでの行政法サポート、イングランドとウェールズの精神病棟の子供たちに対する権利保護等がありました。

Chubb Rule of Law Fund

経営について

会社概要	8
Chubb 損害保険株式会社 概要	8
代表的な経営指標	18
チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要	22
チャブ・グループ & チャブ保険の主な沿革	23
トピックス	24
会社の運営	26
内部統制の基本方針	26
コーポレート・ガバナンスの体制	28
コンプライアンス (法令等遵守) 態勢	29
環境問題への取り組み	30
第三分野保険の責任準備金の確認	31
リスク管理	32
社外・社内の監査態勢	37
勧誘方針	37
個人情報保護	38
反社会的勢力に対する基本方針	42
利益相反管理方針	42
お客様本位の業務運営に関する方針	43
お客様の声	44
ディスクロージャー (情報開示) の態勢	48

企業データ

チャブ保険は、斬新な発想とチャブ・グループのグローバルなネットワークをもとに、多様なお客様に対し企業火災保険、個人火災保険、新種保険、傷害保険、自動車保険等を提供しています。1999年7月、エース・リミテッドによる米シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門の買収を始め、2016年1月にはチャブ・コーポレーションを買収。エース・リミテッドがチャブ・リミテッドへと社名変更したことを受け、2016年10月に日本でもチャブの名を冠した社名へと変わりました。

チャブ保険はそのチャブ・リミテッドの100%子会社であり、チャブ・グループの一員です。豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受ノウハウ、高品質の損害サービス、グローバルな拠点展開等によりお客様のご要望にお応えします。

名称	Chubb 損害保険株式会社 略称：チャブ保険 英文社名：Chubb Insurance Japan
本社所在地	東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
設立	1996年1月26日（日本法人化）
株主名	エース・INA・オーバーシーズ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
代表者	代表取締役社長 兼 CEO ブラッド・ベネット
資本金	50億円（2020年3月現在）
総資産額	661億2,200万円（2020年3月末現在）
元受正味保険料 （収入積立保険料を除く）	641億7,000万円（2020年3月期）
正味収入保険料	251億1,700万円（2020年3月期）
単体ソルベンシー・マージン比率	1,552.8%（2020年3月末現在）
保険財務力格付	スタンダード & プアーズ社 AA-（2020年8月現在）

チャブ保険の共通目的

チャブ保険は共通目的“Common Purpose”に基づき、お客様、パートナーである代理店、将来のリーダー社員を対象に以下のミッションを標榜し、その遂行に力を注いでいます。

- 私たちは、お客様が困難に直面した時、お客様に確かな安心と補償を提供します。
- 私たちは、ビジネスパートナーに、次の世代につながる繁栄と成功を約束し、未来につながる信頼を構築します。
- 私たちは、高い基準と倫理観を掲げ、その実践を通じて将来のリーダーを育成します。

Chubb 行動規範

当社では倫理行為において組織が各個人に対して期待する基準を明確に定義し、チャブ・グループの一員として日々の活動で進むべき道を Chubb 行動規範に指し示しています。

Chubb 行動規範には、以下のような項目が記載されています。

- 私たちの価値という指針 - Chubb の文化
- 協力と尊重
- 信頼と信用
- 誠実性
- 誠実性と透明性
- 社会全体にとっての利益



チャブ保険の強み

- 格付ランク「AA-」。安定した財務基盤をベースに、お客様の信頼にお応えします。

米国格付機関スタンダード & プアーズ社より、日本法人として保険財務力格付および発行体格付ともに信用性の高い「AA-」を獲得。優れた財務基盤に裏づけられた安心をご提供します。なお、最新の格付情報については、スタンダード & プアーズ社の公式ホームページ (<https://www.standardandpoors.com>) またはスタンダード & プアーズ社 (電話：03-4550-8000) までお問い合わせください。

- 単体ソルベンシー・マージン比率 1,552.8% は、高い支払い能力の証です。

あらゆるリスクや環境変化への安定した対応をめざし、保険金の支払い能力の強化を積極的に推進しています。単体ソルベンシー・マージン比率は、「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされる 200% を大きく上回る 1,552.8% *。巨大災害の発生や資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超える危機が発生した場合にも、お客様に確かな安心をお約束します。

* 2020 年 3 月末現在

- 国内 2,000 店舗以上のプロフェッショナルな代理店が、親身になってご相談を承ります。

チャブ保険のネットワークで結ばれている代理店は、日本国内に 2,000 店舗以上。いずれも専門性に富んだプロフェッショナル集団であり、お客様のニーズにマッチした保険商品やサービスのご紹介、的確なアドバイスで問題解決をめざします。気軽にご相談いただける身近なリスクマネージャーです。

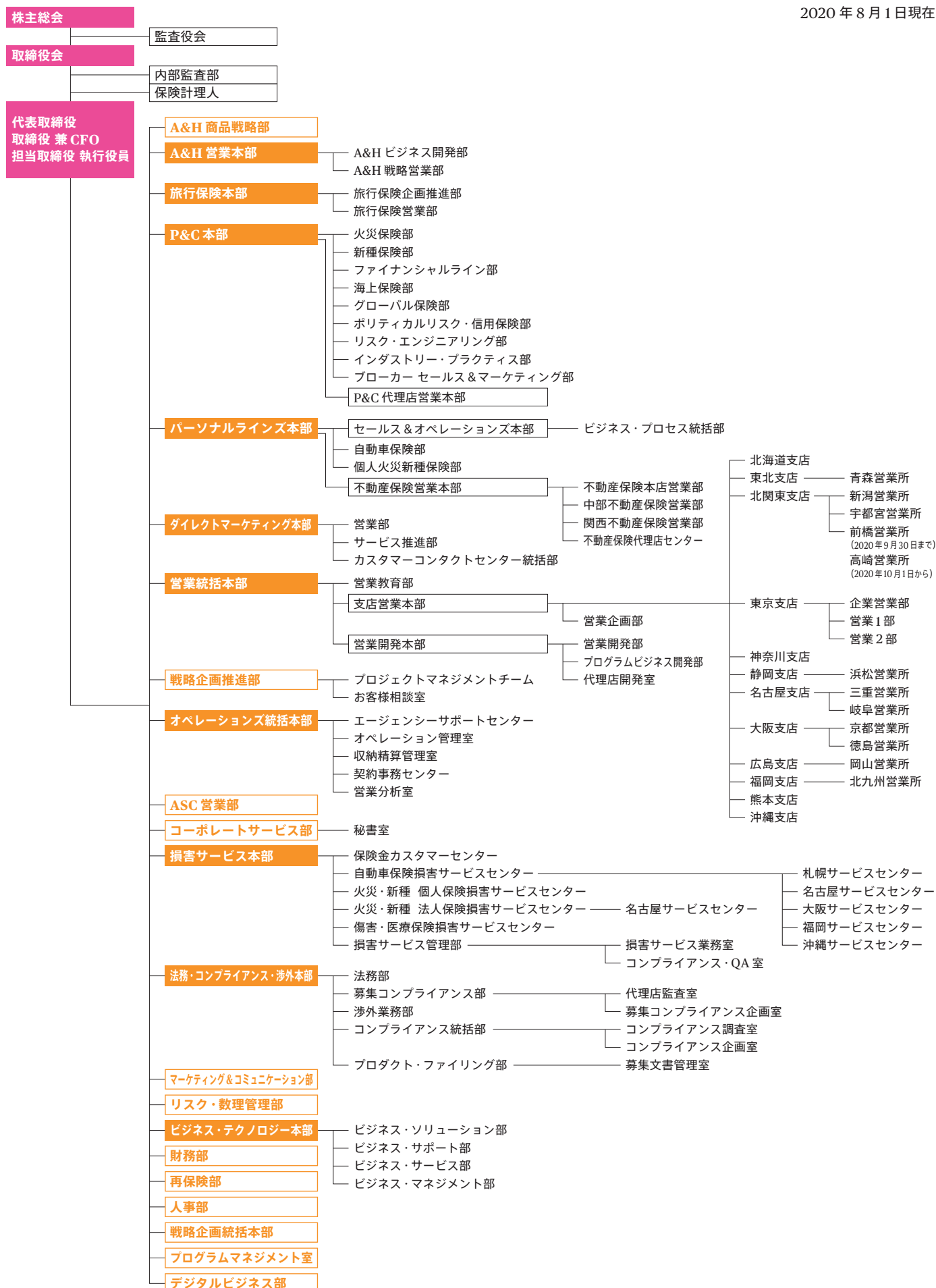
子会社について

Chubb 少額短期保険株式会社

正式社名	Chubb 少額短期保険株式会社 (略称：チャブ少額短期保険 英文社名：Chubb SSI Japan)		
本社所在地	東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 29 号 ガーデンシティ品川御殿山		
設立	2006 年 10 月 10 日	出資比率	100 %
代表取締役社長	篠原 俊裕	主な事業内容	少額短期保険業、およびこれに付帯関連する業務
資本金	2 億 3,000 万円 (2020 年 3 月末現在) (内訳：資本金 1 億 5,500 万円、資本準備金 7,500 万円)		

組織図

2020年8月1日現在



株主の状況

基本事項

定時総会開催時期	毎年4月1日から4ヵ月以内
決算期日	毎年3月31日
公告掲載	ホームページ

株式の分布状況・大株主

株主名	エース・INA・オーバーシーズ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
住所	バミューダ、ハミルトン、ウッドボーン アベニュー 17
所有株式数	163千株
発行済株式総数に対する 所有株式数の割合	100%

資本金の推移

当社は、1996年1月に資本金30億円(授權資本金100億円)にて設立されました。その後、1999年12月23日付で16億5千万円、2002年3月27日付で10億円、2003年3月29日付で5億円、2004年3月27日付で7.5億円、2006年3月16日付で5億円の増資を行い、さらに2009年3月23日付で7.5億円の増資を行い、増資後81.5億円の資本金となっております。

その後、繰越利益剰余金に振り替えて欠損を解消することを目的に、2018年3月1日付で31.5億円の減資を行い、50億円の資本金となっております。

	増資額 [億円]	減資額 [億円]	増(減) 資後 資本金 [億円]	適用
1996年1月26日	—	—	30	設立
1999年12月23日	16.5	—	46.5	第三者割当による 新株発行
2002年3月27日	10	—	56.5	同上
2003年3月29日	5	—	61.5	同上
2004年3月27日	7.5	—	69	同上
2006年3月16日	5	—	74	同上
2009年3月23日	7.5	—	81.5	同上
2018年3月1日	—	31.5	50	減資



株主総会の状況

- **第25 回定時株主総会** 第25 回定時株主総会は、2020 年 6 月 26 日（金）当社本店会議室において行われました。
報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項：1. 第25 期（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）に係る、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の内容につき報告の件

2. 第25 期（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）に係る事業報告の内容につき報告の件

上記内容について報告しました。

決議事項：第1 号議案 任期満了に伴う取締役の再選

第2 号議案 監査役選任の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。





ブラッド・ベネット

代表取締役社長 兼 CEO

ファー・イースト リージョナル・プレジデント

1986年 Allstate (米国) フィールドセールスマネジメント
 1995年 AIG (タイ) 代理店執行役
 1998年 AIG (中国) 代理店営業リージョナル・バイス・プレジデント
 2001年 AIG (日本) 代理店営業シニア・バイス・プレジデント
 2005年 AIG 損害保険 (マレーシア) プレジデント 兼 CEO
 2008年 AIG (韓国) プレジデント 兼 CEO
 2011年 チャーティス・ファーイースト・ホールディングス株式会社 (日本) 最高執行責任者 (COO) 兼
 チーフディストリビューションオフィサー (CDO)
 2012年 コンバインド・インシュアランス 社長
 2014年 チャブ・リミテッド シニア・バイス・プレジデント 兼 コンバインド・インシュアランス 社長
 2017年 当社 代表取締役社長 兼 CEO
 チャブ・ファー・イースト リージョナル・プレジデント
 チャブ・リミテッド シニア・バイス・プレジデント



パトリック・スコット・ローリス

取締役 兼 CFO (最高財務責任者)

ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

1989年 アーサーアンダーセン LLP
 1997年 マッカイ精製糖社
 1999年 プライスウォーターハウスクーパース LLP コンサルティングサービスディレクター
 2004年 チューリッヒ保険会社 アソシエイト・バイス・プレジデント
 財務プロジェクトマネージャー
 2006年 同社 アソシエイト・バイス・プレジデント 業務計画・実行担当
 2007年 同社 バイス・プレジデント 損害保険 戦略計画責任者
 2010年 同社 バイス・プレジデント 損害保険 (財務) プロジェクト責任者
 2011年 同社 CFO (最高財務責任者)
 2014年 当社 取締役 兼 CFO (最高財務責任者)
 ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



佐々木 寿彦

取締役 兼 CDO 兼 営業統括本部長

1980年 INA 保険
 1998年 シグナ保険会社 東京統括支店長
 1999年 同社 首都圏本部長
 2001年 AIU 保険会社 日本支社 営業開発チーム
 2005年 同社 営業開発部長
 2007年 同社 営業開発本部長
 2010年 同社 営業開発アシスタントバイスプレジデント本部長
 2011年 当社 取締役 兼 営業統括本部長
 2015年 当社 取締役 兼 CDO (チーフ・ディストリビューション・オフィサー) 兼
 営業統括本部長



ウィリアム・ワーバ

取締役 兼 COO (チーフ・オペレーション・オフィサー)

ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

1998年 AIG イースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社
 オペレーション & システム担当
 日本・韓国地域 リージョナル・バイス・プレジデント
 2010年 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (アリコジャパン)
 シニア・バイス・プレジデント 兼 セバレーション・オフィサー
 2011年 メットライフアリコ生命保険株式会社
 テクノロジー & アドミニストレーション担当 シニア・バイス・プレジデント
 2013年 当社 執行役員 兼 CAO (最高業務管理責任者)
 ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント
 2020年 当社 取締役 兼 チーフ・オペレーション・オフィサー (COO)
 ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

役員および執行役員の状況



デイビッド・モロー

取締役 兼 P&C 本部長
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

2003 年 損保ジャパン UK 企業保険 アンダーライター
2006 年 AIG UK P&C ポートフォリオ・マネジャー
2009 年 エース・インシュアランス・リミテッド(ニュージーランド) P&C マネジャー
2013 年 エース INA オーバーシーズ・インシュアランス P&C 本部長
2015 年 エース・インシュアランス・マレーシア・バーハド P&C 本部長
2017 年 当社 取締役 兼 P&C 本部長
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



高橋 和人

取締役 (A&H 担当)
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

1993 年 廣告社株式会社
1997 年 株式会社東急エージェンシーインターナショナル(現 株式会社フロンテッジ)
2000 年 レオバーネット株式会社(現 ビーコンコミュニケーションズ株式会社)
アカウントディレクター(営業部門長)
2007 年 アメリカンホーム医療損害保険株式会社
ダイレクトマーケティング部 部長
2012 年 同社 マーケティング本部長
2015 年 当社 ダイレクトマーケティング本部長
2018 年 当社 執行役員 (A&H 担当)
当社 取締役 (A&H 担当)
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



ジャスティン・ボイソン

取締役 兼 パーソナルラインズ本部長
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

2002 年 フォード・モーター・カンパニー
2008 年 AIG (欧州) ヨーロッパ・リージョナル・マネージャー
2012 年 デロイト・コンサルティング マネージャー
2014 年 エース・インターナショナル パーソナルラインズ部門 バイス・プレジデント
2018 年 当社 取締役 兼 パーソナルラインズ本部長
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



佐野 佳男

取締役 兼 法務・コンプライアンス・渉外本部長

1985 年 日本生命保険相互会社
2005 年 同社 不動産法務室長
2005 年 ユニファイド・パートナーズ株式会社 エグゼクティブ・ディレクター
2009 年 エートス・ジャパン・エルエルシー 法務・コンプライアンスディレクター
2015 年 カーディフ・アシュアランス・ヴィ 法務・コンプライアンス統括部長 兼
カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール 法務・コンプライアンス統括部長
2017 年 当社 執行役員 兼 法務・コンプライアンス統括・募集管理本部長
2018 年 当社 取締役 兼 法務・コンプライアンス・渉外本部長



南 由紀

取締役 兼 人事部長 (CHRO)

- 1993 年 AIU 保険会社 人事部
- 1997 年 ファクトセット・パシフィック
コンサルティングサービス マネージャー
- 2001 年 タワーズペリン (現 ウィルス・タワーズワトソン)
リワード & パフォーマンスマネジメントグループ アソシエイト
- 2003 年 プライスウォーターハウスクーパース HRS 株式会社 マネージャー
- 2008 年 株式会社ヘイコンサルティンググループ
コンサルティングサービス シニアコンサルタント
- 2012 年 合同会社 西友 人財部 バイス・プレジデント
- 2017 年 当社 執行役員 兼 人事部長 (CHRO)
- 2018 年 当社 取締役 兼 人事部長 (CHRO)



ダーク・ラッセル

執行役員 兼 損害サービス本部長

- 1997 年 AIG タイ バイス・プレジデント
損害サービスマネージャー
- 1999 年 AIG ユニバンコセグロス (ブラジル)
損害サービスディレクター
- 2002 年 AIG サウス・イースト・アジア・リミテッド (香港) バイス・プレジデント
リージョナル損害サービスマネージャー
- 2007 年 AIG ジャパンホールディングス株式会社 シニア・バイス・プレジデント
損害サービスエグゼクティブ
- 2013 年 AIG ジャパンホールディングス株式会社 シニア・エグゼクティブ
損害サービストランスフォーメーション
- 2017 年 当社 執行役員 兼 損害サービス本部長



ノエル・ケレイタ

執行役員

ファー・イースト リージョナル CIO (最高 IT 管理責任者)

- 2000 年 バンカーズ・トラスト・カンパニー (オーストラリア)
バイス・プレジデント ビジネス・デリバリー、ビジネス・サービス
- 2005 年 BT ファイナンシャル・グループ (オーストラリア)
バイス・プレジデント プロセス・インブルーメント、カスタマー・サービス・トランスフォーメーション
- 2007 年 エース・アジア・パシフィック ストラテジック・プログラム・ディレクター
- 2012 年 エース・ファー・イースト リージョナル CIO (最高 IT 管理責任者)
- 2013 年 当社 執行役員 兼 ビジネス・テクノロジー本部長
- 2015 年 チャプノースアメリカ IT インフラ担当シニア・バイス・プレジデント
- 2017 年 チャプインターナショナルコンシューマーラインズ IT 担当シニア・バイス・プレジデント
- 2019 年 当社 執行役員
ファー・イースト リージョナル CIO (最高 IT 管理責任者)

監査役・会計監査人の状況

■山崎 善久 監査役	1978年	AIU 保険会社 (現 AIG 損害保険株式会社)
	1992年	同社 九州地区副本部長
	1996年	同社 法人開発企画推進部長
	1999年	同社 首都圏第三営業部長
	2001年	当社 傷害保険事業部長
	2004年	当社 北関東支店長
	2008年	当社 東京支店長
	2012年	当社 西日本営業本部長
	2015年	当社 監査部調査役
	2017年	当社 監査役
■米山 修 監査役	1973年	安田火災海上保険株式会社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
	1997年	同社 近畿業務部長
	1999年	同社 金融法人部長
	2002年	株式会社損害保険ジャパン 金融法人部長
	2003年	同社 常務執行役員 兼 関西本部長 兼 関西業務部長
	2006年	同社 取締役嘱常務執行役員
	2007年	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 代表取締役副社長執行役員
	2009年	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 (現 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社) 監査役
	2012年	TPR 株式会社 監査役
	2013年	当社 社外監査役
■上野 達夫 監査役	1990年	長島大野法律事務所 (現長島大野常松法律事務所)
	1993年	桃尾松尾難波法律事務所
	1996年	Finnegan,Henderson,Farabow,Garett & Dunner 法律事務所 (ワシントン DC)
	1997年	三井安田法律事務所
	2004年	ローム株式会社法務部 (京都)
	2016年	堺筋総合法律事務所 (京都)
	2018年	中村国際刑事法律事務所
	2020年	当社 社外監査役

PwC あらた有限責任監査法人

会計監査人

従業員の状況

2020年3月31日現在

	男性	女性	総平均
平均年齢	47.2 歳	44.3 歳	46 歳
平均勤続年数	12.7 年	7.5 年	10.5 年
平均給与月額	708,664 円	453,034 円	603,634 円
従業員数	347 名	242 名	589 名

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、休職者を含んでおりません。
2. 平均給与月額は2020年3月の税込定例給与であり、賞与・時間外手当等を含んでおりません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位までを表示しております。

社員研修制度

損害保険事業を通じて広く社会に貢献するという当社の企業理念を理解し、その達成のために、スピード、柔軟性、機敏性を基盤とする当社の企業文化を担うプロフェッショナルな人材の育成と社員の能力開発に努め、組織の活性化を図ることを目的として進めております。そのため、新入社員研修、リーダーシップ強化研修等の全体的な共通知識・能力の育成・向上を目的とする「階層別集合研修」、各専門部が実施する専門知識・能力の育成・強化を目的とする「業務研修」、随時行われる「テーマ別研修」、さらには自己啓発をも含めた「各種通学・通信研修」、「社外講座」受講等を組合せて実施しております。



福利厚生

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しております。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ■ 確定拠出年金制度 | ■ 人間ドック補助制度 |
| ■ Chubb 持株優遇制度 | ■ 財形貯蓄制度 |
| ■ 所得補償保険制度 | ■ 保険料補助制度 |
| ■ 慶弔金・災害見舞金支給制度 | ■ 福利厚生代行サービス |

代表的な経営指標

(単位：百万円)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度
正味収入保険料 ※ 1 (対前期増減率)	22,615 (3.8%)	23,291 (3.0%)	25,117 (7.8%)
保険引受利益 ※ 2 (対前期増減率)	1,158 (△ 59.0%)	234 (△ 79.7%)	3,057 (1,203.1%)
経常利益 ※ 3 (対前期増減率)	1,118 (△ 62.5%)	499 (△ 55.3%)	3,122 (524.6%)
当期純利益 ※ 4 (対前期増減率)	5,874 (144.7%)	145 (△ 97.5%)	2,286 (1,467.7%)
正味損害率 ※ 5	41.2%	45.9%	41.6%
正味事業費率 ※ 6	48.2%	49.1%	49.9%
純資産額 ※ 7	12,816	12,689	14,973
総資産額 ※ 8	62,729	64,214	66,122
その他有価証券評価差額金 ※ 9	719	446	443
単体ソルベンシー・マージン比率 ※ 10	1,588.6%	1,609.3%	1,552.8%

(注) ※ 1. 正味収入保険料

元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

※ 2. 保険引受利益

保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費および一般管理費土その他収支
(その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。)

※ 3. 経常利益

通常の会社の事業(保険引受・資産運用等)から発生する取引を経常取引といい、
それらの取引の集計の結果計算された利益をいいます。

※ 4. 当期純利益

上記経常利益に特別損益を加算し、法人税および住民税と法人税等調整額を控除した利益をいいます。

※ 5. 正味損害率

保険金の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。
(正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

※ 6. 正味事業費率

事業費の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。
保険引受に係る正味事業費 ÷ 正味収入保険料

※ 7. 純資産額

総資産から会社の負債の部の合計額を控除したものです。純資産の部合計の数値と一致します。

※ 8. 総資産額

会社の貸借対照表上の資産の総額をいいます。

※ 9. その他有価証券評価差額金

金融商品会計適用により会社が所有する有価証券のうちその他有価証券については貸借対照表の表示が
時価表示となっています。その時価と会社帳簿価額の差額(未実現損益)から税相当額を控除した純額を
貸借対照表の上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

※ 10. 単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する資本金・準備
金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断する指
標のひとつでありその数値が 200 % 以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」
とされています。

正味収入保険料

2019	25,117	251億1,700万円 (対前年比 +7.8%)
2018	23,291	
2017	22,615	

(単位：百万円)

元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料（収入積立保険料を除く）

2019	64,170	641億7,000万円 (対前年比 +8.8%)
2018	58,963	
2017	55,231	

(単位：百万円)

元受収入保険料（グロス）から諸返戻金を控除したものです。ただし、満期返戻金は控除しません。

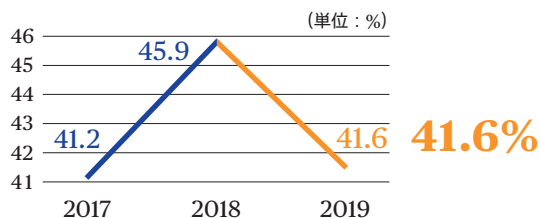
総資産額

2019	66,122	661億2,200万円
2018	64,214	
2017	62,729	

(単位：百万円)

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の資産の部の合計です。

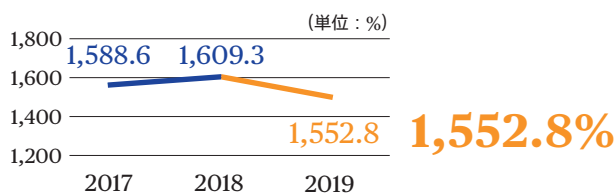
正味損害率



保険金の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。

$(\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料}$

単体ソルベンシー・マージン比率



巨大災害の発生や保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。

行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断する指標のひとつでありその数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

2019 年度 (2019 年4月1日から 2020 年3月31日まで) 事業報告書

(1) 事業の経過および成果等

当決算期における日本経済は、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調でスタートしたものの、今年に入ってから新型コロナウイルスの感染拡大を受け、経済活動は停滞し景気が後退しました。世界経済においては、米中貿易摩擦や中国の景気低迷に対する懸念が生じていた中、新型コロナウイルスの影響により、経済環境は急激に悪化しました。

このような経営環境のもと、当期の損益の状況につきましては、経常利益が 31 億 2 千 2 百万円、当期純利益は 22 億 8 千 6 百万円となりました。

なお、スタンダード & プアーズ社より、日本法人として保険財務力格付けおよび長期カウンターパーティ格付けともに「AA - / アウトルック：安定的」を獲得しております。

(2) 当期中における元受保険契約、再保険契約、正味事業成績の概況は次のとおりです。

1. 元受保険契約の概況

当期中に計上した収入積立保険料を除く元受正味保険料は 641 億 7 千万円であり、その内訳は火災保険 230 億 6 千 5 百万円、海上保険 9 億 6 千 4 百万円、運送保険 4 億 3 千 6 百万円、傷害保険 139 億 1 千 9 百万円、自動車保険 74 億 4 千 1 百万円、自動車損害賠償責任保険 2 億 1 千 9 百万円、その他の保険 181 億 2 千 4 百万円となっております。

また、当期中に計上した元受正味保険金は 242 億 8 千万円であり、損害率は 37.8% となっております。その内訳は、火災保険 87 億 9 千 3 百万円、海上保険 11 億 9 千 3 百万円、運送保険 1 億 2 千 6 百万円、傷害保険 38 億 5 千 7 百万円、自動車保険 35 億 9 千 4 百万円、自動車損害賠償責任保険 1 億 2 千 9 百万円、その他の保険 65 億 8 千 4 百万円となっております。

2. 再保険契約の概況

当期中に計上した出再保険契約は支払再保険料 452 億 5 千 9 百万円、回収再保険金 168 億 2 千 7 百万円、再保険手数料 182 億 7 千 6 百万円となっております。また、受再保険契約は受再正味保険料 62 億 6 百万円、受再正味保険金 14 億 2 千 2 百万円、受再保険手数料 22 億 6 千万円となっております。

3. 正味事業成績の概況

当期中に計上した正味収入保険料は 251 億 1 千 7 百万円であり、7.8% の増収となっております。その内訳は、火災保険 44 億 8 千 4 百万円、海上保険 1 億 6 千 6 百万円、運送保険 7 千 8 百万円、傷害保険 90 億 7 百万円、自動車保険 32 億 4 千 1 百万円、自動車損害賠償責任保険 6 億 5 千 2 百万円、その他の保険 74 億 8 千 7 百万円となっております。

当期中に計上した正味支払保険金と損害調査費の合計額は

104 億 5 千 6 百万円であり、損害率は 41.6% となっております。当期中に計上した保険引受に係る事業費の合計額は 125 億 2 千 7 百万円であり、事業費率は 49.9% となっております。

(3) 当期における損益の概況、資産運用状況は次のとおりです。

経常収益は保険引受収益が 260 億 7 千 9 百万円、資産運用収益が 2 千 7 百万円、その他経常収益が 2 億 9 千 1 百万円となり、合計 263 億 9 千 8 百万円を計上しました。一方、経常費用は保険引受費用が 110 億 8 千 5 百万円、資産運用費用が 4 千 7 百万円、営業費および一般管理費が 120 億 7 千 2 百万円、その他経常費用が 7 千万円となり、合計 232 億 7 千 5 百万円を計上しました。

この結果、経常利益が 31 億 2 千 2 百万円となっております。経常利益に価格変動準備金の戻入額による特別利益 7 百万円、固定資産処分損 4 百万円の特別損失を計上した税引き前当期純利益に対し、法人税等 8 億 3 千 9 百万円を控除し、当期純利益は 22 億 8 千 6 百万円となりました。

なお、当期末における総資産は 661 億 2 千 2 百万円、このうち運用資産は 518 億 4 千 2 百万円となっております。

資産運用に関しましては、利息および配当金収入は 6 千 4 百万円となり、有価証券売却益 0 百万円、積立保険料等運用益振替 △ 3 千 7 百万円を加減した結果、2 千 7 百万円の資産運用収益を計上しました。

(4) 会社に対処すべき課題

全世界での新型コロナウイルス感染症の大流行が始まって以来、残念ながらこれまでに経験したことのない未曾有の危機的状況が継続するものと懸念されています。我が国においても、政府から緊急事態宣言が発令され、当社におきましても、感染拡大防止の観点で多数の社員をテレワーク（在宅勤務）に切り替え、通常と異なる社内体制下にあります。その状況下、お客様へのサービスの品質を落とすことがないよう最善の努力を傾注し、保険会社としての責務を果たしてまいります。

当社は、このように社会環境が大きく変化する中、テレワーク推進による BCP 体制の強化、Web 化の一層の推進、各種のデジタル化を実現し、一方ではセキュリティの強化を同時に実施し、適切な保険金のお支払いや代理店システムの改善、保険料支払いの利便性向上などを通して、お客様へより良いサービスの提供に努めてまいります。

当社としましては、引き続き、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた保険会社として持続的に成長していけるよう、お客様本位の業務運営の観点において、常にお客様にご満足いただけるよう全社を挙げて取り組んでまいります。

不良債権の状況について

① リスク管理債権の状況

2019 年度末でリスク管理債権に該当するものではありません。

*リスク管理債権とは貸付金等の中で、正常でない債権を指し破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の分類があります。(各債権の意義は「経理の状況」の「リスク管理債権の状況」のページをご参照ください。)

② 資産自己査定の状況

毎決算期末に保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて、I II III IV の 4 段階に分類を行い、資産の不良化によってどの程度の危険にさらされているかを判定しております。

2019 年度の資産査定結果は下記のとおりであり、0 百万円の貸倒引当金を計上しております。

I 分類 (非分類)	65,905 百万円
II 分類	233 百万円
III 分類	－ 百万円
IV 分類	0 百万円
合計	66,139 百万円

財務諸表に関する社長表明

当社は財務諸表作成に係る内部監査態勢の構築と維持について責任を有していることを認識しています。

当社の財務諸表は、上記内部監査のもと、日本の会計原則に従って作成されており、会計監査人から適法である旨の報告を得ています。

本職は、当社の財務諸表作成に係る内部監査の有効性および財務諸表の適正性を確認しております。

Chubb 損害保険株式会社

代表取締役社長 兼 CEO

ブラッド・ベネット



チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要

チャブ・リミテッド企業データ

チャブ・グループは、54 の国と地域で事業を展開し約 30,000 名の従業員を擁する世界最大級の損害保険会社です。多様なお客様に対して企業火災保険、個人火災保険、新種保険、個人傷害保険、医療保険、再保険および生命保険を提供しています。

1985 年の設立以来、戦略的な企業買収と経営の多角化により急成長を遂げ、1999 年 7 月には米シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門を買収。2016 年 1 月にはチャブ・コーポレーションを買収し、チャブ・リミテッドへ社名変更しました。

豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受、高品質の損害サービス、グローバルな拠点展開でお客様のご要望にお応えしています。

正式社名	チャブ・リミテッド Chubb Limited
本社所在地	スイス チューリッヒ Bärengasse 32, CH-8001 Zürich, Switzerland
設立	1985 年 8 月 29 日
会長 兼 CEO	エバン・グリーンバーグ Evan G. Greenberg
上場株式市場	ニューヨーク株式市場 (NYSE : CB)
総資産額	1,769 億ドル (2019 年 12 月末現在)
収入保険料 (GWP)	401 億ドル (2019 年 12 月期)
正味収入保険料 (NWP)	323 億ドル (2019 年 12 月期)
保険財務力格付	スタンダード & プアーズ社 AA (2020 年 8 月現在) Chubb Group's core operating companies
IR ページ	https://investors.chubb.com

代表的な経営指標

チャブ・リミテッド総資産額

2019	176,943
2018	167,771
2017	167,022

(単位 : 100 万米ドル)

チャブ・リミテッド収入保険料

2019	40,124
2018	37,968
2017	36,376

(単位 : 100 万米ドル)

チャブ・リミテッド正味収入保険料

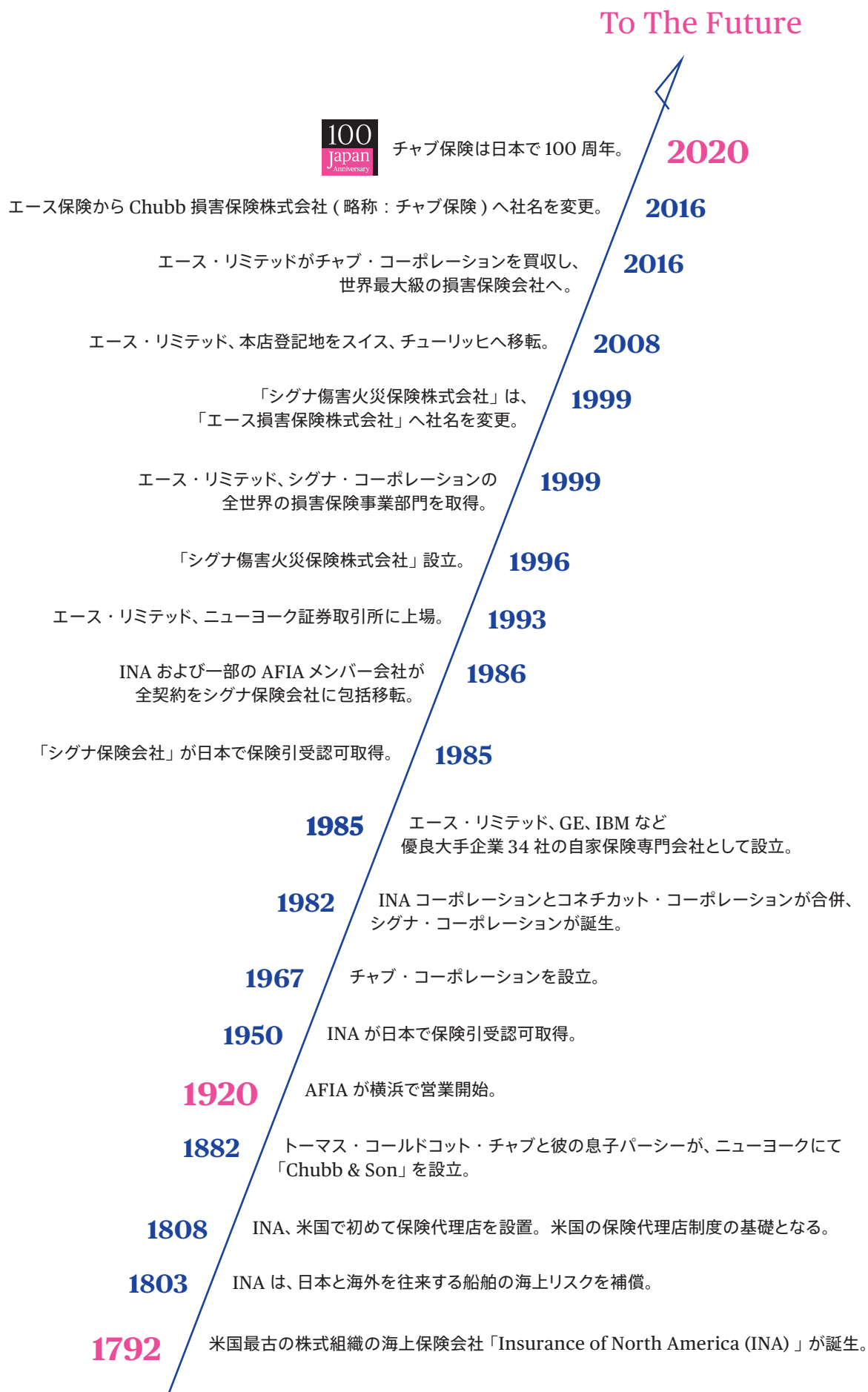
2019	32,275
2018	30,579
2017	29,244

(単位 : 100 万米ドル)

保険財務力格付 (Chubb Group 主要グループ会社)

2020 年 8 月 1 日現在

格付機関	保険財務力格付
スタンダード & プアーズ社	AA (アウトルック : 安定的)
A.M. ベスト社	A++ (ステイブル)



トピックス

主要な活動等

2020年1月

**日本での創業100周年記念
パーティーを開催**

2020年1月21日の東京（目黒雅叙園）をはじめ、札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡、沖縄において、日本での創業100周年を記念して、各地の代理店を招きパーティーを開催しました。



2019年8月

「チャブ保険カップ」

第2回静岡県企業対抗ゴルフ大会を開催

2019年8月8日、静岡新聞社・静岡放送、静岡県ゴルフ連盟主催により「チャブ保険カップ」第2回静岡県企業対抗ゴルフ大会を葛城ゴルフ倶楽部（静岡県）で開催され、36組143名が参加しました。



2019年9月

日本における

Dive In フェスティバル2019に参加

2019年9月4日から6日の3日間、世界32カ国で同時開催されたDive In フェスティバルに日本フェスティバル運営グループとして参加し、チャブ保険は「アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）気づき、受け入れ、行動へ!」をテーマに上智大学四谷キャンパスでディスカッションを行いました。



2020年10月（予定）

前橋営業所の事務所移転と高崎営業所に事務所名を変更の予定

2020年10月1日、前橋営業所の事務所（群馬県前橋市）を高崎市八十二銀行高崎ビルへ移転し、営業所名を高崎営業所に変更する予定です。

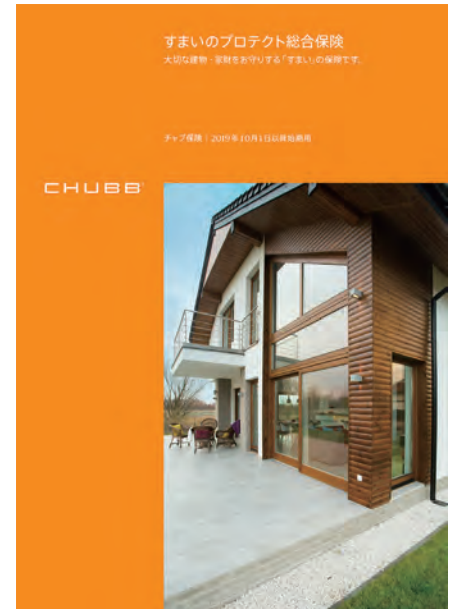
新商品・新サービス

2019 年 10 月

住宅向け火災保険

『すまいのプロテクト総合保険』を
販売開始

2019 年 10 月 1 日より、従来販売していた「住宅火災保険」および「住宅総合保険」の商品を見直し、補償内容や自然災害による損害に対する保険金の支払われ方をわかりやすくした、「すまいのプロテクト総合保険」の販売を開始しました。



地震保険の普及と啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2018 年度に火災保険を契約された方のうち、約 3 分の 2 の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。

役員人事

- 2020 年 3 月 27 日付で取締役 兼 チーフ・オペレーション・オフィサー (COO) にウィリアム・ワーバが就任しました。

金融市場のさらなる自由化、損害保険会社としての自己責任に基づく健全で適切な企業経営のためには、保険業法などの各種法令等遵守、保険会社経営を取り巻く各種リスクへの適切な対応・管理体制がますます重要になっています。当社はこのような認識のもと、以下のような対策を進めています。

内部統制の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「業務の適正を確保する体制」の整備に係る基本方針を決定しております。当社は、本方針に従って継続的に内部統制システムの整備を進め、これを適切に運用してまいります。

1. 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、これに基づき毎年取締役会の承認のもとにコンプライアンスプログラムを策定する。また、3ヵ月に1回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス上の問題点の把握と解決に努める。コンプライアンス委員会は必要事項を取締役に報告する。
- (2) 当社は、内部監査に関する規程を制定し、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。
- (3) 当社の従業員がコンプライアンス上の問題を把握した場合は、これを内部通報システムの Chubb 倫理ヘルプラインに通報する。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る情報については、文書保存基準（文書保存一覧を含む）および「文書類の保存期間に係る法的基準について」に基づいてその保存媒体に応じ適切に保存・管理する体制を構築する。これを規定に基づいて必要な期間閲覧可能な状態で維持する。文書保存一覧は適宜アップデートを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理の基礎とする「統合的リスク管理基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理態勢を整備する。
- (2) 取締役会直属機関として統合的リスク管理委員会を設置する。同委員会は3ヵ月に1回開催する。また、必要に応じて臨時委員会を開催する。
- (3) 各種リスクを全体的視点から把握、監督する統合的リスク管理委員会は、上記(1)記載の「統合的リスク管理基本方針」に定めるリスクに関連する各委員会および各リスク管理部会により構成される。
- (4) 統合的リスク管理委員会および各部会の運営については、内部監査部がプロセスチェックを行い、取締役会へ結果報告を行う。
- (5) 統合的リスク管理委員会の活動は定期的に取締役会に報告する。

4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項について執行決定を行う。

- (2) 取締役会の承認決議を効率的かつタイムリーに行うために、取締役会に書面決議制度を導入する。
- (3) 取締役会に基づく業務執行については、役員業務分掌および職務記述書を適宜アップデートし、また組織規程を策定して、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) チャブ・グループにおける業務の適正を確保するため、チャブ・グループすべてに適用される行動指針として策定される Chubb Code of Conduct を取締役、執行役員および従業員に遵守させる。事業年度ごとに取締役、執行役員および従業員に Chubb Code of Conduct の宣誓書を提出させる。
- (2) 親会社とともに、SOX 法に準拠して業務の適正を確保するための措置を構築する。
- (3) 左頁 1.(3) 記載のとおり、チャブ・グループには Chubb 倫理ヘルプラインが設置されており、親会社の不正があった場合には、これに通報するシステムを構築する。
- (4) 子会社 (Chubb 少額短期保険株式会社) とは「関係会社管理方針」に基づき連携して業務の適正を確保する。
- (5) 子会社の従業員も左頁 1.(3) 記載の Chubb 倫理ヘルプラインの利用対象者とし、当社から子会社に対する不正行為をけん制する体制を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき職員の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、当社の

従業員から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定し、取締役および執行役員からの独立を確保するものとする。

- (2) 監査役補助者は業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととする。
- (3) 監査役補助者は、監査役補助者としての職務遂行の範囲においては、取締役等および従業員の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および従業員は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- (2) コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、財務部門およびその他内部統制機能を所管する部署は、内部統制システムの構築・運用状況について、監査役に報告する。
- (3) 内部通報システムによる通報の状況については、必要に応じてこれを監査役に報告する。
- (4) 取締役、執行役員および従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- (5) 当社は、子会社の取締役、監査役および従業員が、当社または子会社の業務遂行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。

- (6) 当社は、当社および子会社において監査役に上記 (5) の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。

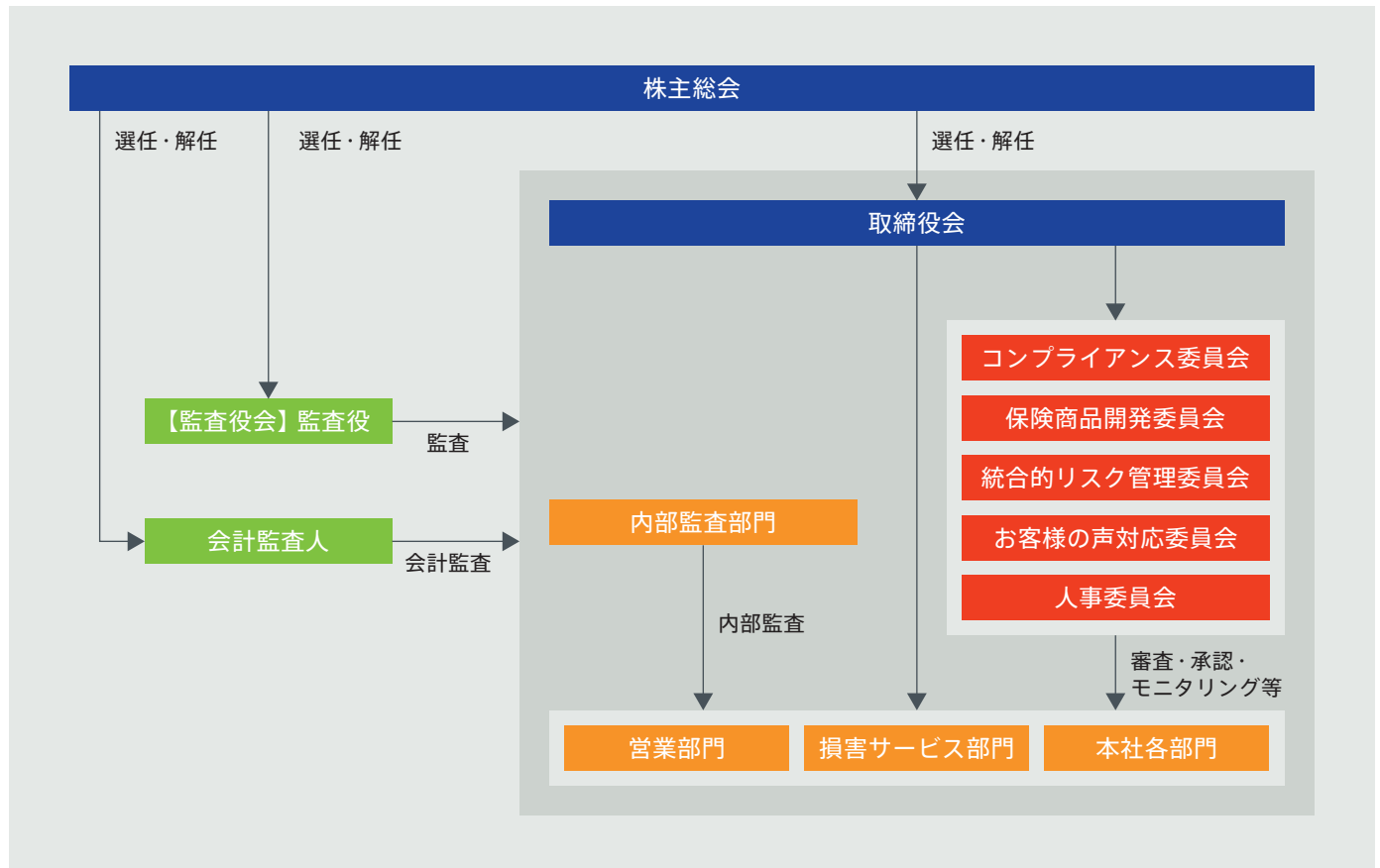
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは追加内部監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (2) 監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等の説明を受け意見交換を行う。また、監査役は会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、その独立性について会計監査人から通知を受ける。
- (3) 監査役は、当社内の各種委員会等に出席することができる。
- (4) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、契約者の皆様に多様なリスクに対する備えを提供することを通じて保険会社としての社会的使命を果たしたいと考えております。そのために健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを通じて、適切な業務運営の実現を達成すべく各種業務に取り組んでまいります。

経営組織の概要



- 取締役会は9名の社内取締役より構成され、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、適正な経営判断を行う態勢を構築しています。
- 監査役会は社外監査役2名、社内常勤監査役1名から構成され、経営全般の健全性維持の観点からの指摘、コンプライアンスおよびリスク管理に関しては関連部門と連携し、各種問題点等の指摘を行い公正な監督を実施しています。
- 上記の他、会社運営を取り巻くリスク等に全社的に取り組むためにコンプライアンス委員会、統合的リスク管理委員会等の各種委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の強化、リスク管理の強化・拡充に取り組んでいます。
- また以下の2つの委員会を設置して、さらなる業務改善に尽力してまいります。

(1) 保険商品開発委員会

保険商品の開発・改定等につき、関連する部門（商品所管部門、損害サービス部門、システム部門、事務管理部門等）が連携し、多面的に協議して新商品等を開発するための委員会です。

(2) 「お客様の声」対応委員会

お客様相談室等に寄せられる「お客様の声」をより有機的に分類・分析し、お客様の視点に立ってすべての業務を見直し改善するための委員会です。業務の改善は、お客様に対するサービスの向上につながるよう努めてまいります。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

当社は、すべての業務分野においてコンプライアンスを徹底し、自己責任原則を踏まえた健全かつ適切な業務運営を行い、保険契約者および社会の期待と信頼に応えるべく努めています。具体的には、コンプライアンス委員会、コンプライアンスの統括部署であるコンプライアンス統括部を設置するとともに、本社および各部支店の責任者をコンプライアンス責任者に任命し、定期的なコンプライアンス・ミーティングの開催や、年度ごとのコンプライアンス・プログラムの推進等を通じて、コンプライアンスの推進に全社一丸となって取り組んでいます。

• コンプライアンス委員会

全社的なコンプライアンス推進の観点から設置され、コンプライアンスに係る方針、施策、組織体制、推進計画等、重要な事項について協議し、対応確認を実施しています。

• 個人情報保護

個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報保護法、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に従って、適切な措置および対応推進を実施しています。

• コンプライアンス統括部

コンプライアンスに関する全社的な業務運営を統括し、推進計画等の立案、実施、進捗管理、情報の収集と伝達を行うとともに、コンプライアンス・リスク管理状況のモニタリングを実施し、コンプライアンス委員会の事務局を務めます。

• コンプライアンス推進担当者

コンプライアンス委員会によって任命され、各担当部門内におけるコンプライアンス推進に係る実務全般を担当します。

• コンプライアンス・マニュアル

当社のコンプライアンス推進体制、行動規範、遵守すべき各種法令等に関する説明が記載されており、全社員がいつでも参照できるようにしています。

• コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを推進するため、規程の整備、役職員の研修計画などの具体的な実践計画を定めたもので、取締役会の承認のもと年度ごとに策定しています。進捗状況はコンプライアンス統括部により定期的にコンプライアンス委員会および取締役会に報告されています。

• Chubb倫理ヘルプライン

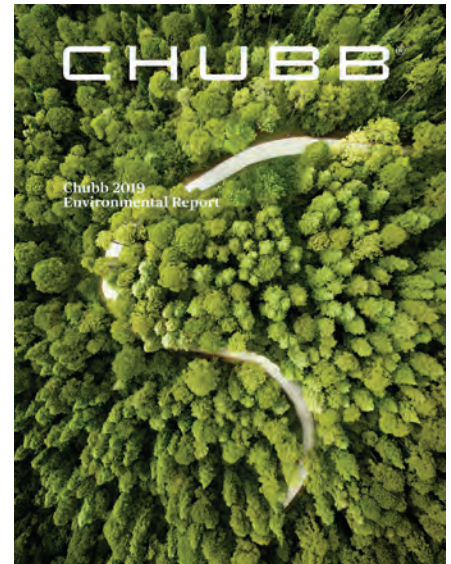
当社で働く者は、すべての法令・社内規則等を遵守し高い倫理観をもって、各自の業務を遂行することが求められています。法令違反や不正行為に関する内部通報制度として、「Chubb倫理ヘルプライン」を設置しています。また、Chubb倫理ヘルプラインの受付窓口を就業時間外でも利用できるようにするとともに、通報の機密性と通報者の保護を強化しています。

環境問題への取り組み

より環境に優しい企業をめざして

チャブ・グループでは、2006 年より可能な限り資源の再利用とリサイクルを行っており、温室効果ガスの排出量を社員一人あたり 21% 削減することができました。

今後 2035 年までに社員一人あたりの温室効果ガス排出量を 40% 削減するという目標を達成するため、省エネタイプの照明や機器の設置、オフィススペースの利用効率改善といったこれまでの取り組みを継続・推進していきます。



Chubb environmental report

チャブ・グループでは

環境に優しい企業をめざしています

- チャブ・グループでは、可能な限り資源の再利用とリサイクルを行っており、2016 年から 2019 年にかけて温室効果ガスの排出を社員一人あたり 22% 削減することができました。2035 年までに達成する長期的削減ゴールの 40% を達成しています。
- 2007 年以来、米国環境保護林企業の米国環境保護庁リリーフプログラムのスポンサーシップを通じて植林した樹木の数、200,000 本となりました。
- コンサベーションファンドの支援により 370,000 ヘクタールの土地と水源の保護活動を行いました。
- 世界 53 カ国で環境リスクポリシーを発行し環境保護に努めています。
- チャブ・グループは、CDP の気候変動プログラムランキング 2019 では B を獲得しています。



第三分野保険の責任準備金の確認

責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

第三分野保険は一般の損害保険とは異なったリスクの特性を有しております。当社では、第三分野保険の責任準備金について積み立ての適切性を確保するために、以下のような取り組みを行っています。

- **第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストの実施・検証**

法令等に則り保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、現行の責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行い、必要に応じ危険準備金を積み立てます。ストレス・テストの結果、法令等に定める基準に該当した場合には負債十分性テストを実施し、さらなる追加責任準備金の要否を確認します。

- **保険計理人による確認**

保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストが適正に行われていることを検証すると同時に、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積み立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

ストレス・テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性の確保

第三分野保険におけるストレス・テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率（危険発生率）を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の99%をカバーするものです。

当社では、危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取り組みを行っています。

- **過去の保険事故発生率実績の活用**

当社では危険発生率設定の際、保険料計算基礎率を同じくする保険種目ごとに、過去の保険事故発生率の平均値および標準偏差（変動幅）を分析し、これらを活用しています。

- **危険発生率の設定・検証**

危険発生率の設定に関しては、リスク・数理管理部が算出したうえで、当該部署とは独立した内部監査部が検証を行い、保険引受リスク部会へ報告する体制としています。

ストレス・テストの結果（2019年度末決算期）

上記の保険料計算基礎率を同じくする保険種目の一部において、ストレス・テストに基づく危険準備金を1,040万3千円積み立てております。また、負債十分性テストを実施しましたが、その結果追加の責任準備金は必要がないことを確認しました。

リスク管理



昨今の損害保険会社を取り巻くリスクは増加し、多様化・複雑化しています。そうした状況に的確に対応し、ビジネス目標の達成や企業としてステークホルダーへの義務・責任を遂行することが重要であると認識しています。当社のハイレベルなビジネス目標は、(a) 目標パフォーマンスの達成、(b) 資本十分性の維持、(c) 流動性の維持、および (d) フランチャイズ・バリューの保護の 4 つであり、「統合的リスク管理 (ERM: Enterprise Risk Management)」として、それらのビジネス目標に影響を及ぼす可能性のあるリスクを認識、評価、そして軽減するプロセスを実施しています。当社は、統合的リスク管理を行うことで、経営の健全性および安定的な収益の向上に努めています。

リスク管理の基本方針

チャプ・グループで一貫した「ERM フレームワーク」を日本におけるビジネスに合致するようカスタマイズして策定し、「ERM フレームワーク」に沿った「統合的リスク管理基本方針」を定め、リスク管理を行っています。

リスク管理の体制

当社では、「ERM フレームワーク」および「統合的リスク管理基本方針」に基づくリスク管理態勢の強化およびリスク管理手法を協議・検討し、かつ全体的視点からリスク管理を監督する「統合的リスク管理委員会」を設置しています。取締役会は同委員会から定期的な報告を受けます。

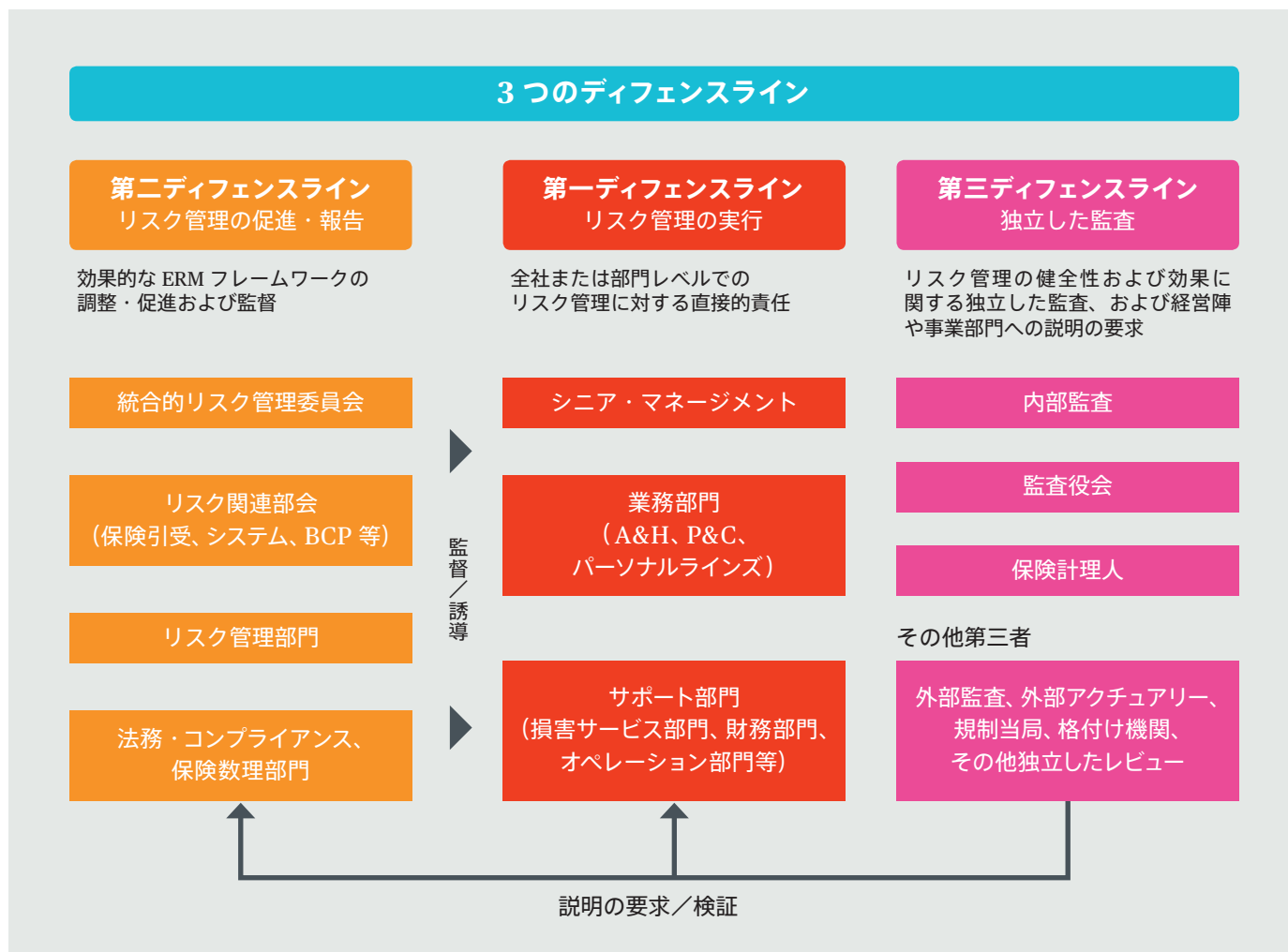
また、会社全体としてリスク管理を適切に行うため、日々のリスク管理、その監督、そして独立した監査の 3 つの異なった形態で構成されるリスクガバナンス構造である「3 つのディフェンスライン」体制の下、リスク管理を継続的かつ一貫して行っています。

業務部門やサポート部門が担う第一ディフェンスラインは、日々の業務におけるリスクのコントロールの発案およびその実行を含むリスクの認識および管理を行います。

第二ディフェンスラインは、第一ディフェンスラインへの助言や専門知識の提供、リスク管理活動の促進に加えて、第一ディフェンスラインによるコントロールの発案および実行に対する継続的なモニタリングおよび説明の要求を行います。

第三ディフェンスラインは、第一および第二ディフェンスラインで実施するリスク管理の有効性に対して、独立した監査を行います。

リスク管理体制図



統合的リスク管理の主な取り組み

日々の業務においてリスク管理を実行することに加えて、会社全体として多様なリスクを網羅的に把握・評価し、そして軽減すること、また保険契約者への迅速な保険金支払いを含むステークホルダーへの義務・責任を遂行するために必要な資本および流動性を確保しているか検証することを目的として、定量・定性の両面から下記を例とする当社全体のリスク状況を管理する統合的リスク管理を行っています。

定量的な管理

ソルベンシー・マージン比率による財務の健全性の確認に加えて、チャプ・グループで使用する内部モデルを当社においても活用して、保険引受リスクや資産運用リスク等を計測し、保有すべき資本額を評価して、資本の十分性を検証しています。加えて、自然災害や急激な金利上昇等、実現可能性がある一方で、実現すると深刻な影響を及ぼすであろうさまざまなシナリオを用いて、流動性と資本の両方の観点からストレス・テストを実施しています。破産状態を含む当社の収益や資本を毀損するシナリオまたは環境がどういったものなのかを認識するためのリバース・ストレス・テストも同時に実施しています。



定性的な管理

当社にとって重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクとその対応状況について網羅的にまとめたリスクレジスターによる一元管理を行っています。「現時点においてはどの程度当社への影響があるかわからない、もしくは仮に特定されていたとしても、ここ数年間はすべてが顕在化されず、部分的な影響しか認識されてこなかったエクスポージャー」をエマージングリスクと定義し、現時点ではリスクレジスターに含まれていないエマージングリスクに関しても、統合的リスク管理委員会や取締役会などの場で話し合い、その結果如何によっては当該エマージングリスクをリスクレジスターに登録し管理を行うこともあります。また、毎年、経営計画に影響を及ぼす可能性のある優先して管理すべきリスクも明確にしています。加えて、重要リスク指標をまとめた一覧表を使用して、主要なリスクに対するエクスポージャーの状況把握に努めています。社内外監査による指摘事項に対する取り組み状況等のモニタリングも、統合的リスク管理委員会において実施しています。

主要なリスクとその管理

当社にとって主要なリスクとして以下の11のリスクを特定し、各種リスクについて個別に「リスク管理規程」を定めています。「リスク管理規程」の中で、リスクアベタイト（リスク選好）も明確にしています。当社は、保険引受リスクを主な収益の源泉としてコントロールすべきリスクと認識する一方、その他のリスクに関しては、リスクの発現防止および軽減を図っています。これらのリスクを適切に管理するため、統合的リスク管理委員会の下部組織として、「保険引受リスク部会」「資産運用リスク部会」「事務リスク部会」「システムリスク部会」および「災害リスク部会」の5つのリスク関連部会を設置しています。また、統合的リスク管理委員会は、コンプライアンス委員会、人事委員会および保険商品開発委員会から、各委員会に関連するリスクに関して適宜報告を受けています。

1. 保険引受リスク

当社の資本もしくはソルベンシーに影響を与えるような許容範囲を超える損失をもたらしかねない保険引受や過少な保険料による保険の販売によって生じる潜在的リスクをいいます。主な要因は、保険契約における実際にかかるコストが料率算定時や引受時には未確定であることです。その他、支払う保険金額の変動、再保険の効果的な活用の失敗、引き受けたリスクの管理不備、エクスポージャーや引受能力の評価ミス等からも生じます。

2. リザービング・リスク

リザービング（支払備金）に関する潜在的なリスクは、保険負債または必要なリザービングの推計における不確実性により生じます。この不確実性は、保険負債評価の不確実性であり、将来の保険金支払いのタイミングと金額の両方の不確実性です。具体的には、既発生損害の支払見込額の増加またはIBNR（既発生未報告損害に対するリザービング）の不足が挙げられます。

3. 資産運用リスク

運用資産ポートフォリオが市場リスク（金利リスクや為替リスクを含む）、流動性リスクおよび信用リスクによって、経済的もしくは会計上の損失を被る潜在的リスクをいいます。信用リスクおよび流動性リスクは、資産運用リスクとは別にそれぞれリスク管理規程を定めています。

4. 信用リスク

クレジットに関連した価格変動やカウンターパーティーの格下げまたはデフォルトに起因する、当社の資本を毀損する潜在的リスクをいいます。主な要因は、保有する債券を発行する会社の破たんや格下げによる資産価値の下落、再保険取引から生じる再保険回収リスクおよび日々のおペレーションから生じるカウンターパーティーリスクが挙げられます。

5. 流動性リスク

保険契約者または一般債権者に対する債務に対し、定められたタイミングで支払いを行うことができない潜在的リスクをいいます。主な要因は、不確実な支払期日と債務額の変動によりキャッシュバランスが不十分であることが挙げられます。また、現金の準備の遅れや、低価格での強制的な資産売却など、市場性のある資産を適切に維持することができないことにより、流動性はさらに悪化します。

6. ALM リスク

金利変動に対する感応度（デュレーション）、金額および為替の面において、保険契約に係る負債等に関する将来の支払いに対して資産が適正でないことにより、経済的もしくは会計上の損失を被る潜在的リスクをいいます。主に為替のミスマッチ、タイミングのミスマッチ、資産と負債の金利感応度の違いによる金利リスクおよびインフレリスクに起因します。資産と負債が適切に対応していないことによって、保険金の支払いまたは債務の支払期日に対応するための半ば強制的な資産売却により運用損失を計上する可能性があります。

7. 法的およびコンプライアンス・リスク

法的およびコンプライアンス・リスクとして、法的リスク、ガバナンス・リスクおよびコンプライアンス・リスクがあります。法的リスクは、関連する法律、契約上の義務の不履行および財務または業務に関する法令を遵守しない潜在的リスクをいいます。ガバナンス・リスクは、取締役会およびその他委員会等が管理・監督をしている中で、規則・規程、法律および公共政策に則った業務の遂行に失敗する潜在的リスクをいいます。コンプライアンス・リスクは、海外、国内または地域の法律や規制に対する違反および当社の行動規範、社内で定めた規則規程の遵守を怠ったことによって生じ、結果としてお客様に損害を与え、会社が制裁・処罰を受けるまたは信用を喪失する潜在的リスクをいいます。

8. オペレーショナル・リスク

事務、人事およびシステムでの処理の失敗から生じる損失の潜在的リスクをいいます。事業継続、外部委託、会社の成長、買収、規制・制度の進展等から生じるリスクを含めた、ビジネスの複雑性に起因するリスクです。保険引受業務をサポートするさまざまな活動を通して、当社はオペレーショナル・リスクにさらされています。サポートする役割でありながら、たとえばシステムダウンのような事象の発生は、業務遂行能力や企業の信用・価値へ大きな影響を与える潜在的リスクとして存在します。

9. 戦略リスク

最適ではない意思決定による結果、企業価値や、持続的かつ競争力をもって事業運営する能力に影響を与えるようなリスクを対象としています。戦略リスクの例として、新商品または新ビジネス、M&Aにおける価格設定、税制や規制の予期しない変更等に関して下されるさまざまな意思決定や、これらに対して意思決定そのものが下されないことによるリスクが挙げられます。

10. 風評リスク

お客様・株主・ビジネスパートナー等のステークホルダー、地元地域および社会からの信用・信頼の喪失により、経営戦略の実行に大きな影響を与えるリスクをいいます。風評リスクは、その派生的な特性により、さまざまなリスクの1つもしくは複数から生じる可能性があります。その多くはコミュニケーション上の齟齬により増幅・拡大します。

11. 出再保険リスク

出再する規模、再保険カバーの効果、再保険の契約条件等が適切でない場合に生じるリスクをいいます。リスクの程度は、保険事故の発生頻度、大きさ、タイミング等の不確実性や、元受保険と再保険の契約条件の不一致、モデルリスク、および再保険契約解除を引き起こす再保険者の不適切なディスクロージャー等に影響されます。

社外・社内の監査態勢

社内の内部監査態勢

当社では、「会社の業務全般に係るコンプライアンス（法令等遵守）、保険募集、顧客保護等および各種のリスク管理等に係る内部管理態勢とプロセスの適切性および有効性を検証・評価することにより適切な経営管理（ガバナンス）に貢献し、会社業務の健全かつ適切な運営確保と企業価値の向上に資すること」を内部監査の使命とし、当社のすべての業務および組織等を対象に内部監査を実施しています。内部監査結果は、取締役会等に報告されています。

また、内部監査部門は、監査役、会計監査人とも十分に連携を図っています。

社外の監査・検査

当社は社外の監査・検査として「会社法に基づく監査法人による外部監査」を受けています。当社の会計監査人は「PwC あらた有限責任監査法人」です。

また、保険業法に基づく金融庁による検査等を受けることになっています。

勧誘方針

当社は、以下の方針を定め、保険会社として適正な業務運営が図れるように努めています。当社は保険商品の販売にあたって、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定めています。

金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 販売等にあたっては、保険業法、金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守してまいります。
- お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行ってまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

商品に関するお客様の知識、購入経験、購入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った商品選択・販売に努めます。

- お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・説明、販売・勧誘活動を行ってまいります。
- ご契約に際し、お客様よりいただいた情報については、適正な保持・管理に努めてまいります。

保険商品の説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様に正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明を心がけます。

- 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
- お客様と直接対面しない保険販売（たとえば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう常に努力してまいります。

お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、お客様満足度を高めるよう努めます。

- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについては、迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
- お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、その後の販売に活かしてまいります。



個人情報保護

高い社会性・公共性が求められる保険会社においては、顧客や取引先の情報を守秘することはますます重要な責務となってきました。当社では、この重要性に鑑み、2005年4月1日の「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」本格施行時に制定した「プライバシーポリシー」に改定を重ね、顧客情報等保護責任者を筆頭に内部管理体制や、各種内部ルールに基づく安全管理措置等のさらなる強化に努めています。

また2006年度以降、毎年、全従業員を対象に個人情報保護に関するe-learningを実施しています。さらに、当社および代理店の遵守事項として顧客および取引先情報に係る守秘義務を「損害保険代理店委託契約書」に定め、同委託契約の継続中だけでなく、終了後も双方に当守秘義務を課しています。

プライバシーポリシー 個人情報に関する取扱いについて

当社は、個人情報取扱事業者として、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報保護法、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」といいます。）」、その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他のガイドラインなどを遵守して、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報をいいます。）ならびに個人番号（マイナンバー法第2条第5項に定める個人番号をいいます。）および特定個人情報（同法第2条第8項に定める特定個人情報をいい、以下、個人番号と特定個人情報を合わせて「特定個人情報等」といいます。）の適正な取扱いを実践し、安全管理に係る措置および次に列記する方針については、継続的に見直し、必要に応じて改善していきます。

また、当社は、役職員および代理店への教育・指導を徹底し、個人情報および特定個人情報等の適正な取扱いが行われるよう取り組んでいきます。

※以下、1. から 13. の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得

（特定個人情報等については、6. をご覧ください。）

当社は、業務遂行上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、インターネット画面上での入力内容等をいいますが、このほか、インターネットを通じて当社ホームページに接続される方の識別などのためクッキー（Cookie）を使用することがあります。

なお、インターネット上での個人情報の取扱いにあたっては、個人情報を安全に送受信するために、当社では暗号化通信プロトコルであるSSLを使用しています。

2. 個人情報の利用目的

（特定個人情報等については、6. をご覧ください。）

当社は、取得した個人情報を、次の目的のために必要な範囲内で利用します。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、重要な事項を記載した書面等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- (1) 当社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (3) 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払

- (5) 当社のグループ会社の商品およびサービスに関する情報の案内
- (6) 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- (7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (8) 当社が有する債権の回収
- (9) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究
- (10) 他の個人情報取扱事業者から委託された業務
- (11) 当社役職員の雇用、代理店等の新設
- (12) 問い合わせ・依頼等への対応
- (13) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

・役員・従業員等の個人情報の取扱いについて

当社は、役員および従業員、派遣社員、採用応募者および退職者ならびにそれらの家族の個人情報を以下の目的で取扱います。

- ① 採否の検討・決定、採用条件の検討・決定、問い合わせ対応、事務連絡等のため
- ② 給与、賞与、退職給付などの支給のため
- ③ 雇用保険、社会保険等の手続きのため
- ④ 人事労務管理、教育研修のため
- ⑤ 福利厚生（代用社宅、各種保険の募集等も含む）のため
- ⑥ 持株優遇制度のため
- ⑦ 健康状態の把握、産業医への相談のため
- ⑧ 募集人登録その他の行政上必要な手続きのため
- ⑨ 経費精算のため
- ⑩ 業務連絡、緊急時や退職後の連絡のため
- ⑪ 上記のほか当社およびチャブ・グループ各社の業務の遂行のため

3. 個人データの第三者への提供

(特定個人情報等については、6. をご覧ください。)

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人データ(個人情報保護法第2条第6項に定める個人データをいいます。)を提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (4) 当社のグループ会社との間で共同利用を行う場合(詳細については、「8. グループ会社との共同利用」をご覧ください。)
- (5) 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合(詳細については、「9. 情報交換制度等」をご覧ください。)
- (6) 国土交通省との間で共同利用を行う場合(詳細については、「9. 情報交換制度等」をご覧ください。)

4. 信用情報等の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報については、ご本人の借入金返済能力に関する調査を除き、利用しません。

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、センシティブ情報(※)(同ガイドライン第5条第1項に定めるセンシティブ情報をいい、「要配慮個人情報」を含みます。)を、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で取得、利用または第三者に提供する場合など業務の適切な運営を確保その他必要と認められる場合を除き、取得、利用または第三者提供を行いません。

※センシティブ(機微)情報とは、以下の情報を指します。

- 人種、信条、社会的身分
- 病歴、保健医療および性生活
- 犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実
- 労働組合への加盟
- 門地、本籍地
- その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報

6. 特定個人情報等の取扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社は、その目的の達成に必要な範囲を超えて取得・利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

7. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、たとえば次のような場合に、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託しています。((4)については特定個人情報等を含みます。)

- (1) 保険の募集に関わる業務、損害調査に関わる業務
- (2) 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- (3) 情報システムの開発・運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務

8. グループ会社との共同利用

(特定個人情報等については共同利用を行いません。)

当社および当社のグループ会社は、その取り扱う商品・サービスの案内・提供、保険契約の引受・内容変更または保険金支払いに関する判断のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容
 - (2) 管理責任者：Chubb 損害保険株式会社
- ※共同利用を行う当社のグループ会社については、41 頁末尾の「グループ会社の範囲」をご覧ください。

9. 情報交換制度等

(特定個人情報等については情報交換制度等の対象外です。)

- (1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細については、次のホームページをご覧ください。

一般社団法人 日本損害保険協会
www.sonpo.or.jp/

- (2) 当社は、代理店の適切な監督や当社の役職員採用等のために、損害保険会社との間で、代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、代理店への委託等のために、損害保険会社との間で、一般社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細については、上記のホームページをご覧ください。
- (3) 当社は、自賠償保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細については、次のホーム

ページをご覧ください。

損害保険料率算出機構

<https://www.giroj.or.jp/>

- (4) 当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約について期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省との間で共同利用します。詳細については、次のホームページをご覧ください。

国土交通省

www.jibai.jp/

10. 個人データおよび特定個人情報等の安全管理

当社は、個人データおよび特定個人

情報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他個人データおよび特定個人情報等の安全管理のため、マニュアルおよび安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じこれを遵守するとともに、本措置の継続的改善に努めます。

また、当社が、業務遂行上必要な範囲内で、第三者に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理に関するご質問は、「13. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

11. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載

された営業店または最寄りの営業店、事故相談窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで対応します。

12. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等に関するご請求については、「13. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。詳細については、ホームページより手続方法の説明・請求書をご参照ください。 www.chubb.com/jp

個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等のご請求について

1. ご請求方法

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、または利用停止・消去・第三者提供の停止をご希望される場合には、当社指定の書式に必要事項を記入・捺印のうえ、必要書類を添付し、当社受付窓口までご送付ください。保有個人データの開示等の請求は、法令によりご本人または代理人のみが行えます。なお、開示等の請求・回答は郵送手続に限らせていただきます。

2. 提出書類

- (1) 「保有個人データの開示等請求書」
当社公式ホームページよりダウンロードしてください。
- (2) ご本人確認のための書類（詳しくは、3. の説明をご覧ください）
（上記に加え、訂正・追加・削除の場合のみ）

- (3) 訂正・追加・削除請求の根拠となる資料（保有個人データが事実と反することを示す資料）

3. 本人確認書類

- (1) ご本人による請求の場合
次のア、イおよびウをご同封ください。
ア ご本人の印鑑登録証明書または住民票の写しの原本（現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内のもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
イ ご本人の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類のコピー（お名前、ご住所および生年月日が鮮明に確認できる状態）
ウ 開示等請求をする保険契約の保険証券のコピー（保険契約者の場合のみ）

(2) 代理人による請求の場合

- (1) のご本人の本人確認書類に加え、次のア、イおよびウをご同封ください。
ア 代理人ご自身の印鑑登録証明書または住民票の写しの原本（現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内のもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
イ 代理人ご自身の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類のコピー（お名前、ご住所および生年月日が鮮明に確認できる状態）

ウ 代理人であることが確認できる書類

(A) 法定代理人の場合

法定代理権があることを確認できる書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)

(B) ご本人が委任した代理人の場合 次の (a) および (b) をご同封ください。

(a) 当社所定の委任状

(当社公式ホームページよりダウンロードのうえ、すべてご本人がご記入し実印を押印ください)

(b) ご本人の印鑑登録証明書

(現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内であるもの)

4. 受付窓口(送付先)

〒141-8679

東京都品川区北品川6丁目7番29号

ガーデンシティ品川御殿山

Chubb 損害保険株式会社

開示等請求係

5. 回答方法

お受けした開示等請求については、請求内容の確認・調査等を行い、ご本人に対し本人確認書類記載のご住所宛てに書面にて回答いたします。代理人によるご請求の場合であっても法定代理人によるご請求の場合を除き、ご本人に対して回答いたします。

6. 注意事項

開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、

当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および他の法令に違反することとなる場合等ご請求に応じることができない場合がございますが、その場合には応じることができない理由をご連絡いたします。

- 請求時の必要書類一式を当社宛てにご郵送いただく際の郵送料はご負担願います。
- 開示に関しては、書類の到着後2週間程度のお時間がかかります。ご請求の内容によっては、さらにお時間がかかる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 開示等の請求に際してご提出いただきました個人情報、開示等の手続に必要な範囲において利用させていただきます。

13. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。また、個人情報および特定個人情報等の取扱いや保有個人情報に関するご照会・ご相談等は、下記の窓口までお問い合わせください。

Chubb 損害保険株式会社

所在地：〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山

電話番号：03-6364-7000 受付時間：9:00～17:00(土日祝除く) www.chubb.com/jp

さらに当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 外国損害保険協会の対象事業者です。

• 認定個人情報保護団体

一般社団法人 外国損害保険協会 事務局

<https://www.fnlia.gr.jp>

当社の個人情報の取扱いに関する苦情・相談は、下記窓口で受け付けております。

• 指定紛争解決機関

一般社団法人 保険オンブズマン

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル7F

電話番号：03-5425-7963 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝除く) www.hoken-ombs.or.jp/

グループ会社の範囲

「8. グループ会社との共同利用」における当社のグループ会社とは、当社の親会社であるチャブ・リミテッド(Chubb Limited)およびその子会社ならびに当社の子会社*・関連会社をいいます。

*当社の子会社は次のとおりです。Chubb 少額短期保険株式会社

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全を確保し、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、下記のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を行います。

1. 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
3. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。
5. いかなる理由があっても、事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
6. 反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

利益相反管理方針

当社は、お客様の利益が不当に損なわれることを防止するため、「利益相反のおそれのある取引」に関する管理方針を定め、適切な業務運営に努めます。

1. 利益相反管理の対象

この方針の管理対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社または当社のグループ金融機関（以下「当社グループ」といいます。）が行う取引のうち、お客様の利益が不当に損なわれるおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）とします。

2. 対象取引の類型および特定方法

対象取引を次のとおり類型化し、取引内容、取引条件など個別の事情を斟酌し、お客様の利益が不当に損なわれるおそれがあると判断される場合に管理対象とします。

- (1) お客様の利益と当社グループの利益が相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益と当社グループの他のお客様の利益が相反するおそれのある取引
- (3) 当社グループがお客様から得た情報を不当に利用して、当社グループまたは他のお客様が利益を得るおそれのある取引
- (4) その他、当社グループがお客様の利益を不当に損なうおそれのある取引

3. 対象取引の管理方法

対象取引については、次のいずれかの方法により、お客様の保護を適正に行うよう管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門の分離
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法の変更
- (3) 対象取引または当該お客様との取引の中止
- (4) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

4. 社内体制の確立

当社は、お客様の利益が「利益相反のおそれのある取引」によって不当に損なわれることを防止するため、次のとおり社内体制を整備します。

- (1) 「利益相反のおそれのある取引」を一元的に管理する利益相反管理部署および利益相反管理統括者を設置します。
- (2) 「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理するため、この方針に基づき、社内規程を整備します。
- (3) 「利益相反のおそれのある取引」に関し、役職員を対象に教育・研修を継続的に行い、法令、この方針および社内規程の徹底を図ります。
- (4) 「利益相反のおそれのある取引」の管理に係る社内体制の適切性および有効性を検証します。



お客様本位の業務運営に関する方針

「お客様本位の業務運営に関する方針」は、商品開発、顧客サービス、保険販売、事故受付から保険金お支払いにおける、当社の価値基準および運営方針を示しています。これらの運営方針は、当社社員にとってよい職場環境を醸成するとともに、知識と能力に継続的に投資を行い、競争力を強化し、さらに企業としての成長を通じて当社が社会およびお客様にとって不可欠な存在となるための指針でもあります。

当社はこれからも、お客様のニーズに応えるべく商品およびサービスを改善し続け、皆様にベストソリューションを提供できるよう努めてまいります。

本方針に基づく主な取組状況(2019年2月～2020年1月)は、当社公式ホームページ(<https://www.chubb.com/jp-jp/about-us/customer-focused.aspx>)をご覧ください。

運営方針1：お客様本位の業務運営

当社は Chubb グループの行動規範のもと、お客様中心を徹底し、当社の取り組みや会社情報等を公表することにより、お客様本位の業務運営を推進するよう努めてまいります。

運営方針2：「お客様の声」を活かす業務運営

「お客様の声」を真摯に受けとめ、誠意をもって対応するとともに、業務運営に反映させ、お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。

運営方針3：最適な保険商品・サービスの提供

お客様にとって最適でご満足いただける商品・サービスを提供できるよう努めてまいります。

運営方針4：保険金のお支払い

常にお客様の視点に立ち、ホスピタリティのある最高のサービスのご提供をめざします。

運営方針5：利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反について適切に管理する態勢を整備してまいります。

運営方針6：運営方針の浸透に向けた取り組み

代理店や役職員が常にお客様本位の行動をしていくために、研修体制の整備や運営方針の浸透に向けた取り組みを推進してまいります。

お客様の声

当社では、本社に「お客様相談室」、支店に「お客様相談窓口」を設置しております。

また、契約者の皆様に「お客様サポートダイヤル(0120-550-385)」をご案内し、本社お客様相談室にて皆様からのご不満、ご要望・お褒め(感謝)等〈以下、「お客様の声」〉を受け付けております。さらに、当社公式ホームページのお問い合わせページからも、さまざまな「お客様の声」をお受けするとともに、保険事故解決の際は満足度アンケート、また募集時にもサンプリング方式によるアンケートを行い「お客様の声」をいただいております。お寄せいただきました貴重な「お客様の声」を業務改善、お客様サービス向上に反映させるため日々努めております。

「お客様の声」対応方針

保険会社は、目に見えない信用を商品としておりますので、「お客様の声」をしっかりとお聞きし、その声にお応えするのが最も大切だと考えております。もし、お客様がご不満を抱かれるようなことがあった場合、そのご不満に誠意をもって対応し、お客様にご満足いただけるように取り組むことが保険会社の社会的責任であると考えております。

《対応方針》

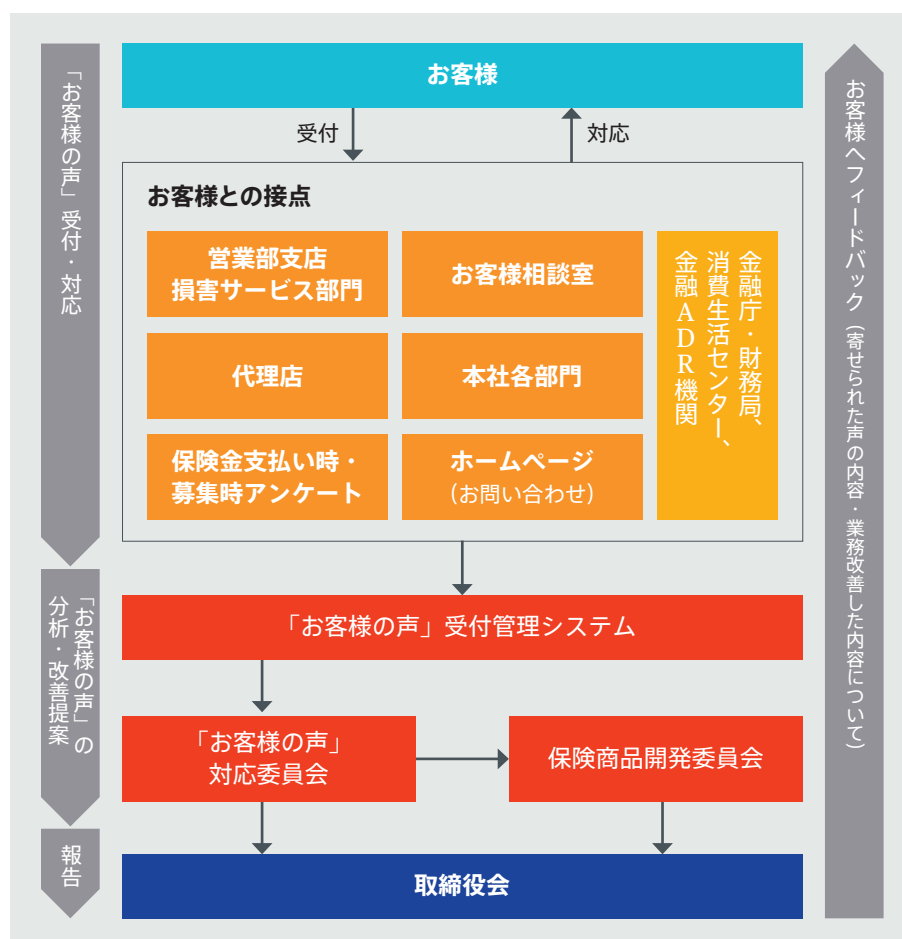
チャブ保険では、「お客様の声」をお聞きするにあたり、下記のことが大切であると考えております。

- ① 「お客様の声」を感謝の思いで聞き、内容を正確に把握する。
- ② 迅速、的確に、かつ組織的に対応する。
- ③ 対応させていただくなかで得た貴重な経験、示唆、教訓を今後の営業活動、業務改善等に活かす。

「お客様の声」受付対応の流れ

「お客様の声」の対応責任窓口は**お客様相談室**です。各営業店舗、損害サービス部門や代理店に寄せられた「お客様の声」はお客様相談室に集約され、社内の「**お客様の声**」対応委員会にて報告・検証されています。改善の必要がある場合には、関係部署へ改善提案が行われ、「お客様の声」対応委員会の検討事項や改善活動の内容は、定期的に**取締役会**に報告されるようになっていきます。

また、商品開発、改善につながると思われるご意見・ご要望は、**保険商品開発委員会**に報告されます。このような活動を通じ、必要に応じて商品の改定、サービス内容の向上、社内体制の整備等の改善を行っております。



「お客様の声」としてお寄せいただいた「ご意見、ご要望」等の内容別件数の推移

(単位: 件)

内容	対象期間	2017 年度	2018 年度	2019 年度
		2017年4月～2018年3月	2018年4月～2019年3月	2019年4月～2020年3月
1. 契約・募集行為				
(1) 商品内容 (補償内容等)		44	63	43
(2) 契約継続手続 (手続漏れ・遅れ等)		93	90	88
(3) 募集行為		116	168	213
(4) 契約内容・条件などの説明不足・誤り		56	39	50
(5) 契約の引受 (条件・制限等)		4	3	1
(6) 保険料の計算誤り		10	3	8
(7) 接客態度		6	3	6
(8) 帳票類 (申込書・請求書・パンフレット等)		16	18	19
(9) その他		19	26	20
小計		364	413	448
2. 契約の管理・保全・集金				
(1) 証券未着・誤り		478	442	451
(2) 分割払い・口座振替		7	14	10
(3) 契約の変更手続 (手続誤り・遅延、車両入替等)		41	27	31
(4) 契約の解約 (手続誤り・遅延、返戻保険料等)		1,148	1,289	1,471
(5) 満期返戻 (手続遅延、満返金額等)		0	0	0
(6) 接客態度		8	7	5
(7) その他		42	48	33
小計		1,724	1,827	2,001
3. 保険金				
(1) 保険金のお支払金額		39	36	34
(2) 対応の遅れ・対応方法		171	197	147
(3) 保険金のお支払の可否		30	16	15
(4) 接客態度		34	46	24
(5) その他		53	89	154
小計		327	384	374
4. その他		44	846	1,379
合計		2,459	3,470	4,202

* 上記の件数はすべて「お褒め」を除く

「お客様の声」としてお寄せいただいた「ご意見、ご要望」等の概況

1. 契約・募集行為

保険契約・募集に関しては(3) 募集行為について多くのご意見をいただきました。このうち、76%が電話で保険のご案内を差し上げることに對するご意見でした。内容としては、お客様が電話でのご案内を希望されないケース、また電話番号を含むお客様の個人情報の利用のされ方についてご不安やご不満を抱かれたケースが多くありました。次いで(2) 契約継続手続きについても多くのご意見をいただきました。内容としては、賃貸住宅入居者用保険の契約継続案内についてのお申出が多くを占めています。今後もより一層お客様のご意向に沿った募集活動が行えるようより努めてまいります。

2. 契約の管理・保全・集金

保険契約の管理・保全・集金に関わるものでは、(4) 契約の解約(手続き誤り・遅延、返戻保険料等)に関して1,471件と最も多くのお申し出をいただいています。このうち1,438件が賃貸住宅入居者用保険の解約に関するもので、住居を退去された際に保険を解約されないままとなり、後日になり日付を遡って解約手続きをされたものとなります。退去される際には解約、または変更手続きのご連絡をいただけるよう引き続き周知してまいります。次に(1) 証券未着・誤りが451件となっておりますが、このうち約96%が保険証券を受け取っていない、というお申し出でした。当社では受け取っていないというお申し出を受けたもの全件について、配達不能で当社に返却されていないか確認を徹底しておりますが、引き続きこのようなお申し出が少なくなるよう努力をしてまいります。

3. 保険金

保険金のお支払に関しては、(2) 対応の遅れ・対応方法について多くのご意見をいただきました。対応についてのお申し出の内、約44%が損害サービスアンケートの中でご意見をいただいたものでした。内容としては、事故手続きが遅いというご意見や、事故担当者からの経過報告が不十分であること、またお支払い方法に関するものなどさまざまでした。お客様へ適切なタイミングで経過の報告を行い、支払保険金額の内容についてより丁寧な説明を行うよう努めてまいります。

契約・募集行為／ 「ご意見、ご要望」等の件数	
(1) 商品内容(補償内容等)	43 件
(2) 契約継続手続 (手続漏れ・遅れ等)	88 件
(3) 募集行為	213 件
(4) 契約内容・ 条件などの説明不足・誤り	50 件
(5) 契約の引受(条件・制限等)	1 件
(6) 保険料の計算誤り	9 件
(7) 接客態度	6 件
(8) 帳票類(申込書・請求書・ パンフレット等)	19 件
(9) その他	20 件
合計	448 件

契約の管理・保全・集金／ 「ご意見、ご要望」等の件数	
(1) 証券未着・誤り	451 件
(2) 分割払い・口座振替	10 件
(3) 契約の変更手続(手続 誤り・遅延、車両入替等)	31 件
(4) 契約の解約(手続誤り・ 遅延、返戻保険料等)	1,471 件
(5) 満期返戻(手続遅延、 満返金額等)	0 件
(6) 接客態度	5 件
(7) その他	33 件
合計	2,001 件

保険金／ 「ご意見、ご要望」等の件数	
(1) 保険金のお支払金額	34 件
(2) 対応の遅れ・対応方法	147 件
(3) 保険金のお支払の可否	15 件
(4) 接客態度	24 件
(5) その他	154 件
合計	374 件

(対象期間 2019年4月～2020年3月)
*上記の件数はすべて「お褒め」を除く

「お客様の声」に基づき開発・改善した商品・サービス等の例

1. 旅行保険の解約に伴う返金 手続きに関する揭示方法の変更

【お客様の声】

旅行保険の解約に伴う返金がいづ行われるのかわからない。



【改善内容】

お客様用確認ページで解約手続き状況をご確認いただけますが、そのページに返金に要する目安の日数を表示するようにいたしました。

2. ロードサービスへの連絡

【お客様の声】

アメリカで契約した携帯電話をローミングして日本で使用しているが、ロードサービスに電話が繋がらない。



【改善内容】

アメリカで契約した携帯電話からでもロードサービスに電話がつながるように改善いたしました。

3. 証券発行期間の短縮

【お客様の声】

賃貸入居者向け保険の契約継続を行ったが証券が届くのが遅かった。



【改善内容】

証券の発行に関わるシステムや業務を刷新することにより、証券のお届けに要する日数を短縮し、証券がまだ届かないとのことのお問い合わせが少なくなりました。

4. 音声ガイダンスの変更

【お客様の声】

音声ガイダンスを聞いたが、休日に営業しているのかどうか分かりづかった。



【改善内容】

音声ガイダンスの内容を変更し、営業時間や休日を明確に案内するように変更いたしました。

公平・中立な立場でお応えする機関などのご紹介

一般社団法人

保険オンブズマン

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人 保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

* 保険オンブズマン

www.hoken-ombs.or.jp/

一般財団法人

自賠責保険・共済紛争処理機構

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構は、自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関です。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますのでご注意ください。

* 自賠責保険・共済紛争処理機構

www.jibai-adr.or.jp

公益財団法人

交通事故紛争処理センター

交通事故に遭われた当事者の面接相談を通して、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっ旋、審査を行います。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れない場合に、公正・中立の立場で、無償で紛争解決するためのお手伝いをいたします。

* 交通事故紛争処理センター

www.jcstad.or.jp

ディスクロージャー（情報開示）の態勢

当社は「誠実」を第一の行動指針として掲げ、「誠実で開かれた会社」をめざしております。
このような考え方にに基づき、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

公式ホームページ

当社のホームページには、事業活動や決算・財務状況等の情報を掲載しています。
また、個人のお客様、法人のお客様向けには商品の内容、資料請求、お問い合わせ等についてご案内しています。

チャブ保険公式ホームページ

www.chubb.com/jp



ディスクロージャー誌「Business Report」の発行

当社は保険業法および保険業法施行規則等による法的な定めに基づき、ディスクロージャー誌「Business Report」を毎年発行しております。
本誌は、当社の全営業拠点および主要な代理店に備え置いているほか、ご希望に応じて個別にご提供*しています。また、当社の公式ホームページでもその全文をご覧いただくことができます。

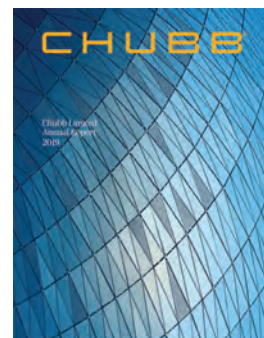


チャブ・リミテッド アニュアル・レポート

チャブ・リミテッドの財務状況等の開示情報として、アニュアル・レポートが英文で毎年発行されております。ご希望に応じて個別にご提供*しております。
また、チャブ・リミテッドの IR ページにおいても財務状況等の情報をご覧いただくことができます。

チャブ・リミテッドの IR ページ

<http://investors.chubb.com>



* 上記資料をご希望の方は、下記までご請求ください。

〒141-8679 東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 29 号 ガーデンシティ品川御殿山
Chubb 損害保険株式会社 マーケティング & コミュニケーション部

商品・サービスについて

保険のしくみ	50
損害保険制度	50
損害保険契約の性格	50
再保険について	50
保険のご契約の流れ	50
保険募集のしくみ	51
約款について	51
保険料	51
保険代理店について	52
保険金のお支払い	53
商品ラインナップ	54
個人向け商品	54
企業向け商品	55
お客様サービス〈個人向けサービス〉	56
24時間事故受付サービス [通話料無料]	56
海外旅行保険関連サービス	56
住まいの保険関連サービス	57
からだの保険関連サービス	57
お客様サービス〈企業向けサービス〉	57
損害サービス	58

損害保険制度

損害保険は、私たちを取り巻くさまざまな事故や災害から生命や財産を守るためのもっとも合理的な防衛策のひとつです。将来起こるかもしれない危険に対して、予測される事故発生の確率に見合った一定の保険料を加入者が公平に分担し、万一の事故に対して備える相互扶助の制度が損害保険制度です。損害保険の幅広い普及を図ることは、個人の生活や企業経営の安定に大きく寄与することになり、重要な社会的役割を果たしているといえます。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶発な事故（保険事故）によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその損害が発生する可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険申込書を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

再保険について

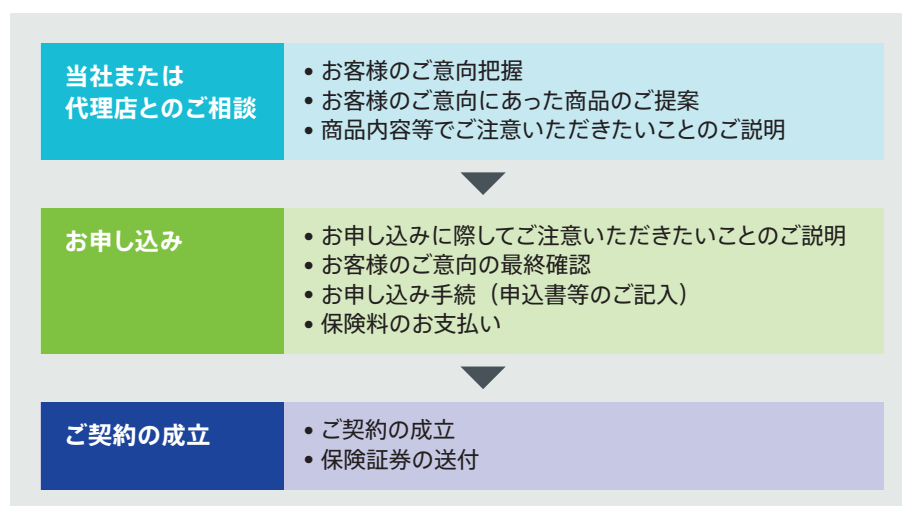
再保険とは

大型船舶や大規模な工場などに損害が生じたり、大火、台風、地震などのような広域大災害が発生したりすると、その保険金支払いは巨額に達し、一保険会社の負担能力を超える可能性があります。このため保険会社は、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引き受けてもらうことにより、危険の平均化・分散化を図っています。これを再保険といいます。

再保険のしくみ

国内で引き受けた巨大リスクや集積リスクの分散を目的として、日本国内外の保険会社へ出再保険料を支払うことにより、保険金支払い責任の移転を図っています。これを出再保険取引といいます。この出再保険取引は、出再先の財務力・保険金支払い能力・信用度等の情報を収集・分析のうえ、慎重に決定しています。一方、他の保険会社より再保険を引き受ける受再保険取引についても、引受リスクの判断材料となる引受条件・成績等の各種情報を精査し、慎重かつ適正な再保険の引受を行っています。

保険のご契約の流れ



保険募集のしくみ

損害保険の募集は、保険会社の委託を受けた損害保険代理店または保険仲立人を通じた場合と、社員によって直接行われる場合があります。

損害保険代理店は、損害保険会社の委託を受けて、保険契約者との間で保険会社の代理人として、保険契約の締結にあたります。当社の取扱い商品のほとんどは、当社の委託を受けた全国の代理店を通じて販売されています。また、当社は一部の商品でダイレクト・メールまたは広告等で商品の告知を行い、お客様からの資料請求またはお見積依頼を受けて、保険契約申込書等一式を送付し、お客様から郵便で返信申し込みを受ける通信販売、インターネット等による保険募集も行っています。

保険募集に際しては、当社の社員もしくは代理店から募集人の権限等についてご説明させていただき、お客様が抱えるリスクや主な意向・情報を把握し、適切な保険商品を選定・提案させていただきます。また、お客様に対して、契約の締結または加入の可否を判断するのに必要な情報を説明させていただきます。

保険契約をお申し込みになる際は、重要事項説明として「契約概要および注意喚起情報」が記載された書面を交付いたしますので、内容を十分にご理解のうえ契約を行っていただきます。またご加入いただく保険契約がご希望に沿った内容であること、保険の内容や保険料が適切であることについて確認させていただくため、意向確認書

または契約内容確認書を作成いたしますので、署名または所定欄への確認印の押印をお願いします。保険契約申込書の必要事項のご記入ならびに所定欄にご署名または申込印をいただき、お客様より保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券が発行されます。

※クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人向け契約（金銭消費貸借契約や、営業・事業のための保険契約等を除きます）について、お申し込みされた日またはクーリングオフに関する書面が交付された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、保険契約のお申し込みの撤回または解除を行うことができる制度です。ただし、法人等が契約した場合、営業・事業のための契約などは対象外となっています。

※共同保険制度について

複数の保険会社が引受保険会社となり、ご契約を締結する共同保険制度があります。各引受保険会社は、保険金額または引受割合に応じて連帯することなく、独立して別個に引受責任を負担し、幹事保険会社は、他の保険会社の代理もしくは代行を行います。ご契約の際には、説明内容に十分ご注意ください。

および約款について、当社の社員または代理店から、十分な説明を受けるとともに、意向確認書または契約内容確認書により、保険加入の目的や保険金額などを確認していただくことが必要です。

3. 約款に関する情報提供方法

当社では、保険種目ごとにパンフレットを作成するとともに、主として個人を対象とする保険種目（自動車保険・傷害保険・火災保険など）については、「契約概要」「注意喚起情報」を作成し、契約前に交付します。また、ホームページによる約款等の開示も行っております。「告知義務」「通知義務」「保険金支払われない場合」など、特に重要な事項について記載しておりますので、必ずご一読いただくことが必要です。

保険料

1. 保険料の収受・返還

損害保険の保険料は、保険料のお支払方法について特段の取り決めがない場合は、保険契約の締結と同時に全額を領収することが原則となっています。したがって、保険期間が開始した後も、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

また、保険期間中に契約内容の変更が生じたときには、その危険の増減に応じて保険料の追加または返還を行います。

2. 保険料率とは

保険料率は、支払保険金部分に充当する「純保険料率」と保険事業運営のためのコスト部分（事業経費・代理店手数料）に適正利潤を加えた「付加保険料率」の合算によって決められます。この合算した保険料率を「営業保険料率」といい、これに基づいて実際の保険料が算出されています。

約款について

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから「契約者・保険会社の双方の権利・義務」について詳細を取り決めておく必要があります。これが約款です。保険約款は、基本的な保険契約の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約によって「普通保険約款」を一部補足・修正する「特別約款」・「特約」で構成されています。

これらの約款は、保険会社が作成し、金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

2. 契約時の留意事項

保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立します（「諾成契約」といいます）。ご契約にあたっては加入される保険契約の内容

保険代理店について

1. 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で「損害保険代理店委託契約」を締結し、保険会社に代わってお客様との間で保険契約を締結し、保険料を領収することを基本業務としています。さらに、お客様のご要望に的確に対応し、より一層充実したサービスを提供するために、お客様に適切な商品を選択していただけるよう助言を行っています。また、万一の事故の際には、迅速に保険金が支払われるよう、保険金請求の手續を援助するなどのアフターサービスを行っています。このような活動を通じて、損害保険の幅広い普及や、個人や企業の経済生活の安定などに大きく貢献しています。

代理店の主な業務は、次のとおりです。

- ・ 保険契約の締結
- ・ 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- ・ 保険料の領収または返還
- ・ 保険料領収証の発行および交付
- ・ 契約者からの事故の受付、保険会社への通知

2. 代理店制度

代理店登録

損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を締結した後、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。

代理店の役職員として保険契約の募集を行う場合は、所定の教育を修了し、資格試験に合格したうえで、保険業法第302条に基づき、内閣総理大臣に届出なければなりません。この登録・届出を行ってはじめて、保険契約の募集に従事することができます。

代理店の業務は、「保険業法」等で定められており、公正で公平なサービスをすべてのお客様に提供することが義務づけられています。

損害保険代理店制度

当社は、多様化する消費者ニーズに的確に対応し、きめ細かいサービスを提供していくため、また、代理店の品質向上を図り、損害保険に対して、お客様から高い信頼を得られることにより、損害保険をますます普及促進させることを目的として、損害保険代理店制度を設けています。

損害保険代理店制度においては、火災保険、自動車保険および傷害保険などの一般契約を取り扱う一般代理店および旅行保険・不動産保険など単一種目を主に取り扱うモノライン代理店の区分を設け、その特性に合わせた代理店制度を運営しています。

一般社団法人日本損害保険協会では、募集人の資質向上を図り、知識・能力を定期的に検証するために、「損害保険募集人一般試験（以下「損保一般試験」）」を実施しています。当社もこの試験制度に積極的に参加して、募集人の資質向上に努めています。

「損保一般試験」は、「基礎単位」および「商品単位（自動車、火災、傷害疾病）」の大きく2つの単位で構成されており、「基礎単位」の合格が募集人の登録・届出の要件となるほか、募集人が取り扱う保険商品に応じた「商品単位」に合格することが必要となります。

また、「損保一般試験」に合格した募集人が、さらなるステップアップをめざす仕組みとして、「損害保険大学課程（「専門コース」・「コンサルティングコース」）」

が実施されており、当社も積極的に資格取得を推進しています。

3. 代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的として代理店教育プログラムを実施しています。募集人の保険商品教育推進のため、一般代理店および旅行保険・不動産保険など単一種目を主に取り扱うモノライン代理店等、募集チャンネルに応じた個社商品教育を行っています。具体的には、募集チャンネル別の教育テキスト等により、学習完了後のインターネットによる検証試験に合格する等、代理店が効率よく知識を習得できるよう工夫を重ねています。これにより営業店から遠隔地に所在する代理店であっても募集人は同等の教育を受けることが可能になります。また、商品知識のみならず代理店の体制整備、販売技法、経営手法、保険情勢の研究や経験交流等を目的とした各種の研修やセミナーを主要営業店において実施しています。

また保険募集においては、「契約者保護」がすべての基本であるとして、代理店の規模や業務特性に応じ、社内規則等の策定（Plan）、適切な教育・管理・指導（Do）、自己点検等の監査（Check）、改善に向けた態勢整備（Act）を指導し、保険募集業務の健全かつ適切な運営を確保してまいります。

4. 代理店数

当社の代理店数は以下のとおりです。

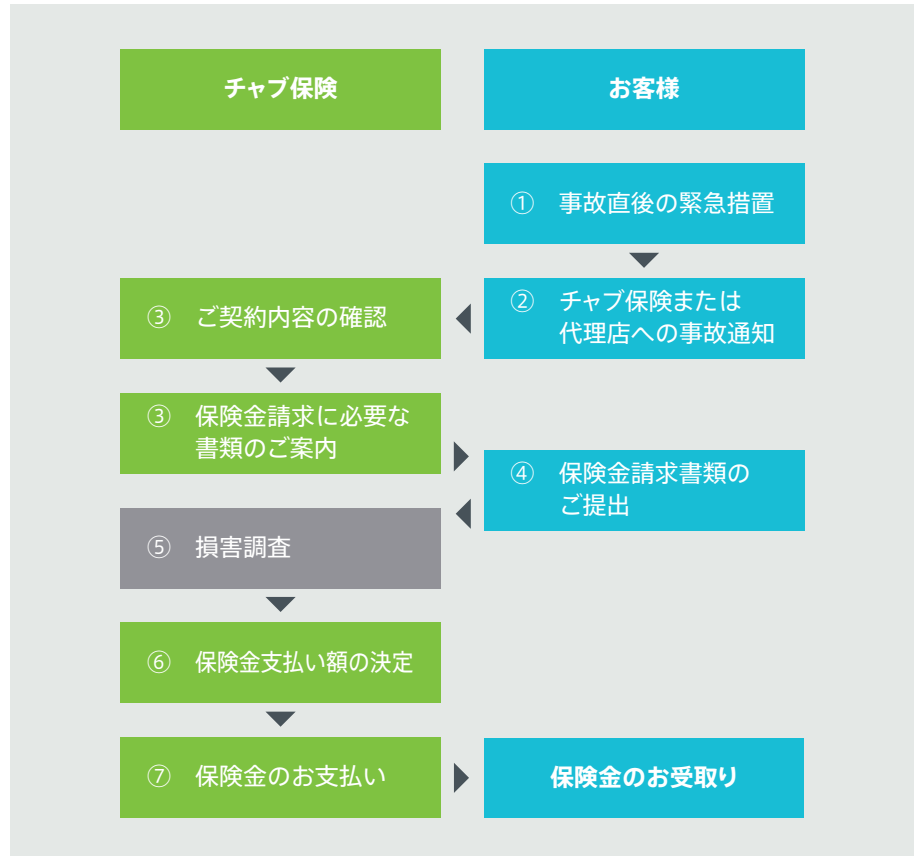
区分	一般代理店	モノライン代理店				合計
		旅行	不動産	AE※	DM	
店数	1,197	199	626	13	42	2,077
構成比	57.7%	9.6%	30.1%	0.6%	2.0%	100%

※ AE とは、米国軍人・軍属用自動車保険の略号です。

（2020年3月末の数値です）

保険金のお支払い

事故の発生から保険金のお支払いまで（自動車事故の場合）



- ① 事故が起こった場合は、被害者の救護・損害の拡大防止等の必要な緊急措置を行ってください。警察への届出を行い、相手のある事故の場合は、その方の住所・氏名・勤務先、保険に加入していればその保険会社などをご確認ください。よろしくお願いします。
- ② 緊急措置をお取りになりましたら、ただちに当社または当社代理店に事故の報告をお願いします。その際、ご契約者名、事故の日時・場所、事故状況等をお知らせください。証券番号や保険の内容もおわかりになりましたら併せてお知らせください。
- ③ ご契約の内容を確認のうえ、お客様に保険金請求に必要な書類のご案内を差し上げます。
- ④ 保険金のお支払いに必要な書類をご提出いただきます。
- ⑤ 必要に応じ、事故の現場や事故物件などの調査をし、確認します。（特別な調査・照会が必要な場合、ご案内を差し上げます）
- ⑥ お客様および被害者など関係者との打ち合わせ、あるいはご提出いただいた書類を確認させていただいたうえで、支払保険金の額を決定させていただきます。
- ⑦ 保険金のお支払いは、当社より指定先の銀行口座にお振り込みします。

個人向け商品



からだの保険

普通傷害保険

家族傷害保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

こども総合保険

医療保険



自動車の保険

家庭用自動車保険



レジャーの保険

海外旅行保険

国内旅行傷害保険

ネット専用旅行関連サービス取消費
補償保険(旅のキャンセル保険)



住まいと生活の保険

すまいのプロテクト総合保険

リビングプロテクト総合保険

地震保険

個人賠償責任保険

企業向け商品



自動車の保険

一般用自動車保険



賠償責任に関する保険

会社役員賠償責任保険

製造業向け賠償責任保険(製造プロ)

小売業・飲食業向け賠償責任保険
(リテールプロ)

生産物賠償責任保険(PL保険)

施設所有(管理)者賠償責任保険

請負業者賠償責任保険

専門業務事業者賠償責任保険

IT事業者向け賠償責任保険

情報漏えい保険(データプロ)

サイバー保険(サイバープロ)

ライフサイエンス賠償責任保険

臨床試験賠償責任保険

海外PL保険



従業員に関する保険

業務災害安心総合保険(GPA Pro)

労働災害総合保険

法定外補償条項

使用者賠償責任条項

団体長期障害所得補償保険(GLTD)



船舶と貨物の保険

運送保険

貨物海上保険



費用・利益の損失に関する保険

団体総合補償制度費用保険(WIZ)

旅行特別補償保険

旅行事故対策費用保険

インバウンドトラベル保険

企業犯罪被害包括補償保険
(クライムプロ)

企業財産総合保険
利益・営業継続費用補償条項

興行中止保険



財物に関する保険

テナント総合保険
(プレミアムテナントプロ)

企業財産総合保険
(Property Pro Advance)

店舗総合保険

普通火災保険

動産総合保険

機械保険



工事に関する保険

建設業者向け総合賠償責任保険
(建設プロ)

組立保険

建設工事保険



プログラム

海外進出企業向け
グローバル・プログラム
(賠償責任保険、火災保険、海上保険)

24 時間事故受付サービス [通話料無料]

専任スタッフが、夜間・休日を問わず、365 日・24 時間体制で事故受付をいたします。
通話料は無料です。携帯電話、PHS からご利用いただけます。

- 自動車・住まい・賠償責任保険の場合：0120-011-313
- からだ(ケガ)の保険の場合：0120-091-313
- 海外旅行保険の場合：0120-071-313
- 医療保険・がん保険の場合：0120-289-822

海外旅行保険関連サービス

日本語サービスセンター

チャブ保険は、プレステージ・インターナショナル社(プレステージ・コアソリューション社)、コーポレート・サービスズ・ネットワーク(CSN)と提携し、各種サービスを提供しています。海外旅行中の不慮の事故や病気に備え、医療に関するさまざまな手配サービスや保険金請求に関わるご相談を 24 時間・年中無休で行っております。

- 保険金請求等に関わる相談サービス
- クレジットカード、パスポート、T/C 等の紛失・盗難時の緊急手配のご案内
- 医療機関のご紹介
- 緊急移送手配サービス
- 専門医のご紹介
- 帰国手配サービス
- その他各種トラブルご相談受付



- | | | |
|-----------|------|----------|
| • ロサンゼルス | • 日本 | • バンコク |
| • ウィルミントン | • 上海 | • シンガポール |
| • ロンドン | • 香港 | • シドニー |

ワールド・ワイド・ネットワーク

世界各地域から現地オペレーターを通さず通話料無料で直接、日本語サービスセンターにご連絡いただけます。

日本語サービスセンターへの通話料無料の設定国および地域

アイスランド、アイルランド、アメリカ(含むアラスカ)、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イギリス、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウルグアイ、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、グアム、コロンビア、サイパン、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スリランカ、タイ、台湾、チェコ、中国、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハワイ、ハンガリー、フィリピン、フランス、ブラジル、ベルギー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、ルクセンブルク、ロシア

キャッシュレス医療サービス

チャブ保険のキャッシュレス医療サービスが利用できる提携病院では、お客様は現金不要です。万一、ケガや病気をした際に治療費をお立替えいただく必要がないよう、世界主要都市に利用が可能な病院を配置しておりますので、安心して治療をお受けいただけます。

〈企業向けサービス〉

住まいの保険関連サービス

水まわり・鍵開け緊急サービス

ご自宅での水まわりのトラブル（トイレ、風呂、台所の水漏れや詰まり等）あるいは外出中の鍵の紛失、盗難の場合の玄関ドアロックの解錠に、提携業者がご自宅に急行し、対応いたします。（30分以内の応急処理は無料です。ただし、鍵代、部品代はお客様のご負担になります。）

マイホームエース、マイホームエースゴールド（いずれも住宅総合保険の当社独自パッケージプラン）のご契約のみ対象です。

住まいの緊急アシスト

借用住宅において、鍵・水まわり・ガラスのトラブルの際、当社の委託先による30分以内の応急作業費（出動料・作業料）を無料[※]で提供します。

リビングプロテクト総合保険に付帯する修理費用補償特約の支払限度額が所定の額である場合、自動的にセットされます。

※部品代等の実費や30分を超える応急作業等はお客様のご負担です。

からだの保険関連サービス

SOS ホットライン：

緊急医療・健康相談サービス

ご契約者とご家族が無料で受けられる電話相談サービスです。24時間365日体制で、経験豊富な看護師が、医療・健康に関するさまざまなご質問にお答えし、適切なアドバイスをいたします。

示談交渉サービス

賠償事故危険補償特約付帯のご契約者の方には、保険会社がお客様に代わって相手側と解決に向けて交渉するサービスをご利用いただけます。

（注）損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手方との示談交渉を行うことができないことがあります。

「ビジネスチャンスからリスクを取り除き、お客様が成功を獲得していくことをサポート」

リスク・マネジメント・ソリューションについてチャブ・グループはこう考えます。

チャブ・グループの先進のノウハウと豊富な経験をもって、企業の皆様に、リスク分析、評価に基づいたコンサルティングサービスを行い、合理的な保険の構築に最適なソリューションをご提供いたします。



リスクコンサルティングサービス

建設、運輸、製造業など事故発生リスクの高い企業へ、チャブ保険のスペシャリストが「保険商品」だけではなく、リスクの評価を分析、社員教育、助言といったリスクに対する事前のコンサルティングサービスを行います。

リスクマネジメントの基本は、企業リスクの発見とその正確な評価に始まります。企業はその正確な評価に基づき、リスクコントロールやリスクファイナンスという手法を駆使し、リスクの保有と移転の適正なバランスを決めます。チャブ保険はそのリスク解決のプログラムをテラーメイドでご提案いたします。

人事部ヘルプダイヤル

業務災害安心総合保険と団体長期障害所得補償保険にご契約の企業・団体の人事担当の方を対象に、メンタルヘルス不調者への対応や、復職時に注意すべきポイントやアドバイス等についてのご相談をお受けします。またカウンセリング対応可能な医療機関の情報提供などを行います。

※個別のケース（特定の休職者等のケース）への介入は行えません。

ストレスチェックサービス

業務災害安心総合保険と団体長期障害所得補償保険のご契約企業は、ストレスチェックサービスをご利用いただけます。

※ただし、ご利用には条件があります。

損害保険会社の真価は、お客様に万が一の事故が発生した際に、事故の解決に向けて的確なアドバイスを行い、スピーディな保険金のお支払いを通して「安心」をお届けすることにあります。

※保険金のお支払いの流れについては、53 頁をご参照ください。

損害サービススタッフの行動指針

常にお客様の視点に立ち、ホスピタリティのある最高のサービスのご提供をめざしています。

《お客様第一主義と自己革新・自己責任》

- 常にお客様の立場になって考え行動します。
- 常にお客様の安心と信頼を念頭に「迅速・親切・公平・的確」な対応をします。
- 常に能力の向上に努め、高度な事故事案解決力の向上をめざします。
- 常に社内外の「法令遵守」を前提とした行動をします。

代理店への事故受付・保険金支払いの案内サービス

事故登録後および保険金お支払い手続完了後に、代理店へ「ご案内」の FAX と代理店ポータルにて案内をいたします。

安心の 1 事故 1 担当者制

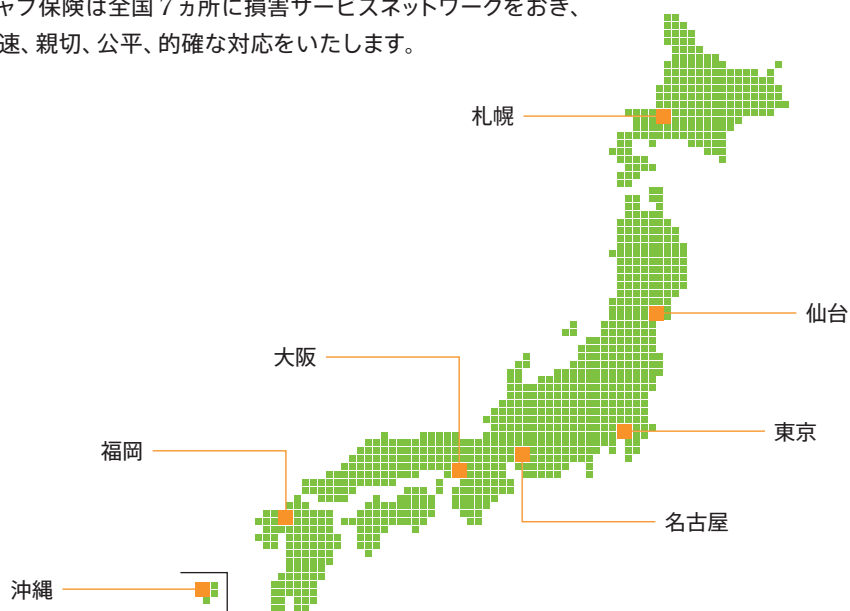
1 件の自動車事故に対して複数の担当者が分業する保険会社が多い中で、チャブ保険は一貫して一人の担当者が対応しています。

信頼性の高い示談交渉サービス

自動車保険事故の示談交渉においては、高度な専門知識と豊富な経験を有したスタッフが、お客様に代わり責任をもって行います。国内の損害保険会社に先駆けて、いち早く示談交渉を開始し、多くのお客様より好評を得ています。

損害サービスネットワーク

チャブ保険は全国 7 カ所に損害サービスネットワークをおき、迅速、親切、公平、的確な対応をいたします。



業績データ

事業の概況	60
I-1 主要な経営指標等の推移(直近 5 事業年度)	60
I-2 保険事業	61
I-3 資産の運用	66
I-4 単体ソルベンシー・マージン比率	69
経理の状況	70
II-1 計算書類	70
II-2 資産・負債の明細	75
II-3 損益の明細	82
II-4 時価情報等	83
企業集団等の状況	86
III-1 事業の概況(連結)	86
III-2 主要な経営指標等の推移(連結)	86
III-3 連結財務諸表	87
III-4 リスク管理債権	93
III-5 セグメント情報	93
III-6 Chubb 少額短期保険株式会社の 単体ソルベンシー・マージン比率	94
III-7 保険会社およびその子会社等に係る 保険金等の支払い能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)	95

I-1 主要な経営指標等の推移（直近 5 事業年度）

（単位：百万円）

項目	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
正味収入保険料 （対前期増減率）	21,042 (3.8%)	21,788 (3.5%)	22,615 (3.8%)	23,291 (3.0%)	25,117 (7.8%)
経常収益 （対前期増減率）	21,881 (0.9%)	22,291 (1.9%)	22,956 (3.0%)	23,801 (3.7%)	26,398 (10.9%)
保険引受利益 （対前期増減率）	1,622 (170.2%)	2,826 (74.1%)	1,158 (△ 59.0%)	234 (△ 79.7%)	3,057 (1,203.1%)
経常利益（△は経常損失） （対前期増減率）	1,878 (54.8%)	2,981 (58.7%)	1,118 (△ 62.5%)	499 (△ 55.3%)	3,122 (524.6%)
当期純利益（△は当期純損失） （対前期増減率）	1,010 (106.7%)	2,400 (137.5%)	5,874 (144.7%)	145 (△ 97.5%)	2,286 (1,467.7%)
正味損害率	43.7%	42.0%	41.2%	45.9%	41.6%
正味事業費率	45.5%	44.9%	48.2%	49.1%	49.9%
利息および配当金収入 （対前期増減率）	111 (△ 18.2%)	84 (△ 24.0%)	90 (6.1%)	80 (△ 10.2%)	64 (△ 20.5%)
運用資産利回り （インカム利回り）	0.26%	0.19%	0.18%	0.17%	0.12%
資本金 （発行済株式総数）	8,150 (163 千株)	8,150 (163 千株)	5,000 (163 千株)	5,000 (163 千株)	5,000 (163 千株)
純資産額	4,498	6,820	12,816	12,689	14,973
総資産額	51,058	56,435	62,729	64,214	66,122
積立勘定資産額	76	10	—	—	—
自己資本比率	8.81%	12.08%	20.43%	19.76%	22.64%
1 株あたり純資産額	27,597 円 71 銭	41,841 円 82 銭	78,629 円 82 銭	77,851 円 52 銭	91,895 円 5 銭
1 株あたり当期純利益	6,201 円 13 銭	14,728 円 87 銭	36,040 円 98 銭	894 円 68 銭	14,025 円 80 銭
責任準備金残高	27,712	29,690	30,485	31,499	30,574
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	37,381	41,742	41,051	40,015	43,500
その他有価証券評価差額金	676	597	719	446	443
単体ソルベンシー・マージン比率	1,138.5%	1,199.5%	1,588.6%	1,609.3%	1,552.8%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	527 名	520 名	519 名	545 名	595 名

I-2 保険事業

(1) 保険料の推移

①正味収入保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	3,427	16.3	6.8	3,792	17.4	10.6	3,813	16.9	0.6	4,085	17.5	7.1	4,484	17.9	9.8
海上	121	0.6	32.0	191	0.9	58.2	150	0.6	△ 21.7	115	0.5	△ 23.4	166	0.7	44.9
傷害	8,192	38.9	△ 1.1	8,144	37.4	△ 0.6	8,161	36.1	0.2	8,752	37.6	7.2	9,007	35.8	2.9
自動車	3,683	17.5	0.1	3,518	16.1	△ 4.5	3,352	14.8	△ 4.7	3,299	14.2	△ 1.6	3,241	12.9	△ 1.8
自動車損害賠償責任	677	3.2	△ 4.8	645	3.0	△ 4.7	653	2.9	1.1	606	2.6	△ 7.1	652	2.6	7.5
その他	4,940	23.5	15.1	5,495	25.2	11.2	6,483	28.7	18.0	6,431	27.6	△ 0.8	7,565	30.1	17.6
(うち賠償責任)	(1,917)	(9.1)	(10.1)	(2,131)	(9.8)	(11.2)	(2,626)	(11.6)	(23.2)	(2,241)	(9.6)	(△ 14.7)	(2,633)	(10.5)	(17.5)
合計	21,042	100.0	3.8	21,788	100.0	3.5	22,615	100.0	3.8	23,291	100.0	3.0	25,117	100.0	7.8

(注) 正味収入保険料：元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

②元受正味保険料（含む積立保険料）の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	17,752	33.9	5.2	19,140	35.8	7.8	18,938	34.3	△ 1.1	20,379	34.6	7.6	23,065	36.0	13.2
海上	657	1.2	11.5	753	1.4	14.6	854	1.5	13.3	960	1.6	12.5	964	1.5	0.4
傷害	12,780	24.4	0.2	12,430	23.2	△ 2.7	12,399	22.4	△ 0.3	13,041	22.1	5.2	13,919	21.7	6.7
自動車	8,218	15.7	0.0	7,961	14.9	△ 3.1	7,662	13.9	△ 3.8	7,589	12.9	△ 1.0	7,441	11.6	△ 2.0
自動車損害賠償責任	232	0.4	△ 5.0	215	0.4	△ 7.5	197	0.4	△ 8.2	217	0.4	10.1	219	0.3	1.1
その他	12,781	24.4	5.6	12,970	24.3	1.5	15,178	27.5	17.0	16,774	28.4	10.5	18,560	28.9	10.6
(うち賠償責任)	(5,575)	(10.6)	(1.0)	(6,332)	(11.8)	(13.6)	(7,489)	(13.6)	(18.3)	(8,085)	(13.7)	(8.0)	(9,096)	(14.2)	(12.5)
合計	52,422	100.0	3.2	53,471	100.0	2.0	55,231	100.0	3.3	58,963	100.0	6.8	64,170	100.0	8.8
従業員一人あたり元受正味保険料（含む積立保険料）	99	—	5.0	102	—	3.4	106	—	3.5	108	—	1.7	107	—	△ 0.3

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員一人あたり元受正味保険料（含む積立保険料）：元受保険料(含む積立保険料)÷従業員数

③受再正味保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	1,504	34.0	2.7	1,706	33.6	13.4	1,712	30.9	0.4	2,019	35.7	17.9	2,071	33.4	2.6
海上	34	0.8	△ 4.2	36	0.7	5.4	79	1.4	115.5	33	0.6	△ 57.2	120	1.9	254.6
傷害	1,457	32.9	△ 5.8	1,604	31.6	10.1	1,648	29.8	2.7	1,798	31.8	9.1	1,576	25.4	△ 12.3
自動車	4	0.1	△ 6.8	3	0.1	△ 16.2	3	0.1	△ 0.5	3	0.1	△ 8.7	0	0.0	△ 73.6
自動車損害賠償責任	608	13.7	△ 4.9	581	11.4	△ 4.4	586	10.6	0.9	531	9.4	△ 9.4	575	9.3	8.4
その他	818	18.5	15.7	1,148	22.6	40.2	1,504	27.2	31.0	1,267	22.4	△ 15.7	1,861	30.0	46.9
(うち賠償責任)	(662)	(15.0)	(9.6)	(876)	(17.2)	(32.2)	(1,189)	(21.5)	(35.7)	(785)	(13.9)	(△ 33.9)	(743)	(12.0)	(△ 5.3)
合計	4,428	100.0	0.6	5,080	100.0	14.7	5,535	100.0	8.9	5,653	100.0	2.1	6,206	100.0	9.8

(注) 受再正味保険料：受再保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

④支払再保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	15,829	44.2	4.6	17,054	46.4	7.7	16,837	44.1	△ 1.3	18,313	44.3	8.8	20,652	45.6	12.8
海上	571	1.6	6.9	598	1.6	4.8	783	2.1	30.9	879	2.1	12.3	917	2.0	4.4
傷害	6,045	16.9	0.5	5,890	16.0	△ 2.6	5,886	15.4	△ 0.1	6,087	14.7	3.4	6,488	14.3	6.6
自動車	4,538	12.7	△ 0.1	4,446	12.1	△ 2.0	4,313	11.3	△ 3.0	4,292	10.4	△ 0.5	4,201	9.3	△ 2.1
自動車損害賠償責任	163	0.4	△ 5.4	150	0.4	△ 7.6	130	0.4	△ 13.2	141	0.4	8.4	143	0.4	1.1
その他	8,659	24.2	1.6	8,623	23.5	△ 0.4	10,199	26.7	18.3	11,610	28.1	13.8	12,856	28.4	10.7
(うち賠償責任)	(4,320)	(12.1)	(△ 1.4)	(5,077)	(13.8)	(17.5)	(6,052)	(15.9)	(19.2)	(6,630)	(16.0)	(9.6)	(7,206)	(15.9)	(8.7)
合計	35,807	100.0	2.5	36,764	100.0	2.7	38,150	100.0	3.8	41,325	100.0	8.3	45,259	100.0	9.5

(注) 支払再保険料：出再保険料から出再戻戻金を控除したものをいいます。

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
国内契約	99.3%	99.0%	98.9%	99.0%	98.3%
海外契約	0.7%	1.0%	1.1%	1.0%	1.7%

(注) 上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

⑥出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合（％）
2019 年度	20 (6)	91% (98%)
2018 年度	20 (5)	92% (100%)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 10 百万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。）

⑦出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他(格付なし・不明・BB 以下)	合計
2019 年度	93% (100%)	—	7% (0%)	100% (100%)
2018 年度	93% (100%)	—	7% (0%)	100% (100%)

(注) 1. 特約再保険を 10 百万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
<格付区分の方法>
① S&P 社の格付けを使用し、同社の格付けがない場合は Moody's 社もしくは A.M.Best 社の格付けを使用しています。
② 上記 3 社のいずれの格付けもない場合は「その他（格付なし・不明・BB 以下）」に区分しています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。）

(2) 解約返戻金

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
火災	1,146	1,062	1,105	1,246	1,110
海上	1	1	0	1	0
傷害	109	84	71	71	131
自動車	171	173	180	178	176
自動車損害賠償責任	0	0	0	0	0
その他	200	226	202	224	255
(うち賠償責任)	(64)	(81)	(94)	(100)	(90)
合計	1,628	1,548	1,559	1,723	1,674

(3) 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
保険引受収益		21,453	21,972	22,651	23,367	26,079
保険引受費用		9,471	8,812	10,694	12,170	11,085
営業費および一般管理費		10,375	10,354	10,825	10,989	11,960
その他収支		15	20	26	26	23
保険引受利益		1,622	2,826	1,158	234	3,057

(注) 1. 営業費および一般管理費は、損益計算書における「営業費および一般管理費」のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

(4) 保険金の推移

① 正味支払保険金

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	1,283	16.4	44.2	972	12.2	33.3	1,140	14.1	37.2	2,282	24.1	62.7	1,742	19.6	46.9
海上	28	0.4	35.4	22	0.3	16.2	24	0.3	25.1	90	1.0	90.2	74	0.8	55.1
傷害	2,622	33.5	36.0	2,736	34.4	36.3	2,599	32.1	35.1	2,572	27.2	32.7	2,566	28.9	32.6
自動車	1,829	23.4	61.7	1,787	22.5	62.1	1,583	19.5	58.4	1,611	17.0	59.9	1,557	17.6	62.3
自動車損害 賠償責任	681	8.7	102.3	638	8.0	100.7	589	7.3	91.8	564	6.0	94.8	528	6.0	82.9
その他	1,377	17.6	34.7	1,800	22.6	37.6	2,163	26.7	37.5	2,337	24.7	40.8	2,405	27.1	36.6
(うち賠償 責任)	(507)	(6.5)	(36.3)	(812)	(10.2)	(43.9)	(853)	(10.5)	(37.4)	(795)	(8.4)	(41.7)	(741)	(8.4)	(34.9)
合計	7,822	100.0	43.7	7,957	100.0	42.0	8,100	100.0	41.2	9,459	100.0	45.9	8,875	100.0	41.6

(注) 1. 正味支払保険金：元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

② 元受正味保険金

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	5,151	28.7	7.7	6,371	34.3	23.7	4,290	23.0	△ 32.6	9,396	36.7	119.0	8,793	36.2	△ 6.4
海上	130	0.7	△ 28.7	153	0.8	17.5	165	0.9	7.3	452	1.8	173.9	1,193	4.9	164.0
傷害	3,816	21.2	△ 14.3	3,912	21.0	2.5	3,657	19.6	△ 6.5	3,566	13.9	△ 2.5	3,857	15.9	8.2
自動車	4,281	23.8	△ 1.5	4,105	22.1	△ 4.1	3,613	19.3	△ 12.0	3,761	14.7	4.1	3,594	14.8	△ 4.4
自動車損害 賠償責任	178	1.0	△ 28.5	203	1.1	13.8	158	0.8	△ 22.1	180	0.7	14.0	129	0.5	△ 28.2
その他	4,421	24.6	23.4	3,844	20.7	△ 13.0	6,789	36.4	76.6	8,241	32.2	21.4	6,711	27.7	△ 18.6
(うち賠償 責任)	(2,731)	(15.2)	(42.0)	(1,951)	(10.5)	(△ 28.6)	(4,553)	(24.4)	(133.4)	(5,303)	(20.7)	(16.5)	(3,681)	(15.2)	(△ 30.6)
合計	17,980	100.0	2.2	18,590	100.0	3.4	18,674	100.0	0.5	25,598	100.0	37.1	24,280	100.0	△ 5.1

(注) 元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

③受再正味保険金

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	147	9.7	△ 57.1	181	11.8	23.0	600	31.0	230.8	281	17.4	△ 53.1	157	11.0	△ 44.2
海上	8	0.5	344.4	7	0.5	△ 11.4	0	0.0	△ 86.7	6	0.4	535.9	12	0.9	108.3
傷害	528	34.9	17.9	545	35.6	3.2	632	32.7	15.9	575	35.5	△ 9.0	515	36.3	△ 10.4
自動車	3	0.3	30.2	2	0.2	△ 31.9	2	0.1	3.8	2	0.1	△ 11.2	4	0.3	91.9
自動車損害賠償責任	681	45.1	△ 4.0	638	41.7	△ 6.3	589	30.4	△ 7.7	564	34.8	△ 4.1	528	37.2	△ 6.5
その他	143	9.5	2.6	156	10.2	9.6	111	5.8	△ 28.8	191	11.8	71.6	203	14.3	6.2
(うち賠償責任)	(116)	(7.7)	(5.2)	(117)	(7.7)	(0.8)	(78)	(4.1)	(△ 32.7)	(97)	(6.0)	(23.8)	(90)	(6.3)	(△ 7.6)
合計	1,513	100.0	△ 8.1	1,532	100.0	1.3	1,937	100.0	26.4	1,622	100.0	△ 16.2	1,422	100.0	△ 12.3

(注) 受再正味保険金：受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

④回収再保険金

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	4,015	34.4	3.9	5,580	45.9	39.0	3,750	30.0	△ 32.8	7,395	41.6	97.2	7,208	42.8	△ 2.5
海上	110	1.0	△ 17.3	138	1.1	25.5	141	1.1	2.3	367	2.1	159.9	1,131	6.7	207.6
傷害	1,722	14.8	△ 19.7	1,721	14.1	△ 0.1	1,691	13.5	△ 1.8	1,569	8.9	△ 7.2	1,807	10.8	15.1
自動車	2,456	21.0	△ 0.4	2,320	19.1	△ 5.5	2,032	16.2	△ 12.4	2,152	12.1	5.9	2,041	12.1	△ 5.2
自動車損害賠償責任	178	1.5	△ 28.5	203	1.7	13.8	158	1.3	△ 22.1	180	1.0	14.0	129	0.8	△ 28.2
その他	3,187	27.3	32.7	2,201	18.1	△ 30.9	4,737	37.9	115.2	6,095	34.3	28.7	4,509	26.8	△ 26.0
(うち賠償責任)	(2,340)	(20.1)	(62.0)	(1,256)	(10.3)	(△ 46.3)	(3,779)	(30.2)	(200.8)	(4,605)	(25.9)	(21.9)	(3,030)	(18.0)	(△ 34.2)
合計	11,670	100.0	3.6	12,165	100.0	4.2	12,511	100.0	2.8	17,761	100.0	42.0	16,827	100.0	△ 5.3

(注) 回収再保険金：出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

⑤未収再保険金の推移

(単位：百万円)

年度		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
1	年度開始時の未収再保険金	1,583 (91)	2,977 (85)	1,792 (89)	4,205 (101)	2,864 (109)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	11,476 (545)	9,330 (573)	12,308 (616)	17,304 (626)	16,622 (713)
3	当該年度回収等	10,082 (551)	10,516 (569)	9,895 (604)	18,645 (619)	16,059 (691)
4	1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	2,977 (85)	1,792 (89)	4,205 (101)	2,864 (109)	3,427 (131)

(注) 1. 地震保険、自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

(5) 正味事業費率の推移

(単位：百万円)

区分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
保険引受に係る事業費	9,577	9,778	10,890	11,428	12,527
(保険引受に係る営業費および一般管理費)	(10,375)	(10,354)	(10,825)	(10,989)	(11,959)
(諸手数料および集金費)	(△ 798)	(△ 576)	(64)	(439)	(568)
正味事業費率	45.5%	44.9%	48.2%	49.1%	49.9%

(注) 正味事業費率＝(諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料

(6) 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位 : %)

年度 種目	2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	37.2	60.6	97.8	62.7	64.7	127.4	46.9	69.3	116.2
海上	25.1	8.1	33.2	90.2	11.4	101.6	55.1	4.6	59.7
傷害	35.1	58.5	93.6	32.7	58.2	90.9	32.6	61.0	93.6
自動車	58.4	41.7	100.1	59.9	38.7	98.6	62.3	43.4	105.7
自動車損害賠償責任	91.8	13.3	105.1	94.8	14.9	109.7	82.9	15.5	98.4
その他	37.5	35.6	73.1	40.8	35.9	76.7	36.6	31.9	68.5
(うち賠償責任)	(37.4)	(29.8)	(67.2)	(41.7)	(32.1)	(73.8)	(34.9)	(26.2)	(61.1)
合計	41.2	48.2	89.4	45.9	49.1	95.0	41.6	49.9	91.5

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝(諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(7) 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位 : %)

年度 種目	2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	28.7	48.7	77.4	56.2	46.3	102.5	47.5	49.5	97.0
海上	13.2	22.1	35.3	65.2	24.7	89.9	138.2	25.9	164.1
傷害	29.0	51.2	80.2	30.1	51.9	82.0	29.5	53.6	83.1
(医療)	(29.0)	—	—	(28.5)	—	—	(31.2)	—	—
(がん)	(73.9)	—	—	(52.5)	—	—	(107.0)	—	—
(介護)	(—)	—	—	(—)	—	—	(—)	—	—
(その他)	(28.9)	—	—	(30.6)	—	—	(28.7)	—	—
自動車	55.8	40.8	96.6	52.0	41.5	93.5	52.1	43.3	95.4
その他	60.0	40.3	100.3	66.2	40.5	106.7	43.6	41.7	85.3
(うち賠償責任)	(79.3)	(39.1)	(118.4)	(88.1)	(40.0)	(128.1)	(45.9)	(41.3)	(87.2)
合計	40.7	45.5	86.2	52.3	45.1	97.4	43.9	47.2	91.1

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率＝(支払諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

(8) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。		
計算方法	○ 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額		
経常利益の減少額	2018 年度	226 百万円	(注) 増加する異常危険準備金残高の取崩額 一百万円
	2019 年度	239 百万円	(注) 増加する異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

(9) 積立保険（貯蓄型保険）の契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返戻金をお支払するとともに、保険期間中の運用が予定を上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払しています。
2017 年 7 月に当社が保有していたすべての積立保険が満期を迎え、現在は販売しておりません。

I-3 資産の運用

(1) 資産の運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払いに備えるために、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、中長期的に安全かつ効率的な運用収益を確保することを目標としています。

(2) 運用資産の推移

(単位：百万円)

区分	2015 年度		2016 年度		2017 年度		2018 年度		2019 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%
預貯金	5,678	11.1	7,985	14.1	6,574	10.5	10,141	15.8	8,071	12.2
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	37,381	73.2	41,742	74.0	41,051	65.4	40,015	62.3	43,500	65.8
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	300	0.6	292	0.5	320	0.5	287	0.4	270	0.4
運用資産計	43,360	84.9	50,020	88.6	47,947	76.4	50,445	78.5	51,842	78.4
総資産	51,058	100.0	56,435	100.0	62,729	100.0	64,214	100.0	66,122	100.0

(3) 利息および配当金収入と運用資産利回り（インカム利回り）の推移

(単位：百万円)

区分	2015 年度		2016 年度		2017 年度		2018 年度		2019 年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
		%		%		%		%		%
預貯金	0	0.00	△1	△0.03	24	0.36	19	0.24	6	0.07
コールローン	0	0.01	0	0.00	—	—	—	—	—	—
有価証券	111	0.31	86	0.23	65	0.15	60	0.15	57	0.14
（公社債）	(58)	(0.21)	(47)	(0.15)	(31)	(0.09)	(24)	(0.07)	(18)	(0.05)
（株式）	(15)	(2.21)	(13)	(2.02)	(16)	(2.46)	(21)	(3.17)	(26)	(3.87)
（外国証券）	(37)	(0.48)	(25)	(0.37)	(17)	(0.31)	(14)	(0.31)	(12)	(0.3)
（その他の証券）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	111	0.26	84	0.19	90	0.18	80	0.17	64	0.13
その他	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
合計	111	—	84	—	90	—	80	—	64	—

(注) 1. 収入金額は、損益計算書における「利息および配当金収入」の金額です。

2. 平均運用額は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローンについては日々の残高の平均に基づいて算出しています。

(4) 資産運用利回り（実現利回り）の推移

1. 資産運用利回り（実現利回り）

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標

分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り

- 分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
- 分母＝取得原価または償却原価による平均残高

2. [参考] 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標

分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り

- 分子＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）＋（当期末評価差額－前期末評価差額）
- 分母＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額

＊税効果控除前の金額によります。

資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区分	2018 年度			2019 年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
			%			%
預貯金	131	8,426	1.57	△ 40	9,064	△ 0.45
コールローン	—	—	—	—	—	—
有価証券	100	40,257	0.25	57	41,958	0.14
（公社債）	(25)	(34,738)	(0.07)	(18)	(37,050)	(0.05)
（株式）	(21)	(685)	(3.17)	(26)	(685)	(3.87)
（外国証券）	(52)	(4,833)	(1.09)	(12)	(4,222)	(0.3)
（その他の証券）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	302	—	—	271	—
金融派生商品	—			—		
その他	—			—		
合計	232	48,987	0.47	17	51,293	0.03

[参考] 時価総合利回り

（単位：百万円）

区分	2018 年度			2019 年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
			%			%
預貯金	131	8,426	1.57	△ 40	9,064	△ 0.45
コールローン	—	—	—	—	—	—
有価証券	△ 281	41,258	△ 0.68	53	42,577	0.13
（公社債）	(40)	(34,768)	(0.12)	(△ 45)	(37,094)	(△ 0.12)
（株式）	(△ 313)	(1,581)	(△ 19.79)	(100)	(1,246)	(8.09)
（外国証券）	(△ 8)	(4,908)	(△ 0.18)	(△ 1)	(4,236)	(△ 0.04)
（その他の証券）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	302	—	—	271	—
金融派生商品	—			—		
その他	—			—		
合計	△ 149	49,987	△ 0.30	13	51,912	0.03

(5) 海外投融資残高と利回りの推移

(単位：百万円)

区分		2015 年度 (2016 年 3 月 31 日現在)		2016 年度 (2017 年 3 月 31 日現在)		2017 年度 (2018 年 3 月 31 日現在)		2018 年度 (2019 年 3 月 31 日現在)		2019 年度 (2020 年 3 月 31 日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%	
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	2,404	32.4	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	2,404	32.4	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	6,025	61.6	4,711	48.0	3,418	46.0	4,918	100.0	4,007	100.0
	その他	3,755	38.4	5,101	52.0	1,608	21.6	—	—	—	—
	計	9,781	100.0	9,812	100.0	5,026	67.6	4,918	100.0	4,007	100.0
合計		9,781	100.0	9,812	100.0	7,431	100.0	4,918	100.0	4,007	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	0.35		0.26		0.20		0.25		0.30	
	資産運用利回り (実現利回り)	0.36		0.26		0.20		0.25		0.30	
	(参考) 時価総合利回り	0.31		0.24		0.36		△ 0.78		△ 0.04	

(注) 各利回りの計算方法については、P66「利息および配当金収入と運用資産利回り（インカム利回り）の推移」および P67「資産運用利回り（実現利回り）の推移」の説明をご参照ください。

I-4 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	年度	2018 年度	2019 年度
単体ソルベンシー・マージン総額	(A)	31,849	32,338
資本金または基金等		12,243	14,529
価格変動準備金		21	13
危険準備金		15	18
異常危険準備金		19,006	17,207
一般貸倒引当金		5	16
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前)		556	553
土地含み損益		—	—
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに 算入されない額		—	—
意図的保有による控除額		—	—
その他		—	—
単体リスクの合計額	(B)	3,958	4,165
$[\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2} + R_5 + R_6]$			
(一般保険リスク R ₁)	* 1	2,374	2,578
(第三分野保険の保険リスク R ₂)	* 1	0	1
(予定利率リスク R ₃)	* 2	4	3
(資産運用リスク R ₄)	* 3	1,684	1,776
(経営管理リスク R ₅)	* 4	100	105
(巨大災害リスク R ₆)	* 5	943	925
単体ソルベンシー・マージン比率 $C = [(A) / \{(B) \times 1 / 2\}] \times 100$	(C)	1,609.3%	1,552.8%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」は、保険業法施行規則第 86 条 (単体ソルベンシー・マージン) および第 87 条 (単体リスク) ならびに 1996 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

◆単体ソルベンシー・マージン比率

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払いや積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の (B)) に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額: 上表の (A)) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の (C)) です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険 (一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)
: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 予定利率上の危険 (予定利率リスク): 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - * 3 資産運用上の危険 (資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 4 経営管理上の危険 (経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1 ~ * 3 および * 5 以外のもの
 - * 5 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額) とは、損害保険会社の純資産 (社外流出予定額等を除く)、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200 % 以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

II-1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2018 年度 (2019 年 3 月 31 日現在)	2019 年度 (2020 年 3 月 31 日現在)	科目	年度	2018 年度 (2019 年 3 月 31 日現在)	2019 年度 (2020 年 3 月 31 日現在)
	金額	金額	金額		金額	金額	金額
【資産の部】				【負債の部】			
現金および預貯金		10,144	8,074	保険契約準備金		38,253	37,373
現金		2	2	支払備金		6,754	6,798
預貯金		10,141	8,071	責任準備金		31,499	30,574
有価証券		40,015	43,500	其他負債		11,034	11,947
国債		1,855	—	共同保険借		219	250
地方債		5,602	10,673	再保険借		618	618
社債		26,392	27,498	外国再保険借		5,401	6,227
株式		1,246	1,320	未払法人税等		171	338
外国証券		4,918	4,007	預り金		212	277
有形固定資産		727	682	未払金		2,393	2,061
建物		287	270	仮受金		1,594	1,766
リース資産		400	386	リース債務		424	407
その他の有形固定資産		39	25	退職給付引当金		2,087	1,663
無形固定資産		768	879	役員退職慰労引当金		39	66
ソフトウェア		762	877	賞与引当金		88	85
リース資産		5	1	特別法上の準備金		21	13
その他の無形固定資産		0	0	価格変動準備金		21	13
其他資産		7,077	7,872				
未収保険料		78	0				
代理店貸		1,042	883	負債の部合計		51,525	51,149
共同保険貸		76	136	【純資産の部】			
再保険貸		500	833	資本金		5,000	5,000
外国再保険貸		2,967	3,460	資本剰余金		1,250	1,250
未収金		1,097	1,505	資本準備金		1,250	1,250
未収収益		27	33	利益剰余金		5,993	8,279
預託金		400	416	其他利益剰余金		5,993	8,279
仮払金		835	603	繰越利益剰余金		5,993	8,279
その他の資産		52	—	株主資本合計		12,243	14,529
繰延税金資産		5,540	5,131	其他有価証券評価差額金		446	443
貸倒引当金		△ 58	△ 17	評価・換算差額等合計		446	443
				純資産の部合計		12,689	14,973
資産の部合計		64,214	66,122	負債および純資産の部合計		64,214	66,122

貸借対照表（2019 年度）の注記

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行っております。
- 減価償却資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定率法により行っております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降取得した建物付属設備および構築物（建物を除く）については定額法により行っております。
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産（リース資産を除く）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却はリース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額についてはリース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 貸倒引当金は、当社の定める資産査定および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。すべての債権は、資産査定および償却・引当処理規程に基づき、管轄部署が資産査定および償却・引当を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果および償却・引当状況を監査しております。
- 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しております。
- 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- 役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。
- 賞与引当金は従業員および役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。
- 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか事務機器および乗用車の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額は 840 百万円であります。
- 関係会社に対する金銭債権総額は 112 百万円、金銭債務総額は 262 百万円であります。
- 関係会社株式の額は 280 百万円であります。
- 繰延税金資産の総額は 5,492 百万円、繰延税金負債の総額は 205 百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当金額として控除した額は 155 百万円であります。繰延税金資産の主な発生原因別内訳は、責任準備金 4,378 百万円、退職給付引当金 464 百万円であります。

- 支払備金は、当期末において既に発生したまたは発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づきてん補するに必要と認められる金額を保険業法第 117 条、同施行規則第 72 条および第 73 条に基づき計上しております。
- 責任準備金は、将来発生する可能性のある損害および異常災害損失のてん補、ならびに将来支払期日が到来する払戻金および返戻金等の支払に充てるなど保険契約上の責任遂行のため、保険業法第 116 条、同施行規則第 70 条および第 71 条の規定に基づき計上しております。
- 当期末における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金	
支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	18,460 百万円
同上にかかる出再支払備金	11,868 百万円
差引（イ）	6,592 百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	205 百万円
計（イ＋ロ）	6,798 百万円
(2) 責任準備金	
普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	34,987 百万円
同上にかかる出再責任準備金	23,199 百万円
差引（イ）	11,787 百万円
その他の責任準備金（ロ）	18,787 百万円
計（イ＋ロ）	30,574 百万円

- 賞与引当金には役員分 11 百万円が含まれております。
- 1 株あたりの純資産額は 91,859 円 5 銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額は 14,973 百万円、普通株式に係る期末の純資産額は 14,973 百万円、1 株あたりの純資産の算定に用いられた期末の普通株式数は 163 千株であります。なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。
- 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - 採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度および確定拠出制度を採用しております。
 - 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 1,788 百万円
勤務費用	0 百万円
利息費用	△ 5 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	9 百万円
退職給付の支払額	393 百万円
期末における退職給付債務	△ 1,391 百万円
 - 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△ 1,391 百万円
年金資産	－百万円
未積立退職給付債務	△ 1,391 百万円
会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
未認識数理計算上の差異	128 百万円
未認識過去勤務債務	△ 400 百万円
貸借対照表計上額	△ 1,663 百万円
前払年金費用	－百万円
退職給付引当金	△ 1,663 百万円
 - 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	0.46%
数理計算上の差異の処理年数	
発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。	
過去勤務債務の処理年数	
発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。	
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2018 年度 (2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)	2019 年度 (2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)
	金額	金額	金額
経常収益		23,801	26,398
保険引受収益		23,367	26,079
正味収入保険料		23,291	25,117
積立保険料等運用益		39	37
支払備金戻入額		37	—
責任準備金戻入額		—	924
資産運用収益		192	27
利息および配当金収入		80	64
有価証券売却益		39	0
為替差益		111	—
積立保険料等運用益振替		△ 39	△ 37
その他経常収益		241	291
貸倒引当金戻入額		11	41
その他の経常収益		229	250
経常費用		23,301	23,275
保険引受費用		12,170	11,085
正味支払保険金		9,459	8,875
損害調査費		1,242	1,581
諸手数料および集金費		439	568
支払備金繰入額		—	43
責任準備金繰入額		1,013	—
為替差損		12	13
その他保険引受費用		3	3
資産運用費用		0	47
有価証券売却損		0	—
為替差損		—	47
営業費および一般管理費		11,107	12,072
その他経常費用		23	70
支払利息		15	15
貸倒損失		4	1
その他の経常費用		2	54
経常利益		499	3,122
特別利益		—	7
特別法上の準備金戻入額		—	7
価格変動準備金		—	7
特別損失		8	4
固定資産処分損		0	4
特別法上の準備金繰入額		8	—
価格変動準備金		8	—
税引前当期純利益		491	3,125
法人税および住民税		306	429
法人税等調整額		38	409
法人税等合計		345	839
当期純利益		145	2,286

損益計算書（2019 年度）の注記

1. 関係会社との取引による収益総額は 1,271 百万円であり、費用総額は 1,450 百万円であります。
 2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	70,377 百万円
支払再保険料	45,259 百万円
差引	25,117 百万円

- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	25,703 百万円
回収再保険金	16,827 百万円
差引	8,875 百万円

- (3) 諸手数料および集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料および集金費	18,845 百万円
出再保険手数料	18,276 百万円
差引	568 百万円

- (4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	△ 2,766 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 2,835 百万円
差引（イ）	68 百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	△ 24 百万円
計（イ+ロ）	43 百万円

- (5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	2,924 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	2,143 百万円
差引（イ）	780 百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△ 1,705 百万円
計（イ+ロ）	△ 924 百万円

- (6) 利息および配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	6 百万円
コールローン利息	－百万円
有価証券利息・配当金	57 百万円
その他利息・配当金	－百万円
計	64 百万円

3. 1 株あたりの当期純利益は 14,025 円 80 銭であります。算定上の基礎である当期純利益は 2,286 百万円、普通株式に係る当期純利益は 2,286 百万円、普通株式の期中平均株式数は 163 千株であります。

4. 退職給付関係

損害調査費ならびに営業費および一般管理費として計上した退職給付費用は△ 30 百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	0 百万円
利息費用	5 百万円
期待運用収益	－百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	－百万円
数理計算上の差異の費用処理額	44 百万円
過去勤務債務の費用処理額	△ 81 百万円
計	△ 30 百万円

5. 関連当事者との重要な取引は下記のとおりです。

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関係会社の子会社	Chubb Tempest Reinsurance Ltd.	なし	出再保険取引 (注)	出再保険料	33,059	外国再保険貸	2,676
				出再手数料	15,543	外国再保険借	2,803
				出再保険金	14,688		

（取引条件および取引条件の決定方針）

（注）価格その他の取引条件は、再保険市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

6. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

2018 年度（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）

(単位:百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	5,000	1,250	1,250	5,847	5,847	12,097	719	719	12,816
当期変動額									
当期純利益				145	145	145			145
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							△ 272	△ 272	△ 272
当期変動額合計				145	145	145	△ 272	△ 272	△ 126
当期末残高	5,000	1,250	1,250	5,993	5,993	12,243	446	446	12,689

2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）

(単位:百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	5,000	1,250	1,250	5,993	5,993	12,243	446	446	12,689
当期変動額									
当期純利益				2,286	2,286	2,286			2,286
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							△ 2	△ 2	△ 2
当期変動額合計				2,286	2,286	2,286	△ 2	△ 2	2,283
当期末残高	5,000	1,250	1,250	8,279	8,279	14,529	443	443	14,973

株主資本等変動計算書 (2019 年度) の注記

- 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当事業年度期首株式数（千株）	163	163
当事業年度増加株式数（千株）	—	—
当事業年度減少株式数（千株）	—	—
当事業年度末株式数（千株）	163	163

自己株式については、該当事項はありません。

(4) 1株あたり配当等の推移

項目	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
1株あたり配当額	—	—	—	—	—
1株あたり当期純利益	6,201 円 13 銭	14,728 円 87 銭	36,040 円 98 銭	894 円 68 銭	14,025 円 80 銭
配当性向	—	—	—	—	—
1株あたり純資産額	27,597 円 71 銭	41,841 円 82 銭	78,629 円 82 銭	77,851 円 52 銭	91,859 円 5 銭
従業員1人あたり総資産額	96 百万円	108 百万円	120 百万円	117 百万円	111 百万円

(注) 1. 1株あたり当期純利益は当期純利益÷期中平均株数（加重平均）により算出しております。
2. 1株あたり純資産額は純資産額÷期末株数により算出しております。
3. 従業員1人あたり総資産額は総資産額÷従業員数により算出しております。

(5) 会計監査

当社は、2018 年度（2018 年 4 月 1 日より 2019 年 3 月 31 日まで）および 2019 年度（2019 年 4 月 1 日より 2020 年 3 月 31 日まで）の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、PwC あらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

II-2 資産・負債の明細

(1) 現金および預貯金の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
	金額 構成比	金額 構成比	金額 構成比	金額 構成比	金額 構成比
	%	%	%	%	%
現金	2 0.1	2 0.0	2 0.0	2 0.0	2 0.0
預貯金	5,678 99.9	7,985 100.0	6,574 100.0	10,141 100.0	8,071 100.0
(郵便貯金・郵便振替)	(309) (5.4)	(218) (2.7)	(307) (4.7)	(255) (2.5)	(280) (3.5)
(当座預金)	(4,023) (70.8)	(5,393) (67.6)	(4,550) (69.2)	(2,769) (27.3)	(1,468) (18.2)
(普通預金)	(1,345) (23.7)	(2,372) (29.7)	(1,716) (26.1)	(7,117) (70.2)	(6,322) (78.3)
(通知預金)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)
(定期預金)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)
(譲渡性預金)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)
合計	5,681 100.0	7,988 100.0	6,577 100.0	10,144 100.0	8,074 100.0

(2) 商品有価証券

該当なし

(3) 商品有価証券の平均残高および売買高

該当なし

(4) 保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	2015 年度		2016 年度		2017 年度		2018 年度		2019 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%
国債	13,499	36.1	9,498	22.8	4,262	10.4	1,855	4.6	0	0.0
地方債	421	1.1	3,275	7.8	3,830	9.3	5,602	14.0	10,673	24.6
社債	14,424	38.6	21,274	51.0	26,350	64.2	26,392	66.0	27,498	63.2
株式	1,418	3.8	1,379	3.3	1,581	3.9	1,246	3.1	1,320	3.0
外国証券	7,616	20.4	6,314	15.1	5,026	12.2	4,918	12.3	4,007	9.2
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	37,381	100.0	41,742	100.0	41,051	100.0	40,015	100.0	43,500	100.0

(5) 保有有価証券の利回りの推移

(単位：%)

区分		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公社債	0.21	0.15	0.09	0.07	0.05
	株式	2.21	2.02	2.46	3.17	3.87
	外国証券	0.48	0.37	0.31	0.31	0.30
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.31	0.23	0.15	0.15	0.14
資産運用利回り (実現利回り)	公社債	0.21	0.17	0.09	0.07	0.05
	株式	13.22	2.02	2.17	3.17	3.87
	外国証券	0.49	0.37	0.31	1.09	0.30
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.53	0.24	0.15	0.25	0.14
[参考] 時価総合利回り	公社債	0.45	△ 0.06	△ 0.05	0.12	△ 0.12
	株式	35.18	△ 1.77	15.98	△ 19.79	8.09
	外国証券	0.42	0.34	0.56	△ 0.18	△ 0.04
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	1.51	△ 0.05	0.54	△ 0.68	0.13

(注) 1. 公社債は国債、地方債および社債の合計を記載しています。

2. 各利回りの計算方法については、P66「利息および配当金収入と運用資産利回り（インカム利回り）の推移」および P67「資産運用利回り（実現利回り）の推移」の説明をご参照ください。

(6) 有価証券残存期間別残高

2018 年度

(単位：百万円)

区分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1,855	—	—	—	—	—	—	1,855
地方債	113	3,391	2,097	—	—	—	—	5,602
社債	8,488	11,966	5,592	309	—	35	—	26,392
株式	—	—	—	—	—	—	1,246	1,246
外国証券	2,202	1,806	910	—	—	—	—	4,918
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	12,658	17,164	8,600	309	—	35	1,246	40,015

2019 年度

(単位：百万円)

区分	残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国債		—	—	—	—	—	—	—	—
地方債		816	4,433	2,764	2,658	—	—	—	10,673
社債		7,009	11,562	8,495	400	—	31	—	27,498
株式		—	—	—	—	—	—	1,320	1,320
外国証券		2,002	1,003	800	201	—	—	—	4,007
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		9,828	16,999	12,060	3,260	—	31	1,320	43,500

(7) 業種別保有株式の推移

区分	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%
保険業	25	295	20.9	25	295	21.4	24	292	18.5	24	292	23.5	24	292	22.2
建設業	273	975	68.8	273	930	67.4	113	1,120	70.8	113	804	64.5	113	888	67.2
卸売業	60	67	4.8	60	74	5.4	60	89	5.7	60	70	5.7	60	60	4.6
不動産業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
サービス業	33	10	0.7	33	10	0.8	33	10	0.7	33	10	0.8	33	10	0.8
その他	2	68	4.8	2	68	5.0	2	68	4.3	2	68	5.5	2	68	5.2
合計	393	1,418	100.0	393	1,379	100.0	233	1,581	100.0	233	1,246	100.0	233	1,320	100.0

(注) 業種別区分は証券取引所の業種分類に準じています。

(8) 貸付金の業種別内訳と推移

該当なし

(9) 貸付金残存期間別残高

該当なし

(10) 貸付金担保別内訳の推移

該当なし

(11) 貸付金の使途別内訳の推移

該当なし

(12) 貸付金の企業規模別内訳の推移

該当なし

(13) 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
土地		—	—	—	—	—
営業用		—	—	—	—	—
賃貸用		—	—	—	—	—
建物		300	292	320	287	270
営業用		300	292	320	287	270
賃貸用		—	—	—	—	—
建設仮勘定		—	—	—	—	—
営業用		—	—	—	—	—
賃貸用		—	—	—	—	—
合計		300	292	320	287	270
営業用		300	292	320	287	270
賃貸用		—	—	—	—	—
リース資産		400	425	431	400	386
その他の有形固定資産		70	53	43	39	25
有形固定資産合計		771	771	795	727	682

(14) 長期性資産の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
長期性資産		73	6	—	—	—

(注) 長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

(15) 特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

当社では、特別勘定で処理すべき資産の保有および運用実績はありません。

(16) リスク管理債権の状況

該当なし

(17) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当なし

(18) 債務者区分に基づいて区分された債権

該当なし

(19) 保険契約準備金の内訳

① 支払準備金の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
火災	471	613	711	696	960
海上	36	33	15	75	33
傷害	2,070	2,052	1,910	1,831	1,574
自動車	1,578	1,336	1,475	1,416	1,441
自動車損害賠償責任	281	261	248	230	205
その他	1,147	1,989	2,430	2,503	2,583
(うち賠償責任)	(454)	(1,141)	(1,132)	(1,066)	(905)
合計	5,585	6,287	6,791	6,754	6,798

② 責任準備金の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
火災	8,258	8,543	8,701	8,955	8,966
海上	223	309	309	253	328
傷害	9,656	10,047	10,195	10,530	9,453
自動車	2,896	2,953	3,015	3,120	2,890
自動車損害賠償責任	1,420	1,403	1,442	1,463	1,556
その他	5,256	6,433	6,821	7,175	7,378
(うち賠償責任)	(2,214)	(3,343)	(3,400)	(3,371)	(3,318)
合計	27,712	29,690	30,485	31,499	30,574

③ 責任準備金残高の内訳

2018 年度

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災	4,012	4,938	5	—	—	8,955
海上	28	224	—	—	—	253
傷害	2,543	7,970	10	6	—	10,530
自動車	1,307	1,812	0	—	—	3,120
自動車損害賠償責任	1,463	—	—	—	—	1,463
その他	3,114	4,060	—	—	—	7,175
(うち賠償責任)	(1,420)	(1,950)	(—)	(—)	(—)	(3,371)
合計	12,470	19,006	15	6	—	31,499

2019 年度

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災	4,322	4,639	5	—	—	8,966
海上	122	206	—	—	—	328
傷害	2,487	6,947	12	5	—	9,453
自動車	1,274	1,616	0	—	—	2,890
自動車損害賠償責任	1,556	—	—	—	—	1,556
その他	3,580	3,798	—	—	—	7,378
(うち賠償責任)	(1,510)	(1,807)	—	—	—	(3,318)
合計	13,344	17,207	18	5	—	30,574

(20) 責任準備金積立水準

区分		2018 年度	2019 年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式または全期チルメル式	平準純保険料式または全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝(実際に積み立てている普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記 (1) ～ (3) の合計額)
(1) 標準責任準備金対象契約に係る 1996 年大蔵省告示第 48 条に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約に限る）
(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約以外の保険契約で 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに 2001 年 7 月 1 日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
(3) 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(21) 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2015 年度	5,137	2,701	2,440	△ 4
2016 年度	4,876	2,842	2,382	△ 348
2017 年度	5,402	3,026	2,751	△ 375
2018 年度	5,989	3,295	2,953	△ 258
2019 年度	5,878	3,340	2,872	△ 334

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(22) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

①自動車

(単位：百万円)

事故発生年度	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	505			506			644			531			496		
1 年後	494	0.980	△ 10	511	1.009	4	651	1.010	6	544	1.025	13			
2 年後	527	1.066	32	493	0.965	△ 18	632	0.972	△ 18						
3 年後	517	0.981	△ 10	474	0.963	△ 18									
4 年後	513	0.992	△ 3												
最終損害見積り額			513			474			632			544			496
累計保険金			457			409			424			229			61
支払備金			55			65			208			314			435

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した額を記載しております。
4. 自動車保険は「対人」、「対物」、「車両」、「その他」に区分し、この内、統計的手法を採用することとなった区分は「対人」、「その他」であり、これらを集計したものを開示しております。

②傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	2,156			2,064			1,846			1,954			1,810		
1 年後	2,274	1.055	117	2,069	1.003	5	1,958	1.060	111	2,019	1.033	64			
2 年後	2,247	0.988	△ 27	2,065	0.998	△ 4	1,975	1.009	17						
3 年後	2,211	0.984	△ 35	2,057	0.996	△ 7									
4 年後	2,188	0.989	△ 23												
最終損害見積り額			2,188			2,057			1,975			2,019			1,810
累計保険金			2,145			1,990			1,906			1,786			1,014
支払備金			42			66			68			233			796

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した額を記載しております。
4. 傷害保険については「普通傷害」、「積立」に区分し、この内、統計的手法を採用することとなった区分は「普通傷害」のみであり、これを開示しております。

③賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度	2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	364			581			632			586			599		
1 年後	484	1.328	119	626	1.078	45	638	1.010	6	563	0.962	△ 22			
2 年後	435	0.899	△ 49	641	1.023	14	690	1.081	51						
3 年後	429	0.987	△ 5	658	1.028	17									
4 年後	405	0.944	△ 24												
最終損害見積り額			405			658			690			563			599
累計保険金			393			560			560			435			256
支払備金			12			98			130			128			342

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した額を記載しております。

(23) 引当金明細表

2018 年度

(単位：百万円)

区分	年度	2017 年度末 残高	2018 年度 増加額	2018 年度減少額		2018 年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		7	5	—	7	5	(注) 参照
個別貸倒引当金		63	0	5	4	52	
退職給付引当金		2,607	—	495	24	2,087	
役員退職慰労引当金		57	14	31	—	39	
賞与引当金		82	88	82	—	88	
価格変動準備金		12	8	—	—	21	
合計		2,829	117	614	36	2,295	

(注) 減少額のうち、その他は洗替による取崩額

2019 年度

(単位：百万円)

区分	年度	2018 年度末 残高	2019 年度 増加額	2019 年度減少額		2019 年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		5	16	—	5	16	(注) 参照
個別貸倒引当金		52	0	50	2	0	
退職給付引当金		2,087	—	393	30	1,663	
役員退職慰労引当金		39	26	—	—	66	
賞与引当金		88	85	88	—	85	
価格変動準備金		21	—	—	7	13	
合計		2,295	129	532	46	1,846	

(注) 減少額のうち、その他は洗替による取崩額

(24) 貸付金償却

該当なし

II-3 損益の明細

(1) 事業費（含む損害調査費）の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
人件費		6,456	6,196	6,289	6,134	6,697
物件費		5,167	5,203	5,558	5,942	6,675
税金		250	270	304	272	279
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金		—	—	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金		—	—	—	—	—
諸手数料および集金費		△ 798	△ 576	64	439	568
合計		11,076	11,093	12,218	12,789	14,221

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費および一般管理費ならびに諸手数料および集金費の合計です。

(2) 有価証券売却益の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
公社債		0	4	6	1	0
株式		77	—	—	—	—
外国証券		0	—	—	37	—
合計		78	4	6	39	0

(3) 有価証券売却損の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
公社債		—	0	6	0	—
株式		—	—	1	—	—
外国証券		—	—	—	—	—
合計		—	0	8	0	—

(4) 有価証券評価損の推移

該当なし

(5) 有形固定資産処分益の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
土地・建物		—	—	—	—	—
リース資産		1	—	—	—	—
その他の有形固定資産		—	—	—	—	—
合計		1	—	—	—	—

(6) 有形固定資産処分損の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
土地・建物		3	8	5	—	—
リース資産		—	0	2	—	—
その他の有形固定資産		1	0	0	0	4
合計		4	9	8	0	4

(7) 減価償却費明細表

2018 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2018 年度償却額	償却累計額	2018 年度末残高	償却累計率
有形固定資産	1,442	191	714	727	% 49.5
建物	519	36	231	287	44.6
リース資産	746	138	346	400	46.4
その他の有形固定資産	176	16	136	39	77.4
無形固定資産	2,914	209	2,336	577	80.2
合計	4,356	401	3,051	1,305	

2019 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2019 年度償却額	償却累計額	2019 年度末残高	償却累計率
有形固定資産	1,522	188	840	682	% 55.2
建物	536	33	265	270	49.6
リース資産	818	144	432	386	52.8
その他の有形固定資産	167	10	142	25	84.9
無形固定資産	3,416	251	2,588	879	74.6
合計	4,939	440	3,428	1,561	

(注) 本表に記載している無形固定資産は、ソフトウェア（未稼働のものを除く）とリース資産です。

II-4 時価情報等

(1) 有価証券に係る時価情報

①売買目的有価証券	該当なし
②満期保有目的の債券で時価のあるもの	該当なし
③子会社株式で時価のあるもの	該当なし

④ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		2018 年度			2019 年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	16,941	16,988	46	6,243	6,263	20
	株式	314	875	561	314	949	635
	外国証券	3,002	3,017	14	2,103	2,109	6
	小計	20,257	20,880	622	8,660	9,323	662
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債※	16,865	16,862	△ 3	31,948	31,907	△ 41
	株式※	—	—	—	—	—	—
	外国証券※	1,902	1,901	0	1,904	1,897	△ 6
	小計	18,767	18,763	△ 4	33,853	33,805	△ 47
合計		39,025	39,644	618	42,513	43,128	614

※その他有価証券で時価のあるものについて

2018 年度・2019 年度において減損処理を行った有価証券はありません。

なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、期末日の時価が取得原価に比べて 30% 以上下落したものを対象としています。

⑤ 売却した満期保有目的の債券

該当なし

⑥ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分		2018 年度 (2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)			2019 年度 (2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)		
		売却額	売却益の合計	売却損の合計	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他有価証券		2,506	39	0	200	0	—

⑦ 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当なし

(2) 子会社株式

(単位：百万円)

区分	2018 年度	2019 年度
株式	280	280

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

区分	2018 年度	2019 年度
公社債	—	—
株式	91	91
外国証券	—	—
合計	91	91

⑧ その他有価証券のうち満期があるものの決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分		2018 年度 (2019 年 3 月 31 日現在)				2019 年度 (2020 年 3 月 31 日現在)			
		1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国債		1,855	—	—	—	—	—	—	—
地方債		113	5,488	—	—	816	7,198	2,658	—
社債		8,488	17,559	309	35	7,009	20,057	400	31
外国証券		2,202	2,716	—	—	2,002	1,804	201	—
合計		12,658	25,764	309	35	9,828	29,059	3,260	31

(2) 金銭の信託に係る時価情報

該当なし

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）に係る時価情報

該当なし

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引に係る時価情報

該当なし

(5) 先物外国為替取引に係る時価情報

該当なし

(6) 有価証券関連デリバティブ取引（下記（7）に掲げるものを除く。）に係る時価情報

該当なし

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。）に係る時価情報

該当なし

III-1 事業の概況（連結）

業績

当決算期における日本経済は、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調でスタートしたものの、今年に入ってから新型コロナウイルスの感染拡大を受け、経済活動は停滞し景気が後退しました。世界経済においては、米中貿易摩擦や中国の景気低迷に対する懸念が生じていた中、新型コロナウイルスの影響により、経済環境は急激に悪化しました。

このような経営環境のもと、当期の損益の状況につきましては、経常利益が31億5千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は23億8百万円となりました。

連結キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に責任準備金の減少により、前連結会計年度に比べて12億5千万円減少し、17億7千7百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより36億2千7百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済により、1億4千8百万円の支出となりました。

これらの結果、当連結会計年度末の現金および現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて20億4千5百万円減少し、87億2千9百万円となりました。

III-2 主要な経営指標等の推移（連結）

（単位：百万円）

項目 \ 連結会計年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
連結経常収益	22,051	22,456	23,127	23,971	26,563
連結正味収入保険料	21,209	21,957	22,783	23,458	25,280
連結経常利益	1,941	3,030	1,183	551	3,154
親会社株主に帰属する当期純利益	1,052	2,430	5,934	181	2,308
連結包括利益	2,294	2,219	6,024	△128	2,202
連結純資産額	5,022	7,242	13,266	13,137	15,339
連結総資産額	51,386	56,795	63,165	64,667	66,528
連結ベース1株あたり純資産額	30,815 円 29 銭	44,430 円 18 銭	81,389 円 41 銭	80,598 円 22 銭	94,109 円 53 銭
連結ベース1株あたり当期純利益	6,457 円 51 銭	14,914 円 9 銭	36,408 円 75 銭	1,114 円 95 銭	14,161 円 80 銭
自己資本比率	9.77%	12.75%	21.00%	20.32%	23.06%
営業活動によるキャッシュ・フロー	347	7,057	△1,787	3,027	1,777
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,809	△4,586	702	584	△3,627
財務活動によるキャッシュ・フロー	△129	△127	△143	△141	△148
現金および現金同等物の期末残高	6,195	8,539	7,192	10,774	8,729
従業員数	547 名	540 名	538 名	564 名	614 名
連結ソルベンシー・マージン比率	1,180.6%	1,232.9%	1,626.8%	1,646.9%	1587.6%

III-3 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2018 年度 (2019 年 3 月 31 日 現在)	2019 年度 (2020 年 3 月 31 日 現在)	科目	年度	2018 年度 (2019 年 3 月 31 日 現在)	2019 年度 (2020 年 3 月 31 日 現在)
	金額	金額	金額		金額	金額	金額
【資産の部】				【負債の部】			
現金および預貯金	10,944	8,899		保険契約準備金	38,483	37,605	
有価証券	39,735	43,220		支払備金	6,768	6,813	
有形固定資産	730	684		責任準備金等	31,715	30,792	
建物	287	270		その他負債	11,081	11,992	
リース資産	401	387		外国再保険借	5,401	6,227	
その他の有形固定資産	40	26		未払法人税等	175	345	
無形固定資産	768	879		未払金	2,438	2,098	
ソフトウェア	762	877		その他の負債	3,066	3,319	
リース資産	5	1		退職給付に係る負債	1,812	1,422	
その他の無形固定資産	0	0		役員退職慰労引当金	39	66	
その他資産	6,993	7,789		賞与引当金	91	88	
外国再保険貸	2,967	3,460		特別法上の準備金	21	13	
その他の資産	4,026	4,329		価格変動準備金	21	13	
繰延税金資産	5,554	5,073					
貸倒引当金	△ 58	△ 17					
				負債の部合計	51,529	51,188	
				【純資産の部】			
				資本金	5,000	5,000	
				資本剰余金	1,250	1,250	
				利益剰余金	6,142	8,450	
				株主資本合計	12,392	14,700	
				その他有価証券評価差額金	446	443	
				退職給付に係る調整累計額	299	196	
				その他の包括利益累計額合計	745	639	
				純資産の部合計	13,137	15,339	
資産の部合計	64,667	66,528		負債および純資産の部合計	64,667	66,528	

(2) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2018 年度 (2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)	2019 年度 (2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)
	金額	金額	金額
経常収益		23,971	26,563
保険引受収益		23,533	26,240
正味収入保険料		23,458	25,280
積立保険料等運用益		39	37
支払備金戻入額		35	—
責任準備金等戻入額		—	923
資産運用収益		192	27
利息および配当金収入		80	64
有価証券売却益		39	0
その他運用収益		111	—
積立保険料等運用益振替		△ 39	△ 37
その他経常収益		245	295
経常費用		23,419	23,409
保険引受費用		11,996	10,923
正味支払保険金		9,482	8,899
損害調査費		1,262	1,603
諸手数料および集金費		221	358
支払備金繰入額		—	44
責任準備金等繰入額		1,015	—
為替差損		12	13
その他保険引受費用		3	3
資産運用費用		0	47
有価証券売却損		0	—
為替差損		—	47
営業費および一般管理費		11,398	12,368
その他経常費用		23	70
支払利息		16	15
貸倒損失		4	1
その他の経常費用		3	54
経常利益		551	3,154
特別利益		—	7
特別法上の準備金戻入額		—	7
価格変動準備金		—	7
特別損失		8	4
固定資産処分損		0	4
特別法上の準備金繰入額		8	—
価格変動準備金		8	—
税金等調整前当期純利益		543	3,157
法人税および住民税等		320	442
法人税等調整額		40	406
法人税等合計		361	849
当期純利益		181	2,308
非支配株主に帰属する当期純利益		—	—
親会社株主に帰属する当期純利益		181	2,308

(3) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2018 年度 (2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)	2019 年度 (2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)
	金額	金額	金額
当期純利益		181	2,308
その他の包括利益		△ 310	△ 106
その他有価証券評価差額金		△ 272	△ 2
退職給付に係る調整額		△ 38	△ 103
包括利益		△ 128	2,202

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2018 年度 (2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)	2019 年度 (2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)
	金額	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		543	3,157
減価償却費		432	471
支払備金の増減額 (△は減少)		△ 35	44
責任準備金等の増減額 (△は減少)		1,015	△ 923
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△ 11	△ 41
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		△ 524	△ 416
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		△ 17	26
賞与引当金の増減額 (△は減少)		5	△ 3
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		8	△ 7
利息および配当金収入		△ 80	△ 64
有価証券関係損益 (△は益)		△ 39	0
支払利息		16	15
為替差損益 (△は益)		△ 111	47
有形固定資産関係損益 (△は益)		0	4
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は増加)		816	△ 1,183
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は減少)		1,336	762
小計		3,352	1,889
利息および配当金の受取額		171	180
利息の支払額		△ 16	△ 15
法人税等の支払額		△ 480	△ 276
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,027	1,777
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 10,986	△ 16,259
有価証券の売却・償還による収入		11,587	12,648
資産運用活動計		601	△ 3,610
(営業活動および資産運用活動計)		(3,628)	(△ 1,832)
有形固定資産の取得による支出		△ 17	△ 16
投資活動によるキャッシュ・フロー		584	△ 3,627
財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出		△ 141	△ 148
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 141	△ 148
現金および現金同等物に係る換算差額		111	△ 47
現金および現金同等物の増減額 (△は減少)		3,581	△ 2,045
現金および現金同等物の期首残高		7,192	10,774
現金および現金同等物の期末残高		10,774	8,729

(注) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および同等物）は手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金、コールローン等の短期投資からなっております。

(5) 連結株主資本等変動計算書

2018 年度 (2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,000	1,250	5,960	12,210	719	337	1,056	13,266
当期変動額								
減資	△ 3,150	3,150						
欠損填補		△ 7,050	7,050					
親会社株主に 帰属する当期純利益			181	181				181
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					△ 272	△ 38	△ 310	△ 310
当期変動額合計			181	181	△ 272	△ 38	△ 310	△ 128
当期末残高	5,000	1,250	6,142	12,392	446	299	745	13,137

2019 年度 (2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,000	1,250	6,142	12,392	446	299	745	13,137
当期変動額								
親会社株主に 帰属する当期純利益			2,308	2,308				2,308
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					△ 2	△ 103	△ 106	△ 106
当期変動額合計			2,308	2,308	△ 2	△ 103	△ 106	2,202
当期末残高	5,000	1,250	8,450	14,700	443	196	639	15,339

◆連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（2019 年度）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

Chubb 少額短期保険株式会社

2. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

- ① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ② その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行っております。

(2) 減価償却資産の減価償却の方法は次のとおりであります。

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っております。ただし 2016 年 4 月 1 日以降取得した建物付属設備および構築物（建物を除く）については定額法により行っております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社および連結子会社の保有する自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却はリース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額についてはリース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

(4) 貸倒引当金は、当社および連結子会社の定める資産査定および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。

す。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。すべての債権は、資産査定および償却・引当規程に基づき、管轄部署が資産査定および償却・引当を実施し、当該部署から独立した監査部等が査定結果および償却・引当状況を監査しております。

(5) 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異は、15 年による按分額を費用処理し、前連結会計年度末で終了しております。数理計算上の差異および過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当連結会計年度末の要支給見積額を計上しております。

(7) 賞与引当金は、従業員および役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

(8) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

(9) 消費税等の会計処理は税込方式によっております。

3. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

◆ 2019 年度連結貸借対照表関連

1. 有形固定資産の減価償却累計額は 844 百万円であります。

2. 賞与引当金には役員分 11 百万円が含まれております。

3. 1 株あたりの純資産額は 94,109 円 53 銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は 15,339 百万円、普通株式に係る期末の純資産額は 15,339 百万円、1 株あたり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数は 163 千株であります。なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 2019 年度連結損益計算書関連

1. 1 株あたりの親会社株主に帰属する当期純利益は 14,161 円 80 銭であります。算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益は 2,308 百万円、普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益は 2,308 百万円、

普通株式の期中平均株式数は 163 千株であります。

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 2019 年度連結包括利益計算書関連

その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	△ 51 百万円
組替調整額	47 百万円
税効果調整前	△ 4 百万円
税効果額	1 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 2 百万円

退職給付に係る調整額

当期発生額	0 百万円
組替調整額	△ 27 百万円
税効果調整前	△ 27 百万円
税効果額	△ 75 百万円
退職給付に係る調整額	△ 103 百万円
その他の包括利益合計	△ 106 百万円

◆ 2019 年度連結株主資本等変動計算書関連

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当連結会計年度期首株式数（千株）	163	163
当連結会計年度増加株式数（千株）	—	—
当連結会計年度減少株式数（千株）	—	—
当連結会計年度末株式数（千株）	163	163

自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 2019 年度金融商品関連

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は損害保険事業を行っており保険料として収受した資金等の運用を行っております。
資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、中長期的に安全かつ効率的な運用収益を確保することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券です。
資産運用に関するリスクは金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体の信用リスク、巨大災害の発生、市場の混乱等により著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理態勢

資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理規定に従い、以下のモニタリングをリスク管理委員会資産運用リスク部会で実施し、四半期ごとにリスク管理委員会ならびに取締役会へ報告しております。

①市場リスクについては含み損益、損益分岐点、金利感応度の状況をモニタリングしております。また VaR によるリスク量の管理を行っております。

②信用リスクについては同一与信先ならびに格付別の与信限度額の管理を行っております。

③流動性リスクについては災害時を想定した場合の想定資金化期間の状況をモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（（注 2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金および預貯金	8,899	8,899	—
(2) 有価証券	43,128	43,128	—
その他有価証券	43,128	43,128	—
(3) 外国再保険貸	3,460	3,460	—
資産計	52,028	52,028	—
(1) 外国再保険借	6,227	6,227	—
負債計	6,227	6,227	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金および預貯金

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によります。また、投資信託については、公表されている基準価格によります。

(3) 外国再保険貸

主にグループ会社に対する再保険金の支払債権であり短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 外国再保険借

主にグループ会社に対する再保険料の支払債務であり短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は非上場株式 91 百万円であり、これらは含まれておりません。

(6) 会計監査

当社は、2018 年度（2018 年 4 月 1 日より 2019 年 3 月 31 日まで）および 2019 年度（2019 年 4 月 1 日より 2020 年 3 月 31 日まで）の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表について、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、PwC あらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

III-4 リスク管理債権

該当なし

III-5 セグメント情報

(1) 事業の種類別セグメント情報

2018 年度（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）

全セグメントの経常収益の合計、経常利益の合計および資産の金額の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも 90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しています。

なお、投資事業は保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）

同上

(2) 所在地別セグメント情報

2018 年度（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）

全セグメントの経常収益の合計および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも 90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しています。

2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）

同上

(3) 海外売上高

2018 年度（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の 10% 未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）

同上

III-6 Chubb 少額短期保険株式会社の単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	年度	2018 年度	2019 年度
単体ソルベンシー・マージン総額 (A)		472	498
純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を除く。)		428	450
価格変動準備金		—	—
異常危険準備金		43	47
一般貸倒引当金		0	0
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前) (99%または 100%)		—	—
土地含み損益 (85%または 100%)		—	—
契約者配当準備金		—	—
将来利益		—	—
税効果相当額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
控除項目		—	—
単体リスクの合計額 (B)		34	34
$\sqrt{R_1^2 + R_2^2} + R_3 + R_4$			
保険リスク相当額		17	17
(一般保険リスク R_1) * 1		17	17
(巨大災害リスク R_4) * 4		—	—
(資産運用リスク R_2) * 2		28	28
(経営管理リスク R_3) * 3		0	0
単体ソルベンシー・マージン比率 (C)		2,761.8%	2,926.5%
$C = [(A) / \{(B) \times 1 / 2\}] \times 100$			

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 211 条の 59, 第 211 条の 60 および 2006 年金融庁告示第 14 号の規定に基づいて算出しています。

◆単体ソルベンシー・マージン比率

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払い等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の (B)) に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額: 上表の (A)) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の (C)) です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険 (一般保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 資産運用上の危険 (資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 3 経営管理上の危険 (経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1 ~ * 2 および * 4 以外のもの
 - * 4 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- 「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額) とは、少額短期保険業者の純資産 (社外流出予定額等を除く)、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に、活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

III-7 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払い能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目	年度	2018 年度	2019 年度
連結ソルベンシー・マージン総額 (A)		32,341	32,828
資本金または基金等		12,392	14,700
価格変動準備金		21	13
危険準備金		15	18
異常危険準備金		19,006	17,207
一般貸倒引当金		5	16
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額（税効果控除前）（99%または100%）		556	553
土地含み損益（85%または100%）		—	—
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の合計額（税効果控除前）		299	271
保険料積立金等余剰部分		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		43	47
その他		—	—
控除項目		—	—
連結リスクの合計額 (B)		3,927	4,135
$\sqrt{(\sqrt{(R_1^2 + R_2^2)} + R_3 + R_4)^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2} + R_8 + R_9$			
損害保険契約の一般保険リスク (R ₁) * 1		2,374	2,578
生命保険契約の保険リスク (R ₂) * 1		—	—
第三分野保険の保険リスク (R ₃) * 1		0	1
少額短期保険業者の保険リスク (R ₄) * 1		17	17
予定利率リスク (R ₅) * 2		4	3
生命保険契約の最低保証リスク (R ₆) * 3		—	—
資産運用リスク (R ₇) * 4		1,607	1,699
経営管理リスク (R ₈) * 5		98	104
損害保険契約の巨大災害リスク (R ₉) * 6		943	925
連結ソルベンシー・マージン比率 (C)		1,646.9%	1,587.6%
$C = [(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$			

（注）「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2（連結ソルベンシー・マージン）および第88条（連結リスク）ならびに2011年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

◆連結ソルベンシー・マージン比率

- 当社は損害保険事業を営むとともに、グループ子会社において少額短期保険業を営んでおります。
 - 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払いや積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」です。
- 連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社（議決権が50%超の子会社）については計算対象に含めていません。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険（損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスクおよび少額短期保険業者の保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
 - * 2 予定利率上の危険（予定利率リスク）：積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - * 3 最低保証上の危険（生命保険契約の最低保証リスク）：変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - * 4 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 5 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1～*4および*6以外のもの
 - * 6 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
 - 「当社およびその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力」
 - 当社およびその子会社等の純資産（剰余金処分額を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、国内の土地の含み益の一部等の総額
 - 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

店舗所在地一覧

2020年8月1日現在

本社	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7000（代）	
北海道支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1（日本生命札幌ビル）	(011)261-1501（代）	Fax(011)241-0368
東北支店	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号（仙台トラストタワー）	(022)262-7791（代）	Fax(022)265-0527
青森営業所	〒033-0001	青森県三沢市中央町4丁目3番4号（YG三沢ビル）	(0176)53-4413（代）	Fax(0176)57-0408
北関東支店	〒330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号（ソニックシティビル）	(048)644-1233（代）	Fax(048)647-2375
新潟営業所	〒950-0911	新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9号（大和地所新潟笹口ビル）	(025)245-7291（代）	Fax(025)244-8789
宇都宮営業所	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り2丁目1番5号（明治安田生命宇都宮大通りビル）	(028)635-6699（代）	Fax(028)633-5536
前橋営業所（2020年9月30日まで）	〒371-0022	群馬県前橋市千代田町3丁目5番13号（前橋セントラルビル）	(027)235-7071（代）	Fax(027)235-7075
高崎営業所（2020年10月1日から）	〒370-0811	群馬県高崎市相生町1番地1（八十二銀行高崎ビル）	(027)377-8420（代）	Fax(027)377-8418
旅行保険本部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7060（代）	Fax(03)6364-7422
不動産保険本店営業部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7050（代）	Fax(03)6364-7420
不動産保険代理店センター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7084（代）	Fax(03)6364-7420
東京支店	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7070（代）	Fax(03)6364-7416
企業営業部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7182（代）	Fax(03)6364-7410
中央統括支店	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7080（代）	Fax(03)6364-7418
神奈川支店	〒220-8144	神奈川県横浜西区みなとみらい2丁目2番1号（横浜ランドマークタワー）	(045)683-3600（代）	Fax(045)683-3636
静岡支店	〒420-0857	静岡県静岡市葵区御幸町11番30号（エクセルワード静岡ビル）	(054)254-0331（代）	Fax(054)254-7915
浜松営業所	〒430-7715	静岡県浜松市中区板屋町111番2号（浜松アクタタワー）	(053)454-4401（代）	Fax(053)455-1655
名古屋支店	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル）	(052)747-7000（代）	Fax(052)747-7100
岐阜営業所	〒500-8833	岐阜県岐阜市神田町1丁目8番5号（協和興業ビル）	(058)264-6271（代）	Fax(058)263-7267
三重営業所	〒510-0067	三重県四日市市浜田町6番11号（サムティ四日市ビル）	(059)352-2164（代）	Fax(059)354-1364
中部不動産保険営業部	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル）	(052)747-7000（代）	Fax(052)747-7100
大阪支店	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号（ハービス大阪）	(06)6343-7591（代）	Fax(06)6343-7588
京都営業所	〒604-8101	京都府京都市中京区柳馬場通り御池下ル柳八幡町65番地（京都朝日ビル）	(075)211-5501（代）	Fax(075)251-0798
徳島営業所	〒770-0841	徳島県徳島市八百屋町1丁目14番地（大樹生命徳島ビル）	(088)626-3511（代）	Fax(088)655-1876
関西不動産保険営業部	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号（ハービス大阪）	(06)6343-7591（代）	Fax(06)6343-7588
広島支店	〒730-0017	広島県広島市中区鉄砲町7番18号（東芝フコク生命ビル）	(082)221-9311（代）	Fax(082)223-8441
岡山営業所	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井1丁目1番3号（日本生命岡山第2ビル新館）	(086)224-6285（代）	Fax(086)231-9625
福岡支店	〒810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号（電気ビル共創館）	(092)751-5061（代）	Fax(092)771-5504
北九州営業所	〒802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号（KMMビル）	(093)511-5012（代）	Fax(093)511-6509
熊本支店	〒860-0805	熊本県熊本市中央区桜町1番20号（西嶋三井ビルディング）	(096)354-8221（代）	Fax(096)359-4559
沖縄支店	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号（ニッセイ那覇センタービル）	(098)911-6660（代）	Fax(098)911-9900
ブローカー セールス&マーケティング部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7181（代）	Fax(03)6364-7410

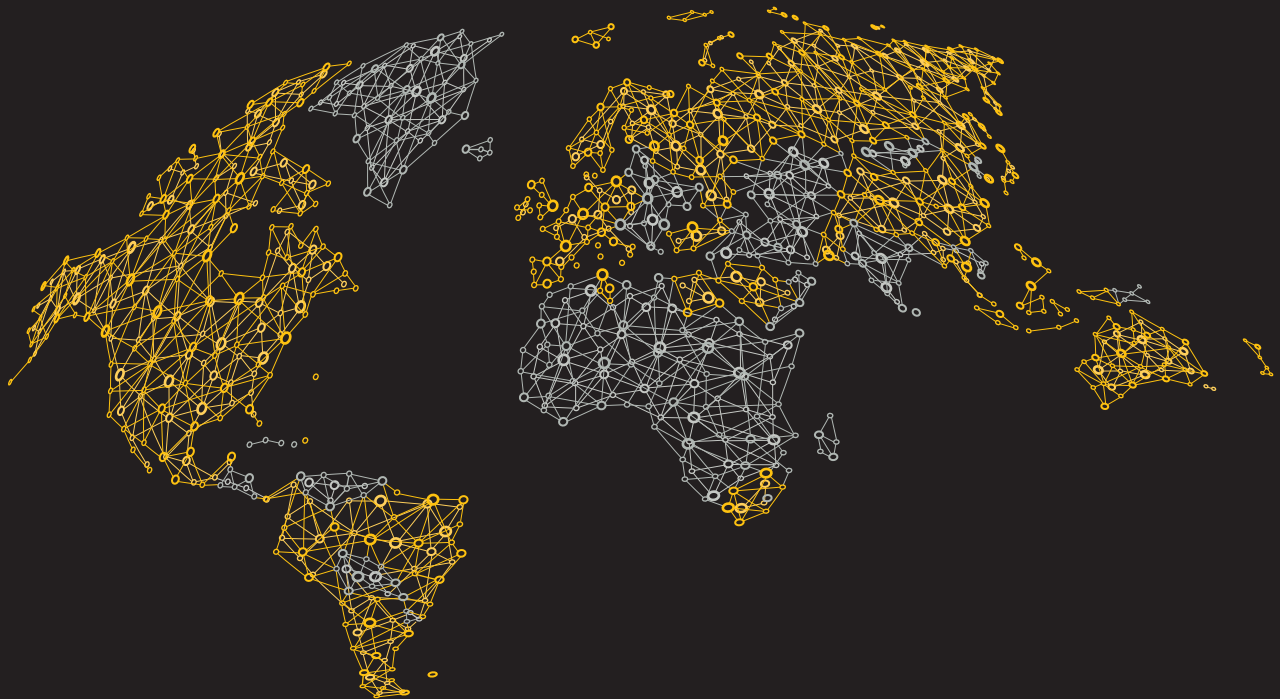
損害サービス専門オフィス

保険金カスタマーセンター	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号（仙台トラストタワー）	(050)3164-8690（代）	Fax(022)778-0245
火災・新種個人保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7210（代）	Fax(03)6364-7450
火災・新種法人保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7211（代）	Fax(03)6364-7451
傷害・医療保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7220（代）	Fax(03)6364-7448
自動車保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7200（代）	Fax(03)6364-7440
札幌サービスセンター	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1（日本生命札幌ビル）	(011)261-8023（代）	Fax(011)261-1512
名古屋サービスセンター	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル）	(052)747-7020（代）	Fax(052)747-7120
大阪サービスセンター	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号（ハービス大阪）	(06)6343-7585（代）	Fax(06)6343-7583
福岡サービスセンター	〒810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号（電気ビル共創館）	(092)751-5067（代）	Fax(092)751-3994
沖縄サービスセンター	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号（ニッセイ那覇センタービル）	(098)911-6630（代）	Fax(098)911-9900

各種お問い合わせ先

事故受付サービス	0120-011-313	海外旅行保険事故専用	0120-071-313
お客様サポートダイヤル	0120-550-385	傷害保険事故専用	0120-091-313
		がん・医療保険事故専用	0120-289-822

54 の国と地域で事業展開する損害保険のグローバルリーダー、チャブ・グループ。



チャブ・グループは、
これらの国や地域で事業を展開。
世界中でお客様のリスクを
管理・サポートしています。

Argentina	Denmark	Italy	Panama	Sweden
Australia	Ecuador	Japan	Peru	Switzerland
Austria	Egypt	Korea	Philippines	Taiwan
Belgium	Finland	Macao	Poland	Thailand
Bermuda	France	Malaysia	Portugal	Tunisia
Brazil	Germany	Mexico	Puerto Rico	Turkey
Canada	Gibraltar	Myanmar	Russia	United Arab Emirates
Chile	Hong Kong	Netherlands	Saudi Arabia	United Kingdom
China	Hungary	New Zealand	Singapore	United States
Colombia	Indonesia	Norway	South Africa	Vietnam
Czech Republic	Ireland	Pakistan	Spain	

Business Report 2020 2020 年 8 月発行

Chubb 損害保険株式会社
マーケティング & コミュニケーション部

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
03-6364-7000 (代) www.chubb.com/jp

www.chubb.com/jp

Chubb. Insured.SM